

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年9月30日
【中間会計期間】	自 2021年1月1日 至 2021年6月30日
【会社名】	シュナイダー・エレクトリック・エス・イー (Schneider Electric SE)
【代表者の役職氏名】	取締役会秘書役 セゴレーヌ・シモナン・ドゥ・ブーレー (Ségolène Simonin-du Boullay, Secretary of the Board of Directors)
【本店の所在の場所】	フランス 92500 リュエイユ・マルメゾン リュ・ジョゼフ・モニエ 35 (35 rue Joseph Monier, 92500 Rueil-Malmaison, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 松 添 聖 史
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03) 6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士 渡 邊 大 貴
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03) 6271-9900
【縦覧に供する場所】	該当なし

(注)

1. 別段の記載がある場合又は文脈上他の意味に解すべき場合を除き、本書において「我々」、「私たち」、「当社」、「発行会社」、「当グループ」、「シュナイダー・エレクトリック・エス・イー」又は「シュナイダー」とは、シュナイダー・エレクトリック・エス・イーを指す。
2. ユーロの日本円への換算は、1ユーロ = 143.92円 (2022年6月8日付で欧州中央銀行が公表した外国為替基準レート) の換算率により換算されている。
3. 当社の会計年度は、1月1日から12月31日である。
4. 別段の記載がある場合を除き、本書中の数値は、小数点第2位以下を四捨五入している。本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

当社は、有限責任会社として知られる法的事業体である欧州会社（société européenne、以下「SE」という。）である。当社に適用される主な法的枠組みは、欧州会社の地位について規定する2001年10月8日付の欧州理事会規則（EC）第2157/2001号（SE規則）である。SE規則の対象ではない事項は、有限責任会社（société anonyme）に適用されるフランス商法（Code de commerce）の規定及び会社の定款により規定されている。有限責任会社の経営及び統治に関するフランス商法の規定は、欧州会社に適用される。

以下は、当社のようなSEに適用ある規則の主な規定の概要である。

定款（statuts）はSEの基本的な設立文書である。定款には、SEの名称、設立期間、登記上の事務所の住所、会社の目的、株式資本の金額、発行株式数及び株式の譲渡に課される制限などを記載しなければならない。

株式資本

SEの最低株式資本金額は120,000ユーロである。1株あたりの額面金額について法律上の制約はない。株式は、普通株式又は優先株式のように、異なる種類を設けることができる。優先株式には、普通株式よりも優先権を有する株式（優先配当や清算時における権利など）が含まれる。

フランス法の下では、上場会社のみが無記名株式を発行することができる。伝統的な意味での無記名株式という概念（すなわち、会社が無記名株式のために株券を発行し、当該株券の所有者は、当該株券の引渡しにより第三者に株式を譲渡することができ、当該株券によって表章される権利は、当該株券を会社に提示することにより発行会社に対して行使されるという概念）は、もはやフランスには存在しない。

無記名株式又は記名株式の所有権は、もはや株券では証明されず、記名株式の場合は会社の株式譲渡登録簿への記録及び無記名株式の場合は金融機関における実質株主の個別口座への記録により証明される。所有権又は所有権譲渡は、記名株式の場合はSEが発行する証明書又は無記名株式の場合は金融機関が発行する証明書によって証明される。ただし、フランス国外で流通することのみを目的とした株式は、ユーロクリア・フランスにより発行される株券により証明される。

株式を譲渡するために、株主は、会社又は（場合により）金融機関に譲渡指図書（ordre de mouvement）を送付しなければならない。株式譲渡証書を作成する必要はない。証書が作成されない場合、登録税は課されない。既存株主間での株式譲渡は制限されることがある。上場会社においては、株式は自由に第三者に譲渡することができる。

一般的に、SEは、（a）消却のため（減資が株主によって承認されている場合）、（b）適格従業員による株式取得制度に使用するため、及び（c）エクイティ商品に転換可能な金融商品から生じる義務を履行するためにのみ、自己の株式を購入することができる。フランス商法は、相互保有を禁止している（すなわち、ある会社が他の会社の10%以上を直接保有する場合に、当該他の会社は前者の会社の一切の株式資本を保有してはならない。）。さらに、フランス商法第L.233-31条に基づき、SEがその子会社又は被支配会社を通じて間接的に自己株式の一部を支配する場合、当該株式には、当該会社の株主総会における議決権を付与することはできない。

株主の責任は所有株式の額面金額を限度とする。

資本出資形態

株式は現金又は現物出資により発行される。SEの当初資本のため発行される株式が現金により払込まれる場合、最低払込額は発行株式の額面金額の50%であり、残りの50%は取締役会の払込要求により5年以内に払込まなければならない。

株式が現物出資（有形又は無形の資産）を対価として発行される場合は、商事裁判所により選任された独立鑑定人（*commissaire aux apports*）が現物出資の価額についての意見を述べなければならない。株式が額面金額を超えた価格で発行される場合は、かかるプレミアムは発行時に全額払込まれることを要する。

資本金が払い込まれるまで、社債の発行は禁止されている。ただし法律は、限定された数の特定の事例において、この規則の例外を規定している。株主が少なくとも2事業年度の決算書を承認しない場合、社債の発行には会社の財務状況の検証が先行されなければならない。

増資及び減資

会社の資本は、臨時株主総会の決定により、追加の現金若しくは現物出資又は利益剰余金の資本組入れにより増加することができる。臨時株主総会はまた、一定の期間と金額の範囲内で取締役会に対し株式資本を増加する権限を授権することができる。増資は、新株の発行又は既存株式の額面の増加により行うことができる。株主はその資本出資を増加させる義務を負うものではない。増資が現金の払込みにより行われる場合、現金による最低払込額は発行株式の額面金額の25%であり、残りの75%は、取締役会の払込要求により5年以内に払込まなければならない。増資が部分的に現金の払込みにより、及び部分的に資本準備金、利益剰余金又は利益の組入れにより行われる場合、発行される株式は発行時に全額払い込まなければならない。

株式資本を減少させるためには、株式を消却するか又は額面金額を引き下げること決議する臨時株主総会を開催することを要する。

増資又は減資は、商事裁判所書記官に届出を要し、また官報で公告しなければならない。減資において、監査人は、株主の平等な取扱いを含め、減資の原因及び条件について報告しなければならない。

経営

取締役会（*conseil d'administration*）は、3名以上18名以内の取締役からなる。合併又は統合においては、取締役の人数は最長3年間で24名にまで増員することができる。取締役は、フランス人若しくは外国人又は法人でもよいが、法人の場合はその常任代表者として自然人を指定しなければならない。

会社の定款に基づき株主でなければならない取締役は、株主により最長4年間の任期で選任される。取締役は、事前の通知、理由又は補償なしに、株主により解任されうる。

さらに、フランス商法は、会社並びにその登記上の事務所がフランスにあるその直接及び間接子会社の従業員により選任される最大4名（上場会社の場合は5名）の取締役からなる第2の区分を設ける選択肢を定めている。従業員により選任される取締役の数は、株主により選任される取締役の数の3分の1を超えてはならない。

さらに、フランス商法は、従業員が資本金の3%以上を保有する場合、従業員を代表する1名以上の取締役を株主によって選任する義務を規定している。

取締役会は、会社の活動の戦略的方向性を決定する。取締役会は会長及び最高経営責任者を指名する。定足数は、構成員総数の2分の1とする。決議は、自ら又は代理人により出席している取締役の過半数の票により承認される。可否同数のときは、定款に別段の定めがある場合を除き、会長が決定票を有する。会長は、当該者が代表する取締役会の名において行動し、経営権は有さない。会長は、会社の円滑な運営を確保する。最高経営責任者は、会社を経営する全ての権限を有し、第三者に対して会社を代表する。最高経営責任者は、会長及び取締役会の監督の下に、その職務を遂行する。

最高経営責任者の発案により、取締役会は、その構成員又は取締役会外部から、1名から5名のゼネラル・マネージャー（*Directeurs Généraux délégués*）を任命することができる。任命を受けたゼネラル・マネージャーは、第三者に対して会社を代表する権利を有する。

株式に付帯する権利

(a) 株主総会

株主（議決権証書が発行されている場合は、当該議決権証書の保有者を含む。）は、株主総会を通じて本会社に対する支配権を行使する。一般的に、全ての株主は、株主総会に直接又は代理人を通して参加することができる。株主は、対面、代理人又は郵送により議決権を行使することができる。

財務諸表を承認するために、事業年度終了後6か月以内に少なくとも1回の定時株主総会を毎年開催しなければならない。法律又は定款に基づき株主の承認を必要とする会社の経営に関する、その他のいかなる事項（定款の修正を除く。）についても、必要に応じて定時株主総会を招集することができる。定時株主総会の定足数は、第1回招集においては、資本の5分の1以上に係る株主の出席又は委任状による代理により満たされる。第2回招集においては、定足数の要件はない。決議の採択には、投票総数の単純過半数（50%超）が必要である。

臨時株主総会のみが定款を修正する権限を有する。利益剰余金、準備金又は株式プレミアムの資本組入れは、定時株主総会に適用される定足数及び過半数の要件に従い、臨時株主総会で承認することができる。臨時株主総会におけるその他の決議について、定足数は、第1回招集においては、資本の4分の1以上に係る株主の出席又は委任状による代理により満たされ、第2回招集においては、資本の5分の1以上に係る株主の出席又は委任状による代理により満たされる。決議の採択には、投票総数の3分の2が必要である。

定款により複数の種類株式が定められている場合、全ての株主に対して正当に通知された臨時株主総会の承認なしに、いずれの種類株式の権利内容も変更することはできない。さらに、当該決議は関係する種類株式の株主の種類株主総会により承認されなければならない。

(b) 議決権

一般に、1株あたりの議決権の数は、保有する株式資本の割合に比例しなければならないが、1株は少なくとも1個の議決権を有する。これらの原則には例外がある。当該制限が全ての株式に適用されることを条件に、株主1人当たりの議決権の数を制限することができる。さらに、定款は、これらの議決権が同一株主により少なくとも2年間又は定款に定められている場合にはそれより長い期間にわたり保有されている全額払込済記名株式に限定される場合、2倍の議決権を付与することを定めることができる。

フランス商法第L.233-7条に基づき、株主又は共同して行為する株主グループは、上場会社の株式資本又は議決権（議決権の数が株式の数と異なる場合）の5%、10%、15%、20%、25%、30%、3分の1、50%、3分の2、90%、95%の水準を上回る又は下回る水準で保有割合を変更する場合、その旨を会社及びAutorité des Marchés Financiers (AMF)に通知しなければならない。当該通知を怠った場合、当該水準を超える株式は、その議決権を剥奪される。定款は、通知が必要な水準を追加して規定することができる。

(c) 配当及び準備金

配当及び利益処分は株主総会により承認されなければならない。定款に記載がなければ配当金の支払いについて制限はないが、配当は利益を上回ることはできない。さらに、毎年、純利益の最低5%は法定準備金が発行済株式資本の10%に達するまで同準備金に組み入れられなければならない。定款は第1位の配当を定めることができる。SEはまた、法定監査人の監査を受けた最終又は中間貸借対照表により、利益が減価償却、準備金及び必要な場合は繰越損失による調整後の中間配当の金額以上であることが示される場合には、中間配当を支払うことができる。取締役会は、中間配当の実施、金額及び支払期日を決定する。

(d) 清算

会社清算の際には、全ての債務及び清算費用の支払い後に利用可能な資金は、株主（議決権証書の保有者を除く。）及び投資証書の保有者との間で、それぞれの保有状況に応じて按分して分配される。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

登録資本 - 株式

当社の登録資本は2,276,133,768ユーロに設定され、額面価額4ユーロの払込済株式569,033,442株に分割される。

株式は、株主が希望するとおり記名株式又は無記名株式とすることができる。いずれの種類のもも、有効な法律及び規制条項で要求される条件に基づき、株主名簿に記載されることにより取得される。

株主（法人であるか個人であるかを問わない。）が、フランス商法第L.233-9条の意味の範囲内で、その直接的又は間接的持分を、当社の資本若しくは議決権の1%以上又はその倍数に増加させた場合、当該株主は、単独で（直接的又は間接的かを問わない。）又は共同して、支配する株式、株式等価物及び議決権の総数を、基準値を超えてから5取引日以内に、受領通知要求付書留郵便により当社に通知するものとする。加えて、2009年11月1日付で、株主は、フランス商法第L.233-7条第3段落（b）に言及される契約又は金融商品により取得する権利を有する既存株式数並びに同条第3段落（c）に言及される契約又は金融商品の対象となる既存株式数を開示文書において当社に通知するものとする。当該開示要件は、株式資本又は議決権の割合が上記の基準値を下回る場合にも適用されるものとする。これらの開示規則を遵守しない場合、株主総会に提出される当社の資本の2.5%以上を共同で代表する1以上の株主の要求により、非開示株式は、法律に定める条件に基づき議決権を剥奪される。

当社は、有効な法律及び規制条項に定める条件に基づき、その株主又は即時の若しくは将来の議決権を付与される株式を保有する株主に関する情報、その身元及び保有株式数を、いずれかの組織又は認可を受けた仲介人に提供するように要求することができる。

株主又はその銀行若しくはブローカーが上記の段落で要求される開示を行わない場合、非公開株式は、一時的に又は恒久的に、法律の条項に基づき、議決権及び配当権を剥奪される可能性がある。

当社の株式は自由に譲渡可能であり、取引可能である。

各株式は、当社の資産の所有権、利益及び清算時の分配における1株当たりの権利を付与する。当該株式は、必要に応じて、償還済み及び未償還であるか、払込済みであるか否か、異なる種類の株式及び株式に対する権利の額面価額を考慮した上で、既存の株式数に比例する。

課税目的上、現在又は将来に登録資本を構成する全ての株式は、常に含まれるものとする。従って、理由の如何を問わず、株式資本の払戻しにより当社の存続期間中又はその清算時に一部の株式についてのみ支払期限が到来する全ての公課及び課徴金は、当該払戻時に資本を構成する全ての株式の間で分割される。これにより、現在又は将来の全ての株式は、必要に応じて、異なる種類の株式及び株式に対する権利の額面上の未償還額を考慮した上で、同一の正味金額を受領する権利を付与することにより、同一の有効な利益をその所有者に付与する。

権利を行使するために複数の株式を保有する必要がある場合は常に、単一の株式又は必要な数を下回る株式数で構成されるグループの所有者は、会社に対する権利は有さない。このような場合、必要な株式数のグループを構成することは、個人株主次第である。

取締役会

取締役会の構成

1. 取締役会は、3名以上18名以内の構成員を有する。合併においては、法律の定める制限及び条件の範囲内でこれを増加することができる。

各取締役は、在職中少なくとも250株を保有しなければならない。

2. 取締役の任期は4年間（更新可能）である。

ただし、当社の監査役であった者で2013年4月25日の定時株主総会において任命される最初の取締役は、4年間の任期中で任命される最初の従業員株主を代表する取締役を除き、当社の監査役会の構成員としての任期が終了するまで、取締役会に残るものとする。

さらに、上記の規定の例外として、70歳以上の者に与えられる任期は2年間（更新可能）とする。また、任期満了前に70歳に到達する取締役の任命があった場合は、当該任期は、前年度の財務諸表を承認するために招集され、当該取締役が70歳に到達する年に開催される定時株主総会の終了時までの期間とする。定時株主総会は、その際に、当該取締役を2年間の任期（更新可能）で再任することができる。

取締役の全員が再任されることとなった場合、取締役会における無作為の抽選に基づき、任命された取締役の半数（必要に応じて端数を切り捨てる。）の任期は2年後に満了し、その他の構成員の任期は4年後に満了する。

取締役の職務は、前年度の財務諸表を承認するために招集され、当該取締役の任期が満了する年に開催される定時株主総会の終了時に終了する。

70歳以上の取締役は、全体の3分の1以下でなくてはならない。当該制限を超えた場合で70歳以上の取締役の任意の退任がないときは、最年長の取締役は退任したものとみなす。ただし、在任取締役の総数が減少した結果当該制限を超えた場合で、3か月以内に退任した構成員の後任者を就任させる場合は、70歳以上の在任取締役の数を維持できるように、上記の要件は免除されるものとする。

3. 取締役会には、従業員株主を代表する構成員1名が含まれるものとし、当該者は、取締役会の決定する方法に従い、株主総会において選任されるものとする。

ただし、当社及び関連会社の従業員（商法第L. 225-180条の意味の範囲内における。）が、商法第L. 225-102条の適用における年次報告書に開示されることで証明されるとおり、当社の資本の3%超を保有する場合、当該従業員は、下記第（i）から（iii）段落に定義される根拠に基づき、商法第L. 225-102条に言及される株主により動議が提出され投票が行われる定時株主総会により4年間の任期で選任されるものとする。

(i) 従業員株主を代表する取締役の構成員は、株主総会により選任された日に、取締役会の一員となる。適用ある場合、当該取締役は、取締役会が定める条件に基づき選任されその任期が満了したものとみなされる在任の取締役の後任者となるものとする。当該取締役の任期は、当該取締役が選任された期間の最終年度に招集される定時株主総会の終了時に終了するものとする。ただし、次の場合には、当該取締役の任期は法律上当然に終了し、退任したものとみなされる。

- 当該者が、（i）商法第L. 225-180条の意味の範囲内における当社又は関連会社の従業員、（ii）株主又は当社の株式に投資するミューチュアル・ファンドのユニット保有者、（iii）当該者を候補者として提案した当社のミューチュアル・ファンドの監査役会の構成員でなくなる場合。

- 商法第L. 225-180条の意味の範囲内における会社及び関連会社の従業員が、商法第L. 225-102条に基づき取締役会が作成した年次報告書において開示されることで証明されるとおり、当社の資本を3%以上保有していない場合。

(ii) 株主総会は、以下に従い選任された従業員株主から提出された候補者の名簿について投票を行うものとする。

a) 商法第L. 225-102条に言及される従業員及び元従業員が保有する株式に付随する議決権が、当社の株式に投資するミューチュアル・ファンドの監査役会により行使される場合、これらの監査役会はそれぞれ、その裁量により最大2名の候補者を指名するものとする。ただし、当社の最高経営責任者は、2以上の監査役会に対し、協議により最大2名の候補者を共同で指名するよう要請することを決定できる。

b) 従業員が直接的に保有する株式又は従業員若しくは元従業員が当社の株式に投資するミューチュアル・ファンドを通じて保有する株式に付随する議決権が、当該従業員若しくは元従業員により直接的に行使さ

れる場合、候補者は、最高経営責任者が主導する書面による協議を通じて指名されるものとする。直接的に議決権を行使する従業員が保有する株式の5%以上を共同で保有する従業員株主のグループにより承認された候補者のみが、投票の対象となるものとする。

- c) 取締役会において従業員株主の代表となるための投票における候補者は、4年間の任期に就任する資格を与える雇用契約に基づき雇用されていなければならない。また、当社の株式25株以上又は当社に投資するミューチュアル・ファンドにおける同等のユニットを保有していなければならない。
- d) 適用ある法令及び本定款に定めのない候補者の指名のための条件及び手続きは、最高経営責任者が、とりわけ候補者の選定の時期について決定するものとする。
- e) 正式に指名された候補者の名簿は、最高経営責任者により作成され、従業員株主を代表する取締役を選任する株主総会の招集通知に添付されるものとする。

(iii) 株主総会に出席した株主及び代理人による投票の最大数を獲得した候補者が選任されるものとする。

従業員株主の代表のために確保された取締役会の席が空席となった場合、次回の株主総会の前又は当該席が空席となった日から3か月以内に開催される次回の株主総会において、同一の基準で新たな代表者を選任するものとする。取締役会は、従業員株主を代表する新たな構成員の任命又は選任の結果が出る間も、会議を開催し、有効に業務を遂行することができる。

2013年4月25日開催の臨時株主総会で決議された当社の管理運営の変更に伴う取締役会の第1期目に入る従業員株主の代表者の選考手続きは、変更先立って、監査役会の構成員の場合と同様に、当社の定款第11(c)条に基づく手続きの実施により有効に行われた。

- 4. 取締役会には、フランス商法第L. 225-27-1条に基づき、従業員を代表する構成員も含まれるものとし、その地位は、適用ある法令及び現行の定款に準拠するものとする。

従業員を代表する取締役の数は、フランス商法第L. 225-17条及び第L. 225-18条に言及される取締役の数が、当該取締役の任命時に8名以下である場合は、1名とし、当該数が8名を超える場合は、2名とする。従業員株主を代表する取締役は、フランス商法第L. 225-17条に定める取締役の最小数及び最大数には含まれない。

従業員を代表する取締役が1名のみ任命される場合、当該取締役は、当社及び登記上の事務所をフランスに有する直接若しくは間接子会社において、労働法第L. 2122-1条及び第L. 2122-4条に定められる第1次投票において多数票を獲得した労働組合により指名される。従業員を代表する取締役が2名任命される場合、2人目の取締役は、フランス商法第L. 225-27-1、III、4°条に基づき、欧州労働評議会（フランス労働法第L. 2352-16条の適用上設置される従業員代表団体）により任命される。

従業員を代表する取締役は、4年間（更新可能）の任期で任命される。その職務は、前年度の財務諸表を承認するために招集され、当該取締役の任期が満了する年に開催される定時株主総会の終了時に終了する。

何らかの理由により従業員を代表する取締役の席が空席となった場合は、フランス商法第L. 225-34条の条項に従い当該空席を補充するものとする。

本定款第11.1条の第2段落の例外として、従業員を代表する取締役は、最小株式数を保有する必要はない。

本条又は法律の条項に基づき、従業員を代表する取締役は、その他の取締役と同一の地位、権利及び責任を有するものとする。

本条は、当社が、会計年度の終了時に、従業員を代表する取締役を任命する前提条件を満たさなくなり、当該会計年度の財務結果を承認する定時株主総会の終了時に従業員を代表する取締役の任務が終了する場合には、適用されなくなるものとする。

取締役会会長 - 取締役会の任務

1. 取締役会は、その構成員の中から、取締役としての任期の範囲内での在任期間を定めた会長を任命し、かつその報酬を決定するものとする。

取締役会長は、再任されることができる。取締役会長の年齢制限は〔70〕歳とし、会長の任務は、その者が〔70〕歳に達した後の最初の取締役会の終了時まで満了する。

会長は、取締役会を代表する。会長は、のちに総会に報告する業務を組織し、指揮する。会長は、当社の組織が円滑に機能することを確保し、特に取締役会がその任務を遂行できることを確保する。

2. 取締役会はまた、その裁量により、その構成員の中から、取締役としての任期の範囲内での在任期間を定めた副会長を任命するものとする。

上記の例外として、取締役会長及び最高経営責任者の地位が同一人物により行使される場合、副会長の任命が必要となる。この場合、副会長は、上級独立取締役を兼任するものとする。上級独立取締役の職務は、取締役会手続規則において定められるものとする。2013年4月25日の統合株主総会後最初に開催される取締役会が最高経営責任者を任命することを選択した場合、最初の副会長 / 上級独立取締役は、任期の残存期間において、監査役会の前会長が務めるものとする。

3. 取締役会は、取締役及び株主以外から選任することのできる秘書役を任命するものとし、当該秘書役は、会長及び副会長とともに、事務局を構成するものとする。秘書役が不在の場合、取締役会は、当該秘書役に代わる構成員1名又は第三者を指名するものとする。

4. 取締役会は、会長が議長を務める。会長が不在の場合、副会長がその議長を務め、副会長が欠席の場合は、取締役会が会議の冒頭に指名する取締役がその議長を務める。

取締役会の権限及び義務

1. 取締役会は、当社の活動を決定し、その実施を監督するものとする。取締役会は、法律により株主総会において株主のみが決定することができる事項を除き、企業目的の範囲内で、当社の事業の効率的な運営に関する一切の事項を検討し、当社に関する一切の事項についての決定を行うものとする。

第三者との取引において、当社は、企業目的外における取締役会の行為に拘束される。ただし、当該行為が当該目的外のものであることを第三者が知っていたこと又は状況によって認識せざるを得なかったことを取締役会が証明する場合はこの限りではなく、本定款の単なる公表だけでは、当該証明を構成するには不十分である。

2. 取締役会は、取締役会が適切と判断する管理及び検証を行うものとする。取締役会は、その任務を遂行するために必要な全ての情報を提供され、取締役会が必要とみなす文書を受領することができる。
3. 加えて、取締役会は、1以上の特定の目的を遂行するために、株主であるか否かを問わず、1名以上の取締役又はいかなるその他の第三者に特別の権限を付与することができ、また当該者にその権限の全部又は一部を他者に委任する権限を付与することも、付与しないこともできる。
4. 取締役会は、最高経営責任者に対し、取締役会が定める範囲内で、当社に代わり担保、裏書又は保証を行う権限を付与することができる。
5. フランス商法第L. 229-7条に従い、取締役会の事前承認を条件とする規制契約に関する同法第L. 225-38条から第L. 225-42条に定める規則は当社に適用される。
6. 商法第L. 823-19条に定める専門委員会に加えて、取締役会は、その構成員の中から、その構成及び責任を決定し、取締役会の監督の下に機能する1以上の専門委員会を任命することができる。各委員会は、次回の取締役会においてその任務を報告するものとする。
7. 取締役会は、その運営に関する独自の手続規則を採択するものとする。

取締役会

1. 取締役会は、当社の利益のために必要とされる頻度で、登記上の事務所において又は開催通知に記載されるその他の場所において、適宜、会合するものとする。
2. 取締役会は、会長により若しくは会長が不在の場合は副会長により招集され（口頭によるものでよい）、又は取締役会が2か月を超えて会合していない場合は最高経営責任者若しくは取締役の3分の1以上の要求により招集される。
3. 本定款第15条に規定される場合を除き、決定は、法律に定められる定足数及び過半数の要件により行われる。同順位の場合、会議の議長が決定投票権を有する。会議に出席した者が署名する取締役の出席者一覧が保管される。

取締役会の決定は、取締役会の規制及び手続規則に従い、テレビ会議又は電話会議により行うことができる。

4. 法律に従い議事録が作成され、手続きの写し又は抜粋が発行され、認証される。

経営全般

1. 当社の経営全般は、会長及び最高経営責任者の職名を有する取締役会長又は取締役会の構成員であるか否かを問わず、取締役会が指名し、最高経営責任者の職名を有する他の者がこれを行うものとする。

経営全般に関するこれら2つの形態の選択は、次のことを条件とし、取締役会が行うものとする。

- ・ 当該決定がなされる会議の議題は、会議の少なくとも15日前までに全ての取締役を送付されること。ただし、上記の例外として、経営全般に関する2つの形態の選択は、期限に関する条件なく、2013年4月25日の統合株主総会の後最初に開催される取締役会において行うことができる。
- ・ 取締役の3分の2以上が会議に出席している又は代理人を出席させていること。

株主及び第三者は、適用ある規則に従い、取締役会の決定に関する通知を受けるものとする。

会長が当社の経営全般を行う場合、本定款における最高経営責任者に関する全ての条項が会長に適用されるものとする。この場合、本定款12.2条の定めるところにより、取締役会副会長の選任が必須となる。

2. 最高経営責任者は、企業目的の範囲内で、また法律により株主総会において株主のみが決定できる又は取締役会のみが決定することができる事項を除き、当社の名において及び当社を代表してあらゆる状況において行動する最も広範な権限を有するものとする。

最高経営責任者は、第三者との取引において当社を代表する。第三者との取引において、当社は、企業目的外における最高経営責任者の行為に拘束される。ただし、当該行為が当該目的外のものであることを第三者が知っていたこと又は状況によって認識せざるを得なかったことを最高経営責任者が証明する場合はこの限りではなく、本定款の単なる公表だけでは、当該証明を構成するには不十分である。

取締役会は、最高経営責任者の報酬及びその任期を決定するものとし、当該任期は、会長及び最高経営責任者の職務を分離する決定がなされた期間又は該当する場合は当該者の取締役としての任期のいずれかを超えてはならない。

最高経営責任者の年齢制限は65歳である。最高経営責任者の職務は、遅くとも当該最高経営責任者が65歳に達する年の取締役会の終了時に満了する。

3. 最高経営責任者の提案により、取締役会は、副マネージング・ディレクターの職名の下で、1名以上を支援に従事させることができる。取締役会は、最高経営責任者の同意を得て、副マネージング・ディレクターに委任される権限の範囲及び期間を決定するものとする。副マネージング・ディレクターは、第三者に関して最高経営責任者と同様の権限を有する。取締役会は、副マネージング・ディレクターの報酬を決定するものとする。

最高経営責任者がその職務を終了する又はその職務を遂行することができない場合、副マネージング・ディレクターは、取締役会が別段の決定をしない限り、新たな最高経営責任者が指名されるまで、その職務及び権限を保持するものとする。

株主総会

株主総会は、法律の定める条件に従い招集され、実施される。

総会は、当社の登記上の事務所又は総会の招集通知に指定されるその他の場所で開催される。各会議が招集される際に、取締役会は、テレビ会議及び/又は電気通信技術を使用して、総会の全部又は一部の公開再送信を準備することができる。

全ての株主は、適用ある法規制に基づき本人確認及び株式所有権の証明を提出した後、本人又は代理人により株主総会に出席することができる。

株主総会の招集の決定がなされた場合、取締役会はまた、株主がビデオ会議設備及び/又は適用ある法律に基づき認められるその他の電気通信媒体を使用して株主総会に参加又は投票することを許可することを決定することができる。

遠隔投票の手続きは、適用ある法規制に準拠する。具体的に、株主は、株主総会の前に、委任状及び投票用紙を書面による様式で、又は取締役会により承認され、総会の発表及び/又は通知に記載されている場合は電子的に、送付することができる。

株主総会の招集の決定がなされた場合、取締役会は、フランス民法第1367条第2段落第1文に準拠し、かつユーザー名及びパスワードで構成される手続きを使用して、総会の主催者が設置する安全なサイトを通じて、株主が当該様式に電子的に記入及び署名することを許可することができる。

総会前に電子的に提出された委任状又は投票並びに関連する受領確認書は、取消不能かつ拘束力を有する文書とみなされる。ただし、適用ある基準日（すなわち、総会日の2日前の中央ヨーロッパ時間午前0時）前に株式が売却された場合、当社は、必要に応じて、株主総会の前に電子的に提出された関連する委任状又は投票を取消す若しくは修正する。

総会は、取締役会長が議長を務めるものとし、取締役会長が不在の場合は副会長が、副会長が不在の場合は取締役会がその目的のために特別に任命した取締役の構成員が議長を務めるものとする。当該構成員を取締役会が任命しない場合、総会でその議長を選任するものとする。

議決権の最大数を代表し、かつ、それを受諾した出席株主2名が立会人を務めることとする。

取締役会は、株主である必要のない総会の秘書役を任命する。

法律の定めるところにより、出勤簿が記録される。

総会の議事録の写し又は抄本は、取締役会長、取締役副会長又は総会の秘書役により有効に署名されるものとする。

定時株主総会及び臨時株主総会は、それらがそれぞれ準拠する定足数及び過半数の規定に定める条件に基づき、法律により付与される権限を行使するものとする。

株式により付与される議決権は、等しい額面価額でそれらが表彰する資本に比例する。各資本株式又は配当株式は、強制的な法規定により株主が有する議決権の数が制限されている場合を除き、1票の権利を付与するものとする。

前段落の規定は、次の例外を条件とする：

1) 全額払込済みの株式は、その所有者に2倍議決権を与える。当該権利を主張する株主は、当該総会の開催日の前暦年の末日に、法律に定める条件に基づき少なくとも2年間にわたり登録されていなければならない。さらに、準備金、利益又は資本剰余金の資本組入れによる資本の増加の場合、2倍議決権は、それらが発行され次第、当該権利が付される既存株式により無償で割当てられる記名株式に対し付与される。

2) 株主総会において、株主は、自己が直接的に及び間接的に保有する株式により付与された単一の議決権により、並びに自己に委任された議決権の代理行使により、当社の株式により付与された議決権の総数の10%を超える議決権を、本人により又は代理人を通じて行使することはできない。ただし、株主が直接的若しくは間接的にかを問わず、及び/又は代理人として2倍議決権を保有する場合は、当社の株式により付与される議決権の総数の15%を超えない範囲内で、追加議決権のみを考慮することで、当該制限を超えて議決権を行使することができるものとする。

前項の規定を適用するには：

* 株主総会の開催日付の議決権の総数を計算し、当該株主総会の冒頭において株主に公表する。

* 直接的に及び間接的に保有される議決権の数は、株主により個人的に保有される株式により付与されるもの、商法第L. 233-3条に定義される株主により支配される法人により保有される株式により付与されるもの並びに同法第L. 233-7条以下の規定により定義されるとおり所有される株式に類似する株式を含むものと理解される。

* 代理人に指名された者の表示なしに当社に返送された株主の委任状は全て、上記の制限に服するものとする。ただし、これらの制限は、当該委任状による投票を使用する総会の議長には適用されないものとする。

上記の制限は、個人が若しくは複数の者が一緒に又は1つの法人が若しくは複数の法人と一緒に、当社の全株式を交換若しくは取得するための公的手続きに従い、当社の総株式数の3分の2以上を保有することとなる場合、臨時株主総会において新たな決定に投票する必要なしに、無効となる。取締役会は、当該無効性に留意し、当社の定款を変更するために必要な手続きを行う。

前段落に定める制限は、当社の議決権の数若しくは議決権を付与する株式の数に関し特別な義務を生じさせる法律、規制又は法令の規定を適用する際に考慮しなければならない、当社の株式により付与される2倍議決権を含む議決権の総数の計算に影響を及ぼさない。

配当

会計年度の利益から前年度からの損失及び上記控除額を差し引き、繰越利益を加えた分配可能利益は、株主総会に提出される。取締役会は、当該金額の全部又は一部を繰り越す、一般若しくは特別準備金に分配する、又は配当として株主に分配することができる。

加えて、株主総会は、任意積立金から拠出される金額を、配当若しくはその上乘せ又は1度限りの分配として分配することを決定することができる。この場合、当該決定には、その金額がどの準備金から拠出されるかを明記しなければならない。

株主総会は、法律に定める条件に基づいて、株式又は現金での配当の支払いの選択を各株主に付与する権限を有する。

解散 - 清算

当社が終了した場合又は早期解散の場合において、株主総会は、どの形式の清算が適切であるかを決定し、法律の定めるところに従い行為する1名以上の清算人を指名し、その権限を決定する。

2【外国為替管理制度】

現行のフランスの為替管理規制の下では、当社が日本の居住者に送金することができる現金支払額に制限はない。

3【課税上の取扱い】

(1) フランスの課税上の取扱い

資本所得（資本利得及び配当）に対する課税に関して、フランスの規則は2018年1月1日以降適用あるものと類似している。したがって、個人には単一の定額税（Prélèvement Forfaitaire Unique、以下「PFU」という。）が課せられる。PFUは自動的に適用され、社会保障税17.2%に加えて一律12.8%の所得税が課せられ、全体の税率は30%となる。ただし、納税者は、資本所得が累進所得税率で課税されることを選択することもできる。かかる選択肢は、当該年に適格な全ての配当及び資本利得に影響を与える。

(1) 配当に係る課税

(a) フランス在住の個人

フランスでは、配当は通常、税引後所得に対して支払われる。2018年1月1日現在、フランスに居住する個人が受け取る配当は、原則として12.8%（PFU）の税率で課税される。PFUが適用される場合、課税控除は適用されない。

ただし、納税者は、累進所得税率が適用されるように、年間の全ての資本所得を総所得に含めることを選択することができる。かかる選択をした場合、配当は累進税率の対象となり、居住者株主には配当¹の総額の40%に相当する控除が与えられる。

1 ただし、配当を分配する決定が定期的であり（特に、それが株主総会の決定の結果である場合）、かつ、当該配当が、フランスの会社若しくはその本店を欧州連合加盟国に有する外国会社により分配されること又はフランスとの間に租税回避と脱税の防止ための行政執行条約を締結している国若しくは地域に所在する会社により分配されることを条件とする。配当を行う会社は、特別条項に基づく免除を受けている場合であっても、法人所得税（フランス会社）又は同等の税金（外国会社）を負担するものとする。

いずれの場合も、課税は二段階に分けて行われる。

- 配当が支払われる際、強制的な源泉徴収による12.8%の課税（Prélèvement forfaitaire non libératoire）に服する。

2年前の課税所得が5万ユーロ未満（独身者、離婚者若しくは寡婦の場合）又は7万5,000ユーロ未満（夫婦の場合）である納税者は、当該源泉徴収税の免除を求めることができる。

- 翌年、納税者は納税申告に受領した配当の金額を含め、すでに支払った税額を相殺することができる。

- ・ PFUでの課税の場合：課税は最終的である。
- ・ 累進税率による課税の場合：40%の控除後の配当は累進税率で課税される。すでに納付された税額が支払われるべき所得税の総額を上回る場合、その差額は還付される。

全ての配当は、原則として所得から控除できない17.2%の社会保障税の対象となる。ただし、一般社会税（*Contribution sociale généralisée*）に相当する6.8%は、累進税率を選択する場合、控除可能である。

(b) フランス国外に居住する個人

フランス国外に居住する個人については、源泉徴収されるフランスの税金は12.8%であるが、ほとんどの場合、二重課税回避条約の適用により、この源泉徴収税の全部又は一部が軽減される。

非協力的国又は領域において配当が支払われる場合、株主がかかる配当の支払いの目的又は結果として脱税を許容しないことを証明できない限り、源泉徴収税率は最大75%まで引き上げられる。

フランス国外に居住する個人に支払われる配当には、社会保障税は適用されない。

1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」（以下「日仏租税条約」という。）及びこれを改正する2007年1月11日付の議定書（2008年1月1日発効）第10条並びに2019年BEPS防止措置実施条約（MLI）の多国間による採択後の修正に基づき、会社が実質株主に支払う配当は、一般に、実質株主が日本の居住者であることを条件として、10%の軽減税率でフランスの源泉徴収税の対象となる（租税条約により決定される。）。

実質株主は、以下のいずれかを行うことで協定税率からの恩恵を受けることができる。

- 配当の支払日より前に、日仏租税条約の意味における居住者であることを確立すること。この場合、当該居住者は、直ちに軽減税率の対象となる。
- フランスの標準税率と協定税率の差額の還付を請求するために、配当の支払後に特定の申請書（フランスの一般的な様式5000及び配当に関する特定の様式5001）を提出する。

一定の条件及び制限に従い、かかるフランスの源泉徴収税は、当該実質株主の日本の所得税債務に関して控除の対象となる外国所得税として扱われる。

(2) 株式の処分に係る資本利得税

(a) フランスに居住する個人

2018年1月1日現在、有価証券及び権利の処分による資本利得は、原則として12.8%のPFUの対象となる。有価証券の保有期間に連動した按分控除は適用されない。

配当に係る課税に関しては、個人もまた累進税率で資本利得に課税することを決定することができる。

2018年以前に取得した株式については、累進所得税率で課税された当該株式の処分から生じる資本利得は、2年間の保有期間後に以下のとおり控除による恩恵を受けることができる。

- 2年から8年の間に所有される株式に対し50%の控除
- 8年以降は65%の控除

利得は、17.2%の社会保障税の対象である。

(b) フランス国外に居住する個人

フランス国外に居住する個人の場合、株式の処分から生じる資本利得は通常フランスにおいては課税されない。

また、社会保障税も適用されない。

日仏租税条約第13条の規定に基づき、租税条約の目的上日本の居住者である者は、次のいずれかの場合を除き、株式の譲渡による資本利得に対してフランスの租税を課されることはない。（i）譲渡者が保有する株式（譲渡者が保有するものとともに合算される他の関係当事者が保有する株式を含む。）が、当該課税年度中のいずれかの時において、会社の資本の25%以上であり、かつ譲渡者及び当該関係当事者が当該課税年度中に譲渡した株式の総数が会社の資本の5%以上である場合、又は（ii）かかる資本利得が、日本の会社がフランス国内に有する恒久的施設の事業財産の一部を構成する不動産以外の財産の譲渡による利益（（個別か若しくは企業全体かを問わず）当該恒久的施設の譲渡による当該利益を含む。）である場合。

(3) 贈与税及び相続税

贈与税

贈与は、基本的に相続の場合と同様の税制に服する(下記参照のこと。)

相続税

フランス国内に課税対象の財産を有する者がこれを残して死亡した場合にはその財産の価額に対し相続税(*droits de succession*)が課せられる。相続税は、死亡に起因する全ての財産譲渡、すなわち遺言により譲渡された財産、遺留相続による財産又は生前贈与された財産(*causa mortis*)に対して課される。相続税は、相続を受諾した被相続人である受益者が支払う。

国内法に基づき、フランス人の又は外国籍の被相続人がフランスに居住している場合は、フランス国内又はフランス国外に所在する全ての動産及び不動産は課税対象となる。フランスに居住していない被相続人について、フランス国内に所在する財産(フランスの会社の株式はそのかかる財産権にあたるであろう。)のみが課税対象となる。フランスは相続税に関する多くの条約又は契約を締結しているが、日本との間にはこのような条約は存在しない。

(4) 金融取引税

時価総額が10億ユーロ以上の上場企業の株式が規制市場で売却された場合、投資サービスの提供者に株価の0.3%の税金が課される。

(5) 株式移転に係る印紙税

2012年8月1日付で、公開有限会社の株式売却は、証書により売却が裏付けられる場合に限り、0.1%の単一税率が適用される。

金融取引に対する課税の適用は印紙税の適用を除外する。

(2) 日本国の課税上の取扱い

適用ある租税条約、所得税法、法人税法、相続税法並びにその他の現行及び関連する日本国の法律及び規則を遵守し、それらの法律及び規則の制限に従うことを条件として、日本国の個人又は日本国の法人は、当該個人又は法人の所得(及び、個人に関しては遺産)に対して課せられたフランスの租税と日本国において納付すべき租税を相殺するために外国税額控除を請求することができる。上記にかかわらず、日本国の個人が当社の株式資本につき受け取った配当について、確定申告不要制度申請をして総合課税対象所得から差し引くことを選択した場合には、外国税額控除を請求することはできない。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結

	2021年 中間会計期間	2020年 中間会計期間	2019年 中間会計期間	2020年	2019年
売上高	13,774 (1,982,354)	11,575 (1,665,874)	13,202 (1,900,032)	25,159 (3,620,883)	27,158 (3,908,579)
営業利益	2,096 (301,656)	1,200 (172,704)	1,425 (205,086)	3,088 (444,425)	3,399 (489,184)
当期純利益	1,587 (228,401)	821 (118,158)	1,044 (150,252)	2,238 (322,093)	2,523 (363,110)
包括利益金額	2,609 (375,487)	197 (28,352)	994 (143,056)	340 (48,933)	2,545 (366,276)
純資産額	25,341 (3,647,077)	21,929 (3,156,022)	21,709 (3,124,359)	23,727 (3,414,790)	23,140 (3,330,309)
総資産額	52,890 (7,611,929)	46,429 (6,682,062)	44,153 (6,354,500)	49,482 (7,121,449)	45,003 (6,476,832)
1株当たり 純資産額(ユーロ(円)) ⁽¹⁾	44.69 (6,432)	38.67 (5,565)	37.48 (5,394)	41.84 (6,022)	39.75 (5,721)
1株当たり当期純利益金額 (ユーロ(円))	2.80 (403)	1.40 (201)	1.79 (258)	3.84 (553)	4.38 (630)
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (ユーロ(円))	2.78 (400)	1.39 (200)	1.78 (256)	3.81 (548)	4.33 (623)
自己資本比率(%) ⁽²⁾	47.91	47.23	49.17	47.95	51.42
営業活動によるキャッシュ・ フロー	1,458 (209,835)	1,304 (187,672)	1,217 (175,151)	4,435 (638,285)	4,282 (616,265)
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(4,354) ((626,628))	(500) ((71,960))	(527) ((75,846))	(3,250) ((467,740))	(916) ((131,831))
財務活動によるキャッシュ・ フロー	(670) ((96,426))	1,422 (204,654)	(603) ((86,784))	2,585 (372,033)	(2,125) ((305,830))
現金及び現金同等物の期末残高	3,395 (488,608)	5,529 (795,734)	2,288 (329,289)	6,762 (973,187)	3,395 (488,608)
従業員数(人) ⁽³⁾	N/A	N/A	N/A	147,349	150,828

(1) 純資産額を各会計期間末における発行済株式総数で除して算出される。

(2) 純資産額を総資産額で除して算出される。

(3) 2020年及び2019年の従業員数には、それぞれ18,548名及び15,456名の補助的従業員の数が含まれる。当社は、半期の従業員数を開示していない。

2【事業の内容】

当該半期中において、当社の事業の内容に重大な変更はなかった。

3【関係会社の状況】

(1) 親会社

親会社はない。

(2) 関係会社

当該半期中において、当社の重要な子会社に変更はなかった。

4【従業員の状況】

当社は半期末現在の従業員数及びその内訳について開示していないため、以下の情報は2020年12月31日現在のものである。

2020年12月31日現在、当社従業員数は147,349名（補助的従業員を含む場合）及び128,770名（補助的従業員を除く場合）であった。当社従業員の97％がフルタイム及び3％がパートタイムで働いている。当社従業員の地域別内訳は、アジア太平洋地域（32％）、西欧地域（27％）、北米地域（24％）及びその他の地域（17％）となっている。年齢別の従業員の割合は、14～24歳（7％）、25～34歳（27％）、35～44歳（31％）、45～54歳（21％）、55～64歳（13％）、64歳超（1％）となっている。勤続年数別にみると、5年未満（46％）、5～14年（33％）、15～24年（13％）、25～34年（6％）及び34年超（2％）となっている。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

下記「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク」を参照のこと。

2【事業等のリスク】

本項に含まれる将来に関する事項についての記載は、当中間連結会計期間末現在の判断に基づくものである。

リスク要因

主なリスク

当社のリスク一覧は4つのカテゴリーに分類され、17の主要なリスク要因が特定されている。

以下に選定・提示する主なリスクは、当社がその業務に固有のリスクとみなし、その活動、イメージ、財政状態、業績又は目標の達成に影響を及ぼす可能性があるとして特定したリスクである。当社によって特定されていない、又は重大ではないその他のリスクが、最終的には当社のパフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある。それぞれのカテゴリーにおいて、リスクは当社に与える影響の高い順に順位づけされている（1番目が当社に最も影響を与える可能性が高い）。これは、現行の緩和及び軽減策、並びにこのリスクの発生確率を考慮し、潜在的な影響（財務/人的/法的/評判）に対応する潜在的な正味の影響に対して決定される。

	カテゴリー及びリスク	潜在的な正味の影響
1	当社が事業を展開する環境に関するリスク	
1.1	世界的な脱グローバル化と分裂	高影響
1.2	輸出管理	高影響
1.3	エネルギー効率化及び再生可能エネルギー分野に参入する新プレーヤー（デジタル大手、ソフトウェア・プレーヤー、大手エネルギー企業等）	中程度の影響
1.4	B2B及びプロジェクト業務と関連した汚職	低影響
1.5	電気・電子機器分野における化学物質・資源関連規制の強化	低影響
1.6	バリューチェーンを通じた人権・環境・安全に関する課題	低影響
2	事業等のリスク	
2.1	当社のインフラストラクチャー及びデジタル・エコシステムにおけるサイバーセキュリティのリスク	高影響
2.2	当社の顧客及びパートナーを攻撃するためのゲートウェイとして使用される当社又は顧客のサイトに接続された製品	高影響
2.3	製品品質	中程度の影響
2.4	サプライチェーンのレジリエンス	中程度の影響
2.5	デジタルの進化とソフトウェアの提供	中程度の影響
2.6	価格戦略	低影響
2.7	競争法	低影響
3	内部組織に関するリスク	
3.1	人材の魅力度、従業員のエンゲージメント、営業チームのスキルアップ、デジタル・コンピテンシーの採用	中程度の影響
3.2	ITシステム管理	中程度の影響
4	財務リスク	
4.1	取引先リスク	低影響

4.2	為替リスク	低影響
-----	-------	-----

前文 - COVID-19

COVID - 19は世界の全ての地域に大きな影響を与え、各国間でさまざまな影響を与えている。このように、COVID - 19パンデミックの影響は、地域によって大きく異なっている。パンデミックの抑制のために政府及び地方自治体によって取られた定期的に進化する施策は地域経済や世界経済に影響を与えており、その結果、COVID - 19に関連するビジネスリスクは予測が非常に困難である。

COVID - 19の危機は、1) 人々の安全、2) サプライチェーンの柔軟性、3) 人材の魅力、従業員のエンゲージメント、営業チームのスキルアップ、デジタル・コンピテンシーの採用、4) ITシステム管理、及び5) 取引先リスク等の一部の既存リスクの影響及び発生確率を強めている。そのため、当社は、すでに存在しているリスク又は新たに発生しているリスクの中で、COVID - 19のパンデミックによるリスクに対処することを決定した。

COVID - 19の影響を監視し緩和するために、組織全体に特定のCOVID - 19のタスクフォース及び危機チームが設置されている。統括的な原則は、上級管理職によって設定されているが、一方で、企業や国が自らの環境の状況に応じて適切な決定や行動をとる権限も付与されている。特に、当社は、全従業員だけでなく、顧客やパートナーのためにも、彼らと接する際に安全な職場を提供することに全力を尽くしている。事業継続計画を策定し、必要に応じて顧客と共有するために特別な努力がなされている。

1. 当社が事業を展開する環境に関するリスク

1.1 世界的な脱グローバル化と分裂

リスクの内容

安定した貿易は経済成長に役に立つ。重商主義的傾向の高まりは、米国、中国、ロシア、欧州、インドの各極の貿易の地域化に向かっている。グローバルにバランスの取れたものではなく、デジタル化、循環化、炭素、サプライチェーン・マネジメントなどに関する地域化された政府の規制や政策（これらに限定されない）は、努力が重複することにより開発効率のオフターにハンディキャップを与える可能性がある。これらの開発オフターの重複努力が当社の収益性に潜在的に影響を与える可能性がある。貿易地域化の傾向に加えて、規制の増加により、特に米国と中国の間での技術の分断が見られるようになった。

さらに、このような地域的対世界的な貿易及び技術政策の加速は、関税障壁と非関税障壁の両方の形で、グローバル企業のサプライチェーンへの圧力を強めている。そのため、貿易戦争はシュナイダー・エレクトリックの事業とグローバルなサプライチェーンを混乱させる可能性がある。上述のように、国別関税と非関税の両方の負担が重なった場合、市場コストが上昇し、当社の収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。

2020年の具体的な事象 - COVID-19

2020年には、COVID - 19のパンデミックにより、この地域化の傾向が強まった。パンデミックの複数の波は、世界の異なる地域に影響を与え、引き続き影響を及ぼしている。サプライチェーンを混乱させ、その結果、強固な回復力を必要としている。

リスク軽減

サプライチェーンの効率性と関税の影響に対するリスクを軽減するために、当社はマルチハブの組織を導入した。当社は、北米、EMEA及びアジアを主要な国際ハブとして、研究開発及びサプライチェーン活動、サプライヤー、商業ネットワークを有している。このような多地域的な状況で、当社は地域を越えてその活動の再調整を行うことができる。

この体制は、当社が2020年に確固たる回復力を示したことから、妥当であることが証明されている。

当社は、地政学と貿易に焦点を当て、将来のシナリオ計画を立てている。外部環境の変化のペースは歴史的にも前例のない規模で地域的に続いているが、グローバル・チームは事業部門、研究開発部門、地域業務部門、横断的な機能（すなわち、財務、サプライチェーン、法務、マーケティング）からのステークホルダーを超えて活動している。

1.2 輸出管理

リスクの内容

国際、外国、及び国内の輸出管理法及び規則は、国内又は国際及び/又はその国民間の物品、サービス及び技術の譲渡を定める。制限やライセンス要件を発生させる可能性のある要素には、国、当事者、製品、及び最終用途が含まれるが、これらに限定されるものではない。

当社は、世界100カ国以上の異なる国々にまたがる国際的な事業を展開する多国籍企業（MNC）であり、強固な企業輸出管理コンプライアンス・プログラムを実施することにより、そのような法律及び規則の完全な遵守を常に確保しなければならない。当社の業務、業績、評判及び財政状態に重大な影響を及ぼす結果となる可能性がある。

当社の製品ポートフォリオは、軍民両用の商品特徴を有する可能性のある並びに機密用途で使用される可能性のある軍民両用以外の商品（例えば、ブレイカー）を限られた範囲でしか有していないとはいえ、特に政治的に機微な国及び目的地と関連している場合には、これらの製品に制限又はライセンス要件が適用される可能性がある。

リスク軽減

当社は、適用される輸出管理法規を確実に順守し、上述のリスクを軽減するための包括的な方針とプロセス（「シュナイダー・エレクトリック輸出管理プログラム」）を有している。シュナイダー・エレクトリック・グローバル法務及びリスク管理機能の一環として、「グローバル輸出管理センター・オブ・エクセレンス」が、シュナイダー・エレクトリック輸出管理プログラムの監視及び実施を監督している。

シュナイダー・エレクトリック輸出管理プログラムには、禁止国及び制限国、取引禁止対象先、軍民両用商品及び機微な最終用途の審査、基本販売・調達契約テンプレートへの輸出管理規定の組み込み、並びに全ての関係する当社従業員のための定期的な意識啓発並びにオンライン及び教室での研修会の実施が含まれるが、これらに限定されない。

シュナイダー・エレクトリック輸出管理プログラムは、適用される輸出管理法及び規則を確実に遵守するため、その強化と更新を継続する。

1.3 エネルギー効率化及び再生可能エネルギー分野に参入する新プレーヤー（デジタル大手、ソフトウェア・プレーヤー、大手エネルギー企業等）

リスクの内容

当社は、新たなプレーヤーを引きつけ、新たな競争環境を作り出すエネルギー市場で活動している。実際のところ、エネルギー業界は以下の主要な傾向により大きな変革と混乱を経験している。

- ・ ネット・ゼロの世界：気候変動と持続可能性への圧力は、ビジネス慣行の変革を求める。
- ・ オール電化の世界：石油メジャーは、炭素排出への影響を減らすよう促された。
- ・ オールデジタルの世界：デジタル大手及びソフトウェア・プレーヤーの影響力の増大。

この文脈において、当社の競争状況は進化しており、当社は、いくつかのデジタル大手、ソフトウェア・プレーヤー、又はエネルギー・メジャーのような大企業を、直接又は間接的に、エネルギー効率のプロバイダーとして位置づけている。これらは現在当社が開発しているデジタル・サービス「パリュー・プロポジション」と競合する可能性がある。

リスク軽減

当社は、競争のパフォーマンス分析と組織変更及びM&Aニュースのフォローアップを推進し、競合他社のグループ及びその環境における全ての主要プレーヤーを見直している。

このような競争環境の変化を予測するために、当社は、気候変動及び持続可能性に関する当社の価値と位置づけをより広く伝えている。

当社はまた、2020年にRIBソフトウェア、ProLeiT及びPlanonなどのソフトウェア企業を買収又はそれらに投資することで、オファー・ポートフォリオを強化している。

当社は、顧客のためのソリューション（ハードウェア及びソフトウェア）- EcoStruxure™ソリューション - と、効率性と持続可能性のためのエネルギーと自動化デジタルソリューションの完全なポートフォリオを提供する。

また、当社のパートナーのネットワークの整備及び戦略的技術提携の強化も進めている。

1.4 B2B・及びプロジェクト業務と関連した汚職

リスクの内容

当社の汚職リスクへのエクスポージャーは、オーガニック成長とM&Aを通じた、アジアとアフリカを中心とする新たな経済における当社の活動の拡大により、数年間増加している。

当社のビジネスモデルは、120億ユーロを超える調達量を占める世界中の5万以上のサプライヤー、さらには再販業者やディストリビューターを含むパートナーから成る大規模なエコシステムに依存している。このエコシステムは、利益相反や非倫理的な勧誘の可能性に関し、当社を代理して行われる活動に対して説明責任を負い、当社のリスクを代表する可能性がある。

さらに、当社は、石油、ガスなどリスクのあるセクターの広範なパートナーが関与する複雑なプロジェクトに参加しており、リスクのある国では公的部門のエンドユーザーが関与している。

過去3年間、公的機関による法執行の増加、会社に課せられた罰金の報道取材の増加、強力なコンプライアンス・プログラムを必要とする新たな規制によって、汚職リスクの潜在的な影響が大きく変化している。

リスク軽減

このリスクを軽減するため、当社は、コーポレート・コンプライアンス・カウンセラーと地域のコンプライアンス・オフィサーで構成される専属のグループ・コンプライアンス・チームを設置した。2020年8月以降、新たに倫理・コンプライアンス部が、特に「詐欺行為審査チーム」を監督する部署として設置されている。

また、このリスクに対処するため、従業員や外部のステークホルダーが利用できるグローバルな内部通報制度を運用している。2020年には、549名の従業員と76名の外部ステークホルダーからの通報を受領し、フォローアップの質問を通じて管理されている。

さらに、2019年4月には、グループ倫理憲章「責任原則」を改定し、汚職防止に関する取組みを強化した。2019年8月に「業務エージェントポリシー」が更新及び展開され、2019年11月には同プロセスが「汚職防止行動規範」に適用され、この日付で新バージョンがリリースされた。

さらに、2020年には、世界及び地域レベルの汚職リスクマッピングに関連した行動計画が策定され、いくつかの監査が実施され、コンプライアンス・リスクに関する内部統制及び内部監査ミッションが強化された。

汚職リスクにさらされている従業員の94%は、汚職防止eラーニングにより訓練を受けている。このe-ラーニングの内容は毎年更新されている。

当社の主要ERPにおいて、システムに組み込まれた業務管理の分離が実施されている。

M&Aについては、当社によるデュー・デリジェンスの一環として、コンプライアンスに関連する全ての事項を実施しており、2020年2月には、具体的なM&Aコンプライアンス体制が整備された。

1.5 電気・電子機器分野における化学物質・資源関連規制の強化

リスクの内容

当社の工場や製品は、厳しい環境法規制の対象となっている。

多くの国では、製造プロセスにおいても、製品の原材料明細書においても、化学物質と資源の使用に関する法的要求事項を増やしている。

2019年には、すなわちRoHS（電気・電子機器中の有害物質規制）指令及びWEEE（電気・電子機器の廃棄に関する規制）といった、特に電気・電子機器（EEE）に特有な主要製品環境規制が強化された。RoHSは当社が販売する多くの製品カテゴリで使用される10種の化学物質を禁止している。これは代替品を必要とする可能性があり、非遵守の場合かなりのリスクとなる可能性がある。WEEEは、グループ拡大生産者責任に関するものであり、特に回収ルートへの出資という点で、製品の最終消費の枠組みにおいて積極的な役割を義務づけている。

また、注記21（「第6 経理の状況」の連結財務諸表注記を参照）に記載されているとおり、259百万ユーロの引当金が環境リスクに備えて積み立てられている。これらの引当金は、主に浄化費用（潜在的なペナルティではない。）を賄うために積み立てられている。予想される将来のアウトフローの見積りは、独立した専門家からの報告に基づいている。

フランスの「注意義務」と各国固有のイニシアティブ（例えば、中国）は、環境上のリスク軽減の取り組みにサプライヤーを関与させることへの期待を再確認した。

合併買収（M&A）に関連して、当社は、買収した企業のすべての製品についてそれらが取引される全ての市場における厳格な環境コンプライアンスを確保するために、買収したすべての企業の製品ポートフォリオの環境リスクを厳密に評価する必要がある。

現地の規制により、関連するリサイクル資源が利用できない、又はIEC、NEMA若しくはその他の電気基準によって、リサイクル含有物を含む製品について認証若しくは承認が得られない場合、一部の製品カテゴリにおいて、リサイクル含有物の割合を強いられる可能性がある。

規制は、特定の化学物質や資源を非常に迅速に段階的に廃止する可能性があり、測定可能な方法で適切な代替物を見つけれない可能性がある。

リスク軽減

安全、エネルギー、品質及び環境を網羅した当社の統合マネジメントシステム（IMS）は、引き続き、全工業拠点、主要商業オフィスに展開している。

オファー・クリエーション・プロセス（OCP）は厳格であり、：資源の選択、重要物質の特定、ライフサイクルアセスメント、その後REACH及びRoHS報告書の作成といった、各ステップ及び成果物にはエコデザインの精神及び原則が組み込まれている。

当社のエコデザイン・ビジネス・パートナーのコミュニティは、全ての新たな、来るべき環境規制について、研究開発チームを訓練し、これを的確な指導で補佐する。

第三者のコンサルタントや社内の専門家による「環境・安全」コンプライアンス監査を、各国で定期的実施している。

当社は循環型経済に関するタスクフォースの一員であり、欧州、中国及び米国の複数のステークホルダーの対話において指導的役割を果たし、規制、環境への影響、顧客利益の保護、雇用創出などの機会と障害について議論してきた。当社はフランスのサーキュラー・エコノミー・ロードマップ（循環型経済工程表）に取り組んでおり、循環型経済に関して中国においてMIITと共に取り組んでいる。当社はGIMELEC及びFIEECを先導し、IGNES、ORGALIMEその他各界との間で、当社の業界に関連した循環型経済に関する議論を行っている。

1.6 バリューチェーンを通じた人権・環境・安全に関する課題

リスクの内容

人権に関する規制の枠組みが少ない国での当社の活動が拡大したことにより、当社の人権リスクへのエクスポージャーはこの数年間拡大している。

具体的には、当社の調達規模は12十億ユーロ超を占め、50,000以上のサプライヤーを抱えている。サプライチェーンにおける警戒プログラムの一環として、当社は当社のサプライヤーのネットワークを通じてリスク分析を行い、以下の分野で潜在的なリスクを特定した：

- ・ 人権
- ・ 環境
- ・ 倫理的な業務遂行
- ・ サイバーセキュリティ

これらの第三者とのリスクの発生は、当社に以下のような影響を与える可能性がある：

評判

当社のイメージは、以下の第三者によって悪影響を受けるかもしれない：

- ・ 労働者の人権や安全規則を尊重しない。
- ・ 環境の汚染及び損傷に責任がある。
- ・ 法の不遵守又は違法な業務を行っている。

以下によりサプライチェーンの寸断が生じる可能性がある：

- ・ サプライヤーとの関係の短期的な終了。
- ・ 部品の供給に影響を及ぼす可能性のある、安全の欠如又は不十分な保護対策（例えば火災防止）から生じる事象。
- ・ サプライヤーと交換されたデータ又はデジタルシステムの損傷（例えばウイルス、マルウェアなど）。

法律

過去2年間で、オーストラリアにおける現代の奴隷問題又は重大な人権侵害や虐待に対する制限措置に関する欧州連合の新しい枠組みといった、人権保護に関する法律が増加している。会社に課せられる罰金の対象範囲の拡大や、強力なコンプライアンス・プログラムを必要とする新たな規制により、人権侵害リスクの影響は大きく変化している。

当社は、現在の欧州レベルでの注意義務規制の草案や、この分野における今後5年間の抱負と優先事項を定めた「人権と民主主義に関する欧州行動計画2020 - 2024年」を参考に、このリスクは引き続き増加すると見込んでいる。さらに、当社が参加しているグローバル・コンパクトが支持する、国連レベルでの人権デュー・ディリジェンスの枠組みに関する現在の議論は、サプライチェーンにおける人権問題に取り組む民間部門への圧力を確実に高めるであろう。

2020年の具体的な事象

フランスでは、2019年にNGOとフランス企業（当社を除く。）との間で、注意義務の不遵守に関する紛争が始まった。フランスの判事は2020年12月10日に、企業による注意義務違反の可能性がある場合、商法裁判所に唯一の権限を認める判決を下し、当該リスク・エクスポージャーを民事紛争に格下げした。それにもかかわらず、NGOは確実にフランス破産院に上訴することになるので、法的な分析はまだ終わっていない。

リスク軽減

人権は、「倫理・コンプライアンス委員会」及び「法務・持続可能性部」が管理する「倫理・コンプライアンス・プログラム」の一部である。より具体的には、リスクアセスメントによるリスクの洗い出しやリスクの発見については、倫理・コンプライアンス委員会の支援を得て、持続可能性部が人権管理を行い、従業員や外部ステークホルダーにも内部通報制度を設けている。

研修については、全社員が受講必須の「責任原則」に関するeラーニングにおいて、2020年には倫理・コンプライアンスのテーマの中で特に「人権」に焦点を当てて実施している。2020年末までに93%の従業員が受講を完了した。

サプライヤーは、サプライヤーの総評価に30%の加重をした持続可能な開発基準を含む「シュナイダー・エレクトリック・サプライヤー品質管理」システムに従い、選任される。

2019年、当社はGlobal Suppliers Dayを創設した。この日に、サプライヤーに対して「責任原則」を紹介した。

2018年 - 2020年の当社のサステナビリティ3ヶ年計画の一環として、戦略的サプライヤーはISO26000の評価に（自身が）従うことを要請されている。継続的な改善努力に従い、これらのサプライヤーは2018年から2020年の間に平均して+6.3ポイントの増加を達成した。

当社は、サプライヤーの地理的位置、テクノロジー、使用されるプロセスを考慮した基準を用いて、リスクの高いサプライヤーを特定するサプライヤー監視プランを構築した。その後、少なくとも350社の現地サプライヤーの監査を実施するために3年間の監査計画が構築される。不適合が確認された場合は、是正処置が展開される。その結果、サプライヤーは再監査を受け、行動により不適合が是正されたかどうかを確認する。2020年末時点で2019年以降の不適合のうち94%が解消されている。サプライヤー監視プランには、シュナイダー・エレクトリック調達チームの社内研修プログラム及びサプライヤーとのワークショップも含まれている。

新SSI及びSSEプログラムの一環として、2021年には特に、社内及び当社のサプライチェーンにおける適正な賃金並びに当社のサプライヤーに対する「ソーシャル・エクセレンス」プログラムに関連するいくつかの行動が開始される。

2. 事業等のリスク

2.1 当社のインフラストラクチャー及びデジタル・エコシステムにおけるサイバーセキュリティのリスク

リスクの内容

当社は、類似のグローバルの拠点とプレゼンスを持つ他の組織と同様に、サイバー攻撃やデータ・プライバシー侵害のリスクにさらされている。

当社は、産業及びテクノロジー企業として25以上の拠点に分散したIT及びオペレーショナルテクノロジー活動を展開しており、主要な研究開発活動と200以上の生産及び物流部門を有している。

これらの拠点では、オペレーショナルテクノロジーシステムとITシステムとの融合がますます進んでおり、特にInternet of Things（モノのインターネット）の利用を通じて、全体的な攻撃の対象領域が拡大している。

さらに、製品を中心としたビジネスモデルから、ソフトウェアを伴うサービス指向のビジネスモデル（「アドバイザー」ソフトウェアスイートやマネージド・デジタル・サービスなどのデジタルオファー）への移行及びデータの増大は、データ侵害や知的財産権盗難などのサイバーセキュリティリスクを必然的に増大させる。

リスク軽減

- ・ NISTフレームワーク（識別、保護、検知、応答、復旧）は、サイバーリスク登録及び高価値資産プログラム（25 クラウンジュエル以上）で使用される。
- ・ サイバーの脅威は、サイバープラクティスと能力、政策主導のコントロール、及び執行メカニズムを実施すること、例えば、データ保護プログラム、ソースコード管理フレームワーク、システム&ソリューションセキュリティプログラムの実装を通じて軽減される。
- ・ グローバルなサイバーインシデント対応が整備されている。事象及びインシデントは、当社のパートナーと共同で推進するセキュリティ運用センターを通じて監視される。
- ・ 当社の態勢は、当社全体の緊急事態及び改善計画並びにサイバースコアリング・プラットフォームを含む「現実性チェック」を通じて継続的に見直され、適合されている。

- ・ 2020年には、接続されたユーザーの約100%及び4万人近い従業員がサイバーセキュリティに関するトレーニングを受けた。
- ・ 当社のサイバーセキュリティ・コンサルティング・パートナーにより、2020年に複数のサイバーリスク評価が完了した。さらに、本年は、サイバー危機のシミュレーション演習を5回実施した。
- ・ 3つの横断的内部監査と外部評価という独立した「現実性チェック」が行われた。

2.2 当社の顧客及びパートナーを攻撃するためのゲートウェイとして使用される当社又は顧客のサイトに接続された製品

リスクの内容

エネルギー管理と産業オートメーションの分野は、他の多くの分野と同様、ますますデジタル化が進んでおり、IoTの普及と拡張データは、モビリティ、クラウド、普及センシング、ビッグデータ、分析の主要な推進力となっている。

ネイティブ・コネクティビティを含む製品のデジタル化の進展は、サイバーセキュリティリスクのエクスポージャーを増大させており、当社又は顧客のサイトにおける接続された製品及びデジタルオファー（例えば、「アドバイザー」型のオファー、遠隔管理されたサービス）が悪質なサイバー攻撃のゲートウェイとして使用される可能性がある。

当社は、5万人を超える登録ユーザー、約300のアプリ、150以上のサービスプロバイダー、約100のコミュニティが搭載された「Exchange」というエコシステム連携プラットフォームを導入した。

この種のデジタルオファーやプラットフォームは、妥協すれば、当社のサービス品質、収益性及び評判に悪影響を与える可能性がある。

リスク軽減

プロダクト・セキュリティー・オフィスは、事業部門とシュナイダー・エレクトリック・デジタルにまたがる強力な権限とコネクションによって強化されている。

当社は、サイバーセキュリティ基準に準拠して製品を開発し、エコシステムを確保している。当社は、設計段階の前でも、自社製品にサイバーセキュリティを組み込むために、セキュア開発ライフサイクル・プロセスに従う。

IoT クラウド・プラットフォーム (EcoStruxure™ Technology Platform) では、ISO27001 規格に対してマッピング可能なコントロールが実装されている。

当社は、プラットフォーム、アプリケーション及びデジタルオファー（デジタル認証プロセス）を評価する際に、デジタル・セキュリティとプライバシーの適合性を徹底している。

サイバー・インシデントの場合、対応、接続、結果報告のプロセスがパートナー及び顧客と共に整理される。

2019年には、セキュリティとプライバシーの設計が新しい「セキュア開発ライフサイクル」で強化され、IEC62443 - 4 - 1 に対して認証された。

2020年には、すべてのデジタルオファー（主に「アドバイザー」ソフトウェアスイート）が、デジタルセキュリティとプライバシー適合の枠組みで評価された。

2.3 製品品質

リスクの内容

当社は、世界46カ国に広がる191の工場で生産された26万点以上の関連製品を有している。

当社は基幹産業で業務を運営し、製品の不具合又は欠陥により、当社が有形、無形の損害、人的傷害に対して責任を負う可能性があるため、製品の品質と安全性は、当社にとって重要事項である。製品、システム又はソリューションの欠陥

は、製品回収に関連する費用を伴う可能性があり、その結果、新たな開発費用が発生し、技術的及び経済的資源を消費する可能性がある。

当社の製品もまた、複数の品質、安全管理及び規制の対象となっており、国内及び国際的な基準の両方によって統制されている。新しい若しくはより厳しい基準又は規制は、設備投資やコンプライアンスのための特定の対策費用をもたらす可能性がある。

上記の費用は、当社の収益性及び現金同等物に大きな影響を及ぼす可能性がある。当社の事業の評判も悪影響を受ける可能性がある。事実、当社は最近いくつかの製品回収の影響を受けており、ケースによるが、これは概ね10百万ユーロから40百万ユーロの範囲であった。

リスク軽減

2019年、当社は、製造ツールとプロセスの強化を継続するため、Phoenix（フェニックス）という特別なプログラムを開始した。これは、物流プロセスやサプライヤーにも拡大され、サプライヤーの現場や当社におけるプロセスのデジタル化を活用する。

設計面での改善を確実にするため、当社は2020年半ばに、新たな顧客の期待（品質から信頼性へ）を完全に統合し、ファンダメンタルズを確保するための専用プログラム「ReeD(Reliability End to End by Design)」を導入した。

当社は、絶え間ない学習、現在のオファーからの洞察、「機動性」などの方法論を活用し、品質をあらゆる設計段階に組み込むことで、新しいデザインのオファーを成長させている。

高度な分析のおかげで、当社は、社内の情報又は顧客の経験からの弱いシグナルに積極的に耳を傾け始めている。

2.4 サプライチェーンのレジリエンス

リスクの内容

当社は、サプライチェーンの依存と事業継続リスクにさらされている。

例えば、東南アジアのある工場群は、10億ユーロの事業ラインの80%を供給している。1つの工場が発生した事故や生産中断（自然災害、社会不安、パンデミック）は、不足、補償費用、売上高の喪失につながる可能性がある。当社は、自社の業務や顧客への納入に影響を与えるすべての重要な供給を特定した。

また、当社の大規模なサプライヤー・ネットワークは、事業継続リスクにさらされ、当社の業務に影響を与える可能性があるため、レジリエンス・リスクを引き起こす。

最後に、循環型経済の規制の高まりは、製品のトレーサビリティに対する圧力を高める可能性がある。これらの規制を遵守できなかった場合、罰金を科せられる可能性があり、当社の収益性及び評判に影響を及ぼす可能性がある。

リスク軽減

当社は、自然災害、社会不安、パンデミックなど、事業に重大な影響を及ぼす可能性のある大規模な事態が発生した場合に備え、各拠点において強固な事業継続計画を策定することを求めている。当社の各拠点に任命された事業継続リーダーが配置されており、その役割は何か起きた場合にはこのプロセスを管理し、危機管理指揮センターを現地レベルで開始し、必要に応じてグローバル・セキュリティ・オフィサーが率いる本社のグローバル・レベルで開始することである。このプロセスは成功の実績を重ね、当社の人と資産を守り続けている。

さらに、当社は、サプライチェーン上重要な拠点の1つで事業継続インシデントが発生した場合の復旧時間を特に短縮するため、今後3年間にわたる150百万ユーロのレジリエンス・プランを立ち上げた。重要拠点には、少なくともバックアップ生産拠点を世界の別の地域に配置することを目指している。また、サプライチェーンのレジリエンスを向上させるための複数供給元を通じて重要な供給品に余剰が生じる。

当社はまた、事業継続性にかかわる事象を切り抜けるための時間を短縮するために、戦略的な在庫量と場所を最適化するための特定のモデライゼーション・ツールに投資している。

最後に、当社のサプライチェーン戦略チームは、サプライチェーンの柔軟性とレジリエンスを継続的に評価し、中断によるニーズがある場合には、ある拠点から別の拠点への適切なレベルの柔軟性と製造能力を確保する。これは、サプライチェーンのリーダーシップによって十分に理解されている。当社は世界中に190以上の工場と90の流通センターからなるネットワークを有しており、(各地域に)7つの司令塔のネットワークを構築し、当社のサプライチェーンに影響を与える可能性のある主要な出来事を監視している。各司令塔には、十分な警報を開始し、当社のサプライチェーンの流れをリアルタイムに適応させるデジタル機能が備わっており、当社が強靱であり、世界レベルのサービスを提供できるという、顧客の安心感を提供している。

2.5 デジタルの進化とソフトウェアの提供

リスクの内容

いくつかの分野での大きな変革は、当社が事業を展開している市場に影響を与えており、それにはエネルギー業界のデジタル化が含まれる。

IoT時代に入り、オープンインターフェースを搭載したよりスマートな製品により、より複雑化するソフトウェアベースのソリューションにしっかりと組み込まれ、人工知能や高度なアルゴリズムを活用した新たなサービスの恩恵を受けることが顧客から期待されている。

当社はデジタルトランスフォーメーションの道筋に投資しており、デジタルオファーのシェアを増やしている。2020年には、ソフトウェアとデジタル・サービス(eコマース販売と接続顧客、及び運用資産(AuM))は2桁の成長を遂げた。そのため、当社は、より多くのデジタル・サービスを提供し、より多くの経常収益を生み出し、顧客維持を高めることに注力している。

また、2020年には、建築ライフサイクルのデジタル化の能力を拡充するため、当社は、建築ソフトウェアプロバイダーであるRIB Software SEの88%を取得した。この買収は、当社がソフトウェア・ポートフォリオを構築し、デジタルで持続可能なスマート・ビルディング・ソリューションにおける主導的地位を構築する道を継続させる。

このトランスフォーメーション・リスクは、この多数顧客及び製品の接続性から安定した収益の流れを生み出すために、この新しいデジタル・ポートフォリオの収益化に結びつくであろう。

リスク軽減

当社は、以下を含むが、これに限定されない、いくつかの取組みを開始した：

- ・ 強固な戦略と構造化したオファー・ポートフォリオを活用する明確な野心をもってデジタル・サービスの成長に専念する新しい組織の創設
- ・ 人工知能とアルゴリズムを使用した、インストールベースによる高度なアドバイザーオファーでの重要な接続資産の収益化
- ・ パートナーと直接市場開拓のための一貫した接続経路の定義

2.6 価格戦略

リスクの内容

原材料のインフレや為替レートの変動は、製品ライン間の差異を伴いながら、製品コストに影響を与える可能性がある。このような変動は、国内法及び国際法に準拠した戦術的な価格決定によって相殺されない場合、当社の収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。一例として、2018年には原材料インフレの調整が遅れたため、80百万ユーロの販売機会の喪失につながった。

さらに、現在の市場の進化には、電子商取引及びインターネットが急速に進展し、その要因がより地域的に、また多くの場合、グローバルになってきていることから、様々な働き方が必要とされている。

リスク軽減

収益性への悪影響を予測するため、当社は、強固なコンプライアンス、価格設定及び見積もりツールを備えた包括的なグローバル価格設定プログラムを強化した。

2.7 競争法

リスクの内容

当社の製品は、世界中の市場で販売されており、国内及び国際的な競争法や独占禁止法の適用を受けている。

パキスタン、ベルギー、フランス及びスペインの事業体を含むが、これらに限定されない世界中の当社のグループ事業体の中には、独占禁止法手続又は調査において直接又は間接的に名前を挙げられたものもある。

パキスタンとベルギーでは、当社はArevaから現地事業を継承し、その後廃止した。これらの業務は、それぞれ世界銀行とベルギー競争当局によって調査され、制裁を受けた。

フランスでは、2018年9月、フランス国内の電気配電業務に関して、当社の本社等において、フランス警察及び独占禁止当局による調査が行われた。当社は、フランス当局の調査に協力している。

スペインでは、現地子会社が、以前所有していた子会社に関連した反競争的行為を指摘された。この調査は2020年2月に、当社に重大な影響を与えることなく終了した。

リスク軽減

従業員向けの「レッドライン」、サプライヤーなどの外部ステークホルダー向けの「グリーンライン」といった内部通報システムを運用し、通報される可能性のある競合他社や取引先への不適切な行為や行動を把握している。

さらに、競争リスクや独占禁止リスクを含むコンプライアンス・リスクに関する内部統制及び内部監査ミッションを強化した。

買収候補企業のコンプライアンス上の問題の事前特定を強化するため、M&Aに関する改訂版コンプライアンス・デュー・デリジェンス・プログラムが発行された。

2019年4月には、当社は改訂された「グループ責任原則」を改定して配備し、競争規則及び独占禁止規則に関するガイダンスを強化するとともに、競争及び汚職防止に関する各種方針と指針を公表した。

3. 内部組織に関するリスク

3.1 人材の魅力度、従業員のエンゲージメント、営業チームのスキルアップ、デジタル・コンピテンシーの採用

リスクの内容

デジタルトランスフォーメーションには、特に技術、サービス、エネルギー効率、サステナビリティ・ソリューション及び接客販売の分野で、特定のスキルが必要である。デジタル化に取り組み、機敏な働き方を支援するためには、当社はデジタル中心のポジションに優先順位をつけなければならない。当社では、重点分野には、ソフトウェア製品所有者、ソフトウェア開発者、スクラムマスター、アジャイルコーチ、データサイエンティスト、データエンジニア、UX/UIデザイナー、インテグレーションアーキテクト、サイバーセキュリティスペシャリスト、セキュリティエンジニアなどがある。現在、当社全体で約8,000人のデジタル技術者がおり、インド、米国、フランス、中国に従業員が最も集中している。

当社の業界では、ビジネス技術者を中心とした優秀な経営・技術人材の獲得競争が激しく、当社が成長軌道を継続する中で、より大きな課題となっている。2020年には、グローバルでのプロフェッショナル人材採用の約15%がデジタル中心の役割を担い、前年からのデジタル採用の構成に沿ったものであった。

今後も引き続き成功するかどうかは、当社が優秀な人材を引きつけ、採用し、迎え入れ、育成し、維持できるかどうかにかかっている。重要なスキルに加えて、労働力の多様性（特にジェンダー、世代、国籍/人種）が優先課題となっている。例えば、2020年には、グローバルで採用されたホワイトカラーの45%が、早期キャリア人材の供給を継続するために、早期キャリア/新卒者であった。また、当社及び国レベルでは、専門知識及び経験を活用するための将来のスキル開発、知識移転、キャリア配置に関して「上級の人材」を支援するプログラムの取り組みがさらに進んでいる。

リスク軽減

当社の人事戦略は、従業員バリュー・プロポジション及び雇用主ブランディングを含む新しい人事ビジョン、並びに当社の業務及び持続可能性の優先事項に強く根ざしている。

当社の全体的な人事戦略は、多様性の強化、公平性とインクルージョン、給与の公平性、家族休暇、柔軟な「新しい働き方」政策など、事業、労働力、人材への影響に関する成し遂げたい変革を定義している。2020年の人事戦略では、柔軟な働き方、構造的な効率性、プロジェクト及び機敏な仕事の方法を通じて組織の機動性を高めること、そして多様性、公平性、インクルージョンのアジェンダを加速させることに、さらなる重点が置かれている。

従業員については、キャリア及びスキルの開発に強く注力していることに支えられ、定期的なキャリア開発の話し合いが、毎年のパフォーマンス評価並びに開発及びキャリア・レビューによって支えられている。トレーニングの機会は、固有の役割によって定められ、技術的、行動学的、デジタル学習の提供が含まれる。グローバルに必要なトレーニングには、倫理とコンプライアンス、サイバーセキュリティ、ハラスメント防止及びデジタルの能力が含まれる。当社は、2019年に、社内の仕事とプロジェクトの分担を促進するオープンタレントマーケットプラットフォーム及び従業員のエンゲージメントを分析する新しいデジタルの従業員の聞き取りツールを立ち上げた。オープンタレントマーケットプラットフォームは、2020年第2四半期に全ての国に拡大され、現在までに従業員の46%がオープンタレントマーケットプラットフォームに参与している。当社の継続的な聞き取り戦略は、当社が雇用のライフサイクル（入社、ワンボイス社内調査、退職など）を通して従業員の声に耳を傾け、彼らのフィードバックに基づいて行動し、エンゲージメントを促すことを保証する。

さらに、すべての事業体のリーダーは、定期的な人材の見直し及び後継者計画会議に参加し、CEO及びCHROと共に年度末レビューを行う。リーダーシップ・パイプライン並びに高いポテンシャル、技術力及びデジタルスキルを持つ人材、労働力の最適化及び継承に重点が置かれている。上級管理職向けアプリ「License to Lead」を含む、継続的な技術及びリーダーシップスキル開発を確実にするために、対象を絞ったリーダーシップ開発プログラム及びトレーニングが提供されている。2019年には、全営業担当者及び営業リーダーを対象とした新たな研修・スキルアッププログラムが開発され、2020年に展開され、さらに主要な会計マネージャーを対象とした新たな認定トレーニングプログラムが開発された。また、2020年には、全ての上級管理職が2021年上半年期までにコースを完了することを目標に、金融能力のデジタルコースが展開された。

将来の労働力と魅力的な雇用主としての当社の地位に焦点を当て続けるためには、人材獲得及び雇用者のブランディングが引き続き最優先事項である。パイプラインを構築し、社内から昇格を継続する戦略であるが、当社は積極的な採用が行われているスキル及び市場を対象としている。例えば、当社は、デジタルトランスフォーメーションの持続を助けるため、インターン、実習生及び新卒者の採用を継続することに注力している。当社は、デジタル、ソフトウェア、データとサイバーセキュリティ、戦略、持続可能性、サプライチェーンなど、重要なスキルと役割のために採用を続けている。多様性への意欲は、特にビジネスと技術における女性のために、当社の外部採用にも強く適用されている。

3.2 ITシステム管理

リスクの内容

当社は、販売及び製造プロセスの効率化に不可欠なサーバー、ネットワーク、データ保存場所、アプリケーション及びデータベースなどの非常に複雑な情報システムを施設及びクラウドで、並びにEcoStruxure™のようなデジタルオファアを

可能にするプラットフォームで、直接又はサービス提供者を通じて、幅広く運用している。当社は、商業経験、従業員の経験、サプライチェーンの効率性を高め、デジタル商業的オファーを可能にすることを目的とした様々なアプリケーションを展開している。

サービス提供者による実行の重大な失敗の場合、又は大規模なネットワーク停止、ハードウェア及び/又はシステムの障害が発生した場合、当社が提供するサービスの品質に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、デジタルオファーや顧客とのやりとりの継続的な拡大のためには、安全で安心な基盤情報システムの提供が不可欠である。当社は、より多くのデジタルオファー、サービス及びソフトウェアへ移行するのに伴い、多様なレガシーシステムが進化及び拡大をより困難かつ複雑にしている。

ガバナンス体制やコンティンジェンシープランを確立するという当社の方針にもかかわらず、情報システムプロジェクトが技術的な問題及び/又は実行の遅延にさらされないという保証はない。これらの問題、データの損失又は遅延の影響を正確に定量化することは困難であるが、それらが在庫水準、サービスの質、ひいては当社の財務成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

リスク軽減

当社は、これらのリスクから保護するための代替ソリューションを定期的に検討し、サービスプロバイダーのサービスレベル合意について定期的にコンプライアンスチェックを行い、情報システム障害の影響を軽減するためのコンティンジェンシープランとインシデント対応能力を開発している。

当社は、情報システムに関する進化と計画を続けているが、その範囲は以下を含むがこれらに限定されるものではない：

- ・ ERPトランスフォーメーション、デジタルオファーに備えた当社の金融システムの進化
- ・ 環境を単純化し、陳腐化に関連するリスクを軽減するためのレガシーITアプリケーション及び関連ハードウェアの除去
- ・ ハードウェアとソフトウェアの事業継続性と災害復旧計画に継続的に焦点を当てながら、IT環境の持続可能性を確保する。

新しいアプリケーションはシステムの脆弱性を除去するために、全て認証テストの対象となる。これらのシステムは、データセンター（当社内で若しくはサービス提供者により管理される）に格納されるか、又はクラウドベースのアプリケーションとなる。

2020年、当社は専用の「技術債務削減」プログラムを通じて、レガシーITアプリケーションの削減を継続した。

4. 財務リスク

4.1 取引先リスク

リスクの内容

当社は特に幅広い国際的なプレゼンス（115ヶ国以上）を有しており、収益は4つの地域（アジア太平洋、西ヨーロッパ、北米、残りの地域）にほぼ均等に分散しており、収益の41%は新興経済国で生み出されている。

従って、当社は、何らかの景気後退が顧客からの現金回収及び支払遅延を伴う現地の流動性の問題につながり、当社の現金回収率が悪影響を与える可能性があるため、多数の取引先リスクに直面している。

また、預金や資産運用などの活動、将来の起算日でのフローを予想する取引についても、銀行等の金融機関との金融取引によって生じる取引先リスクにさらされている。

2020年12月31日現在、売上債権の12.8%が期限を超過しており、そのうち1.7%が3ヶ月を超えて超過している（「第6 経理の状況」に含まれる「連結財務諸表注記16」を参照）。

2020年の具体的な事象

2020年には、COVID-19の流行と世界中で数多くのロックダウンが発生した結果、2月から5月にかけて、顧客の支払いが一部遅延したことが特に指摘された。支払遅延はその後の数か月で整理され、年末までに正常なレベルに達した。

リスク軽減

金融取引は、厳選された取引相手との間で締結され、顧客との契約には適応した条件が含まれている。

銀行業務の取引先は、独立した格付機関が発行する信用格付を含む通常の基準に従って選定される。当社の方針としては、取引先リスクの多様化を図るとともに、関連規則の遵守状況を定期的に管理している。

また、売上債権の損失に備えるため、当社は、実質的な信用保険及びその他の種類の保証（信用状及び銀行保証）を利用している。

2020年12月31日現在、債権の減損引当金の金額は510百万ユーロである（「第6 経理の状況」に含まれる「連結財務諸表注記16」に記載されている）。

4.2 為替リスク

リスクの内容

国際事業及び特に国際的なプレゼンスの広さにより、当社は為替レートの変動リスクにさらされている。

当社の事業体の報告通貨と取引通貨との間の為替レートの変動は、当社の業績に影響を与え、前年同期比のパフォーマンス比較をゆがめる可能性がある。ユーロと報告通貨間の変動についても同様であり、より大きな割合を占めている。

当社の為替リスクに関する主なエクスポージャーは、米ドル、中国元、及び米ドルに連動する通貨に関連するものである。

2020年の外貨建て収益は20.1十億ユーロに達し、その内米ドルが約6.6十億ユーロ、中国元が3.7十億ユーロに相当した。

当社は、現在の事業構造において、米ドルに対してユーロが10%上昇した場合、調整後EBITAについて約-78百万ユーロの換算効果が生じると見積もっている。

2020年の為替差損益は、36百万ユーロの損失である（「第6 経理の状況」に含まれる「連結財務諸表注記7」に記載される）。

リスク軽減

当社は、為替レートの変動に対する損益の感応度を軽減するために、取引通貨のリスクを管理している。当社の子会社の債権債務で当該子会社の機能通貨以外の通貨建てのものは、主に通貨ごとの資産・負債のリバランス（ナチュラル・ヘッジ）によりヘッジされている。

これらのリスクの最も重要な源泉である、米ドル、中国元、シンガポール・ドル、オーストラリア・ドル、英ポンド、ハンガリー・フォリント、ロシア・ルーブルなど、20種類以上の通貨が関係している。

市場の状況に応じて、主要通貨のリスクは、12ヶ月以内に満期を迎える契約を用いたキャッシュ・フロー予測に基づいてヘッジすることができる。

為替相場の変動リスクをヘッジするための金融商品については、「第6 経理の状況」に含まれる「連結財務諸表注記23」に記載されている。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

事業及び損益計算書のハイライト

当中間連結会計期間における買収及び売却

買収

OSIsoft LLC.

2021年3月19日に公表した通り、当社が過半数を保有する子会社であるAVEVA Group Plcは、45億ユーロの対価によるOSIsoftの買収を完了した。OSIsoftは、買収日付で完全に連結され、産業オートメーションセグメントにおいて報告されている。

支払われた対価総額は4.5十億ユーロであり、うち3.9十億ユーロは現金で、0.5十億ユーロはAVEVA Group PlcがEstudillo Holdings Corpに対して普通株式13,655,570株を発行することにより調達された。

2021年6月30日現在、当該買収のIFRS第3号（改定済）に基づく取得会計処理は完了していない。開始貸借対照表における純調整額は1,462百万ユーロであり、主に識別可能無形資産（技術、顧客関係及び商標）の暫定額の計上によるものである。認識されたのれんの暫定額は、買収日現在3,006百万ユーロであった。

ETAP

2021年6月28日、当社はOperation Technology Inc.（以下「ETAP」という。）の支配持分の購入取引を完了した。2021年6月30日現在、当社は217百万ユーロの対価を支払いETAPの資本の80%を取得し、同社はエネルギー管理セグメントにおいて完全に連結されている。当社は2025年に少数株主持分である残りの20%を取得する契約を締結している。関連する債務は「その他の非流動債務」において認識されている。IFRS第3号（改定済）に基づく当該買収に伴う取得会計処理は、クロージング日現在完了していない。

売却

2021年4月27日、当社はエネルギー管理セグメントにおいて連結されていたケーブルサポート事業を売却するための契約を締結したことを発表した。当該取引は、2021年6月30日に完了した。

2020年に行った買収及び売却に関する2021年における重要な影響

買収

RIB Software SE

2020年2月13日、当社は総額1.5十億ユーロに上るRIB Software SEの全株式を取得するため、任意公開買付を開始する意向を発表した。2020年3月25日に、当社は同社の資本の約9.99%を公開買付以外の手段で取得した。2020年7月10日、当社は任意公開買付が完了したことを発表した。2020年12月31日時点で、当社はRIB Software SEの資本の87.64%を保有し、エネルギー管理セグメントに完全に連結している。当社は137百万ユーロ相当の9.1%の少数株主持分に関し、2024年中に満了するプット・オプション契約を有している。

2021年6月10日、当社は223百万ユーロの対価により9.1%の少数株主持分を取得した。前述のプット・オプション契約及び関連する債務は取り消された。

2021年7月5日、当社はRIB Software SEに対し、RIB Software SEの年次株主総会において残存する株主（少数株主）の持分をSchneider Electric Investment AGに対し適切な現金対価により譲渡（いわゆる株式会社法に基づくスクイーズアウト）する旨の決議を行うよう、正式な要求書を提出した。

当該買収に伴う取得会計処理はクロージング時点で完了している。2021年6月30日現在、買収による会計処理純調整額は211百万ユーロであり、結果として主に無形資産（技術、商標権及び顧客関係）の識別におけるものだった。のれんの金額は、2021年6月30日現在1,132百万ユーロと認識された。

ProLeit

2020年8月4日、当社はProLeit AGを買収し、2020年8月1日以降、産業オートメーション・セグメントに完全に連結した。2021年6月30日現在、当社は暫定額29百万ユーロの無形資産（技術、商標権及び顧客関係）を認識し、のれんは104百万ユーロであった。

Larsen & Toubro

2018年5月1日、当社は、シンガポールに本社を有するグローバルな投資会社であるTemasekと提携し、Larsen & Toubroの電力及びオートメーション事業を買収することについて合意した。

2020年8月31日、当社は1,571百万ユーロの対価を支払い、Schneider Electric Indiaの低電圧及び産業オートメーション製品事業とLarsen & Toubro（以下「L&T」という。）の電力及びオートメーション事業を結合する取引を完了した。Temasekは、当該結合事業の35%の持分を530百万ユーロで取得した。Temasekとの提携により、Schneider Electric Indiaの低電圧及び産業オートメーション製品事業における当社の持分が希薄化し、2020年の当社の株式持分について191百万ユーロの利益を認識した。

L&Tは、2020年9月1日以降、完全に連結され、エネルギー管理及び産業オートメーションの両セグメントにおいて報告されている。

IFRS第3号（改定済）に基づく取得会計処理は、2021年6月30日現在完了していない。開始貸借対照表における純調整額は251百万ユーロであり、これは主に識別可能無形資産（主に、顧客関係、技術及び商標権）の暫定額の計上、並びに偶発債務の査定（主に、契約に関し識別されたリスク及び環境リスクに関するもの）によるものである。のれんの暫定額は、2021年6月30日現在1,103百万ユーロと認識された。

Planon

2020年12月17日、当社は建物及びオフィス管理の主要なソフトウェア・プロバイダーであるPlanon Beheer B.V.（以下「Planon」という。）に対する、戦略的マイノリティ投資を完了した。2021年6月30日現在、当社はPlanonの25.0%の持分を保有し、持分法に基づき同社を連結した。

為替レートの変動

ユーロ為替レートの変動は、主にユーロと比較した複数の通貨（主に米ドル、トルコ・リラ、ロシア・ルーブル）のマイナスの影響により連結売上高が472百万ユーロ減少し、調整後EBITAがマイナスの影響により88百万ユーロ減少するなど、2021年6月30日に終了した6か月間に関し悪影響を与えた。

業績

売上高

2021年6月30日に終了した期間の連結売上高は総額13,774百万ユーロであり、現在の構造及び通貨ベースで前年同期から19.0%の増加であった。オーガニック成長は18.7%のプラスであり、取得及び処分によるものは5.1%を占め、通貨の影響は-4.8%であった。

事業内訳

下表は2021年及び2020年6月30日に終了した6か月間に関する、事業セグメントごとの当社の売上高を示したものである。

(百万ユーロ)	エネルギー管理	産業オートメーション	合計
2021年上半期	10,487	3,287	13,774
2020年上半期	8,755	2,820	11,575

エネルギー管理（半期売上高の76%）は、基礎となる強い需要が2020年下半期及び2021年初頭における製品価格の上昇の影響にさらに後押しされて2021年上半期を通して持続したことで、2021年上半期には有機的に19.8%上昇した。エンド市場まで、住宅建築物は、複数の国における消費者支出、低金利及び財政支援に起因して依然として力強い市場となっている。特に、病院、ヘルスケア、ライフサイエンス及び倉庫/流通などの非住宅建築物の業績が良好であった。データセンター及びネットワークは、インターネットの成長、ローカライゼーションの傾向及び当社のグローバルな広がりから引き続き恩恵を受けた。インフラストラクチャーは、輸送及び電気事業セグメントの基礎的な需要が続いており、電力網のデジタル化と持続可能性の必要性を取り巻く継続的なトレンドに支えられて、小規模電力網のオフターに対するいくつかの

顧客獲得があった。産業は、OEM並びに日用消費財（CPG）、金属、鉱山及び鉱物（MMM）を含む電気集約型産業において強い勢いを示した。石油及びガス事業は、前年同期比では減少したものの、改善傾向にある。現場サービスの売上高は、サイトアクセス及びオンサイトでのサポートが改善し2桁の成長となった。

産業オートメーション（半期売上高の24%）は、2021年上半年期において有機的に15.4%増加し、ディスクリット自動化及びプロセス及びハイブリッドのエンド市場では対照的な業績となった。ディスクリットのエンド市場向けの売上高は、OEM需要及びほとんどの地域での製造業の回復に牽引され、2桁の伸びを示した。継続的な電子部品供給圧力の影響は、特定の製品ラインの成長に影響を与えた。逆に、プロセス及びハイブリッドのエンド市場は、一部の国では回復の兆しが見え始めたものの、伸びが鈍化した。セグメント別では、当社がエネルギー管理と連動したオートメーション商品を販売するCPGやMMMにおいて需要が好調であった。現場サービスは引き続き好調であった。

売上総利益率

売上総利益率は、2020年6月30日に終了した6か月間では4,621百万ユーロであったのに対し、2021年6月30日に終了した6か月間では、売上高の増加に連動して5,704百万ユーロに増加した。売上高に対する総利益の割合は、2020年上半年は39.9%であったのに対し、2021年上半年は主に生産性及びプラスのミックス効果により41.4%に改善した。

サポート機能費用： 研究開発費並びに販売費及び一般管理費

資産計上された開発費及び売上原価に計上された研究開発費を除外した研究開発費は、2020年6月30日に終了した6か月間の344百万ユーロから9.0%増加し2021年6月30日に終了した6か月間には375百万ユーロとなった。売上高に対する研究開発費純額の割合は、2020年6月30日に終了した6か月間の3.0%から、2021年6月30日に終了した6か月間では2.7%となり僅かに減少した。

資産計上された開発費及び売上原価として報告された開発費（連結財務諸表の注記4を参照のこと。）を含む研究開発費総額は、2020年6月30日に終了した6か月間の665百万ユーロから2021年6月30日に終了した6か月間には718百万ユーロへと8.0%増加した。売上高に占める研究開発費総額の割合は、2020年6月30日に終了した6か月間の5.7%から僅かに減少し、2021年6月30日に終了した6か月間には5.2%となった。

2021年上半年期において、資産計上された開発費及び資産計上された開発費の償却による正味のプラス影響額は、営業利益における44百万ユーロであった（2020年上半年は9百万ユーロ）。

販売費及び一般管理費は、2020年6月30日に終了した6か月間の2,701百万ユーロから、2021年6月30日に終了した6か月間には9.8%増加し2,967百万ユーロとなった。売上高に占める販売費及び一般管理費の割合は、2021年6月30日に終了した6か月間は21.5%であり、2020年6月30日に終了した6か月間の23.3%と比較して減少した。

サポート機能費用の合計（研究開発費と販売費及び一般管理費を合わせたもの）は、2020年6月30日に終了した6か月間の3,045百万ユーロに対して2021年6月30日に終了した6か月間は3,342百万ユーロとなり9.7%増加した。サポート機能費用の売上高に占める割合は、2021年6月30日に終了した6か月間には24.3%となり、2020年6月30日に終了した6か月間の26.3%と比較して減少した。

その他の営業利益及び費用

2021年6月30日に終了した6か月間において、その他の営業利益及び費用は、主にケーブル・サポート事業の売却による収益及び買収費用の微減により、35百万ユーロの純費用となった。

事業構造改革費用

事業構造改革費用は、2020年6月30日に終了した6か月間では221百万ユーロであったが、当社が業務効率化プログラムを実施しているため、2021年6月30日に終了した6か月間では121百万ユーロとなった。

買収に関連する無形資産の償却及び減損

買収に関連する無形資産の償却及び減損は、2020年6月30日に終了した6か月間では86百万ユーロであったのに対し、2021年6月30日に終了した6か月間では180百万ユーロとなった。この増加は主に、RIB Software、L&Tの電力及びオートメーション事業並びにOSIsoftを含む、2020年下半年及び2021年上半年に完了した買収に関連する追加の償却によるものである。

EBITA及び調整後EBITA

当社は、事業構造改革費用並びにその他の営業利益及び費用（買収、統合及び分離費用を含む。）の計上前のEBITAを調整後EBITAと定義している。当社はEBITAを、利息、税金及び買収による無形資産の償却費計上前の利益と定義している。EBITAは買収による無形資産の償却及び減損並びにのれんの減損計上前の営業収益で構成される。

調整後EBITAは、2020年6月30日に終了した6か月間では1,576百万ユーロであったのに対し、2021年6月30日に終了した6か月間では49.9%増加し2,362百万ユーロとなった。売上高に占める調整後EBITAの割合は、2020年6月30日に終了した6か月間の13.6%から、2021年6月30日に終了した6か月間では17.1%へ改善した。

EBITAは、2020年6月30日に終了した6か月間では1,286百万ユーロであったのに対し、2021年6月30日に終了した6か月間では77.0%増加し2,276百万ユーロとなった。売上高に占めるEBITAの割合は、2020年6月30日に終了した6か月間の11.1%から2021年6月30日に終了した6か月間では16.5%へ増加した。

事業セグメントごとの調整後EBITA

下表は事業セグメントごとの調整後EBITAを示したものである。

2021年上半期

(百万ユーロ)	エネルギー管理	産業オートメーション	中央機能及びデジタル費用	合計
売上高	10,487	3,287		13,774
調整後EBITA	2,145	599	(382)	2,362
調整後EBITA (%)	20.5%	18.2%		17.1%

2020年上半期

(百万ユーロ)	エネルギー管理	産業オートメーション	中央機能及びデジタル費用	合計
売上高	8,755	2,820		11,575
調整後EBITA	1,494	429	(347)	1,576
調整後EBITA (%)	17.1%	15.2%		13.6%

エネルギー管理 2021年上半期において調整後EBITAは、主に2021年上半期の販売量の増加及び工業生産力が良好な水準であったこと並びにプラスのミックス効果により、2,145百万ユーロ（売上高に対する割合は20.5%）となり、約330ベースポイントのオーガニック成長（2019年上半期と比較して、報告ベースで340ベースポイント、オーガニックは約250ベースポイントの成長）を示した。

産業オートメーション 2021年上半期において調整後EBITAは、主に2021年上半期の販売量の増加及び工業生産力が良好な水準であったことにより、599百万ユーロ（売上高に対する割合は18.2%）となり、約320ベースポイントのオーガニック成長（2019年上半期と比較して、報告ベースで300ベースポイント、オーガニックは約120ベースポイントの成長）を示した。

中央機能及びデジタル費用 2021年上半期は382百万ユーロ（2020年上半期は347百万ユーロ）であり、売上高に対する割合は2.8%へ僅かに減少した。当社の戦略的に優先される投資は、前年同期比で増加したが、企業費用の要素は引き続き重点分野となり、2021年上半期において当社の売上高の約0.8%に相当するなど、厳格な管理がなされた。

営業利益（EBIT）

営業利益（EBIT、利払い及び税引前利益）は、2020年6月30日に終了した6か月間の1,200百万ユーロから74.7%増加し、2021年6月30日に終了した6か月間には2,096百万ユーロに増加した。

正味金融収益 / 損失

正味金融損失は、2020年6月30日に終了した6か月間では172百万ユーロであったのに対し、2021年6月30日に終了した6か月間では78百万ユーロとなった。

かかる変動は、正味金融負債費用が2020年6月30日に終了した6か月間の63百万ユーロから、2021年6月30日に終了した6か月間では49百万ユーロに減少したこと、及び、2020年6月30日に終了した6か月間では金融資産に係るマイナスの公正価値調整額が13百万ユーロの損失となったのに対し、2021年6月30日に終了した6か月間では金融資産に係るプラスの公正価値調整額が19百万ユーロとなったことに起因する。その他の金融収益及び損失は2020年6月30日に終了した6か月間では - 55百万ユーロであったのに対し、2021年6月30日に終了した6か月間では - 27百万ユーロであった。

法人税費用

実効税率は2020年度と比較して変化がなく、2021年6月30日に終了した6か月間では合計24.0%であった。対応する法人税費用は、2020年6月30日に終了した6か月間の247百万ユーロから、2021年6月30日に終了した6か月間では484百万ユーロに増加した。

関係会社の持分利益 / (損失)

関連会社の持分は、2020年6月30日に終了した6か月間では40百万ユーロの利益であったのに対し、2021年6月30日に終了した6か月間では53百万ユーロの利益であった。

非支配株主持分

純利益における非支配株主持分は、2020年6月30日に終了した6か月間では46百万ユーロであったのに対し、2021年6月30日に終了した6か月間では31百万ユーロとなった。これは、純利益のうち大半がAVEVA Group Plcの非支配株主持分に帰属することを示している。

(親会社の所有者に帰属する) 当期純利益

親会社の持分所有者に帰属する当期純利益は、2020年6月30日に終了した6か月間では775百万ユーロであったのに対し、2021年6月30日に終了した6か月間では1,556百万ユーロとなった。

1株当たり利益

1株当たり利益は、2020年6月30日に終了した6か月間では1.40ユーロであったのに対し、2021年6月30日に終了した6か月間では2.80ユーロとなった。

連結キャッシュ・フローに関するコメント

営業活動

営業活動による正味キャッシュ・フロー（営業資産及び負債の増減考慮前）は、2020年6月30日に終了した6か月間では1,459百万ユーロであったのに対し、2021年6月30日に終了した6か月間では2,136百万ユーロとなった。売上高に対する割合は2021年上半期の15.5%（2020年上半期は12.6%）であった。

運転資本需要の増減は、2020年6月30日に終了した6か月間では155百万ユーロの減少であったが、2021年6月30日に終了した6か月間では679百万ユーロの減少となった。これは2020年度末において低水準であった営業債権及び営業債務の残高が再び増加したこと並びに旺盛な需要に対応するため在庫が積み上げられたことによるものである。

2021年6月30日に終了した6か月間の営業活動による正味キャッシュ・フローの合計は、1,458百万ユーロであった（2020年6月30日に終了した6か月間は1,304百万ユーロ）。

投資活動

設備投資純額（資本計上された開発プロジェクトを含む。）は、2020年6月30日に終了した6か月間では339百万ユーロであったのに対し、2021年6月30日に終了した6か月間では379百万ユーロに増加した。売上高に対する割合は、2021年上半期は2.7%（2020年上半期は3.0%）であった。

処分を控除した取得額は、2020年6月30日に終了した6か月間では140百万ユーロであったのに対し、2021年6月30日に終了した6か月間では3,958百万ユーロの現金支出（取得現金控除後）となった。かかる変動の主な要因は前述した通りである。

財務活動

財務活動による正味キャッシュ・フローは、2020年6月30日に終了した6か月間では1,422百万ユーロであったが、2021年6月30日に終了した6か月間では、主にコマーシャル・ペーパーの増減により - 670百万ユーロとなった。

当社が支払った年間配当金は、2020年は1,413百万ユーロ、2021年は1,447百万ユーロであった。

関連当事者取引

関連当事者取引は、中間連結財務書類の注記17に記載されている。

4【経営上の重要な契約等】

該当なし

5【研究開発活動】

地球環境方針において言及されるとおり、当社は革新的なグリーンオファーを通じて差別化を図っている。かかる熱意は、下記を通じて明確化されている。

- ・省エネで二酸化炭素の排出が少なく実用的かつ安全な製品の設計。
- ・顧客の環境パフォーマンス向上の手助け。
- ・製品の環境情報のデジタル化の提供。

かかる熱意に到達するために、当社は下記にコミットしている。

- ・省エネかつ環境にやさしいソリューションの創出に向けた研究開発投資。
- ・エコデザイン製品及びソリューションの創出並びにライフサイクル思考の展開。
- ・再利用、修理、改良、改造及びリサイクルが可能な製品並びに製品寿命サービスを通じた循環する製品提供及びビジネスモデルの発明。

1,400名を超える当社の認定研究開発エンジニアによるコミュニティが当社の変革戦略の原動力となっている。当社は、世界中で19,000件超の使用中特許及び特許出願を保有しており、2020年には当社の中核技術及びデジタル技術の両方で750件を超える新規特許出願が行われた。

2021年に発表された革新には以下が含まれる：

- ・ Okken™ & BlokSeT™ LV スイッチボード
- ・ Galaxy VL Compact 3-Phase UPS
- ・ Easy UPS 3L
- ・ ComPacT/ PowerPacT
- ・ 新世代の TeSys Giga シリーズ Motor Starters
- ・ PrismaSeT Active
- ・ Acti9 Active
- ・ Square D™ Energy Center
- ・ SM AirSeT
- ・ RM AirSeT (Gas-Free)
- ・ GM AirSeT

研究開発費用は、下記のとおりである。

(百万ユーロ)	2021年上半期	2020年上半期
「売上原価」に含まれる研究開発費	(181)	(187)
「研究開発費」に含まれる研究開発費*	(375)	(344)
資産化された開発プロジェクト費用	(162)	(134)
合計研究開発費 **	(718)	(665)

- * 研究開発税額控除を含んでおり、その金額は、2021年上半期で17百万ユーロ及び2020年上半期で20百万ユーロであった。
- ** 資産化された開発プロジェクト費用の償却を除く。

資産化された開発プロジェクト費用の償却費の償却費用は、2021年上半期は118百万ユーロ、2020年上半期は125百万ユーロであった。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当該半期中において、当社の主要な設備に重要な変化はなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当なし

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2021年6月30日現在)

授権株数		発行済株式総数	未発行株式数
普通株式	下記(注)を参照。	567,068,555株	下記(注)を参照。

(注) 日本で用いられている「授権株式」の概念はフランス法の下では存在しないものの、株主は取締役会に対し、一定の金額及び期間内に新株又は持分証券を発行することを授権することができる。当社の場合、取締役会は、2023年6月までに最大200百万株の新株を発行する権限を付与されている。

【発行済株式】

(2021年6月30日現在)

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式額面普通株式(1株の額面金額4ユーロ)	普通株式	567,068,555株	ユーロネクスト・パリ	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の状況】

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(ユーロ(日本円))	
	増減数	残高	増減額	残高
2020年12月31日	-	567,068,555	-	2,268,274,220 (326,450,025,742)
2021年6月30日	0	567,068,555	0	2,268,274,220 (326,450,025,742)

(4) 【大株主の状況】

(2021年6月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
Sun Life Financial, Inc. ⁽¹⁾	カナダ、M5J 0B6、 オンタリオ州、トロント、 ヨークストリート1	39,681,766株	7.0%
BlackRock, Inc.	米国、10055、ニューヨーク州、 ニューヨーク、52番ストリート、 イースト、55	35,703,751株	6.3%
従業員	該当なし	22,683,552株	4.0%
自己株式	該当なし	10,675,115株	1.9%
一般株主	該当なし	458,324,371株	80.8%
合計	-	567,068,555株	100.0%

(1) これらの株式は、主にSun Life Financial, Inc.傘下のMFS InvestManagementが管理するファンドにより保有されている。

2 【役員 の 状況】

取締役に関する情報

男性取締役8名、女性取締役7名（全体の47%）

(2021年6月30日現在)

氏名及び役職 (年齢)	略歴	任期	普通株式の実質 所有株式数 (株)
ジャン・パスカル・トリコワ (Jean-Pascal Tricoire) 会長兼CEO (58歳)	ESEO Angersを卒業しEM LyonからMBAを取得した後、トリコワ氏はAlcatel、Schlumberger及びSaint-Gobainにおいて初期のキャリアを過ごし、1986年にシュナイダー・エレクトリック・グループ (Merlin Gerin)に入社した。同氏は、1988年から2001年にかけて、イタリア、中国、南アフリカ及び米国のシュナイダー・エレクトリックの海外業務機能に従事した。同氏は1999年から2001年にかけて、戦略的グローバル・アカウント及び戦略計画を担当する取締役を含む役職を歴任した。2002年1月から2003年末までは、シュナイダー・エレクトリックの国際事業部の執行副社長として執行委員会に任命された。同氏は2003年10月に副CEOに就任した後、2006年5月3日付でシュナイダー・エレクトリック・エスエーの運営委員会の会長に就任した。同氏は2013年4月25日、当社のガバナンスの変化に伴い、会長兼CEOに就任した。	当初指名：2013年 任期満了：2025年	787,378株

<p>フレッド・キンドル (Fred Kindle) 副会長兼筆頭独立取締役 (62歳)</p>	<p>キンドル氏は、チューリヒのスイス連邦工科大学(ETH)を卒業し、米国エバンストンのノースウェスタン大学でMBAを取得している。同氏は、1984年から1986年にかけて、リヒテンシュタインのヒルティAGのマーケティング部でキャリアをスタートさせた。同氏は、1988年から1992年にかけて、ニューヨーク及びチューリッヒのマッキンゼー・アンド・カンパニーでコンサルタントを務めた。その後、スイスのスルザーAGに入社し、さまざまな管理職を歴任した。同氏は1999年にスルザー・インダストリーズのCEOに就任し、2001年にスルザーAGのCEOに就任した。2004年にABB Ltd.に入社した後、同氏はABBグループのCEOに任命され、2008年までかかる役職を務めた。その後、ロンドン及びニューヨークを拠点とするプライベート・エクイティ・ファンドであるクレイトン・ダビリアー・ライスLLPのパートナーになった。同氏は現在、複数の会社において独立したコンサルタント及び取締役を務めている。同氏は2016年よりシュナイダー・エレクトリック・エスイーの取締役を務め、2020年4月より副会長兼筆頭独立取締役に就任した。</p>	<p>当初指名：2016年 任期満了：2024年</p>	<p>40,000株</p>
<p>レオ・アポテカー (Léo Apotheker) 取締役 (68歳)</p>	<p>アポテカー氏は、1978年に、エルサレムのヘブライ大学から国際関係及び経済学の学位を取得し卒業した後、経営管理に携わるキャリアをスタートさせた。同氏はその後、1988年から1991年にかけて会長兼CEOを務めたSAP フランス及びベルギーなど、情報システムを専門とする複数の企業の管理及び執行責任者を歴任した。同氏は、ECsoftの創立会長兼CEOであった。同氏は1995年にSAPに戻り、SAPにおいてさまざまな地域のディレクターとして任命された後、2002年に執行委員会のメンバー、カスタマー・ソリューション及びオペレーションの社長として任命され、2007年にはSAP AGの副CEO、2008年にはSAP AGのCEOとして任命された。2010年にはヒューレット・パッカートのCEO兼会長に就任し、2011年秋までかかる役職を務めた。同氏は2008年からシュナイダー・エレクトリック・エスイーの取締役であり、2014年から2020年4月まで副会長兼筆頭独立取締役を務めた。</p>	<p>当初指名：2008年 任期満了：2023年</p>	<p>3,093株</p>
<p>セシル・カバニス (Cécile Cabanis) 独立取締役 (50歳)</p>	<p>エンジニアであるカバニス氏は、Agro Paris Grignonを卒業し、1995年に南アフリカのL'Oréalでキャリアを開始した。同氏は、フランスで社内監査役として勤務する前にL'Oréalでロジスティクス・マネージャー兼経営管理責任者を務めた。2000年にはOrangeに入社し、グループの合併買収部門のアシスタント・ディレクターを務めた。同氏は、2004年にコーポレート・ファイナンシャル・オフィサーとしてダノンに入社し、その後開発部門長となった。2010年、同氏は生鮮乳製品部門の最高財務責任者に任命された。2015年から2021年2月まで、同氏はダノンのテクノロジー及びデータ、サイクル及び調達部門の最高財務責任者を務めた。同氏は2018年よりダノンSAの取締役を務め、2020年12月に副会長に就任した。同氏はまた、気候及び最も弱い立場にいる人々のためのパートナーの行動を有利な方向で加速させるために創設された基金である、Livelihoods Fund SICAV SIFの理事長でもある。</p>	<p>当初指名：2016年 任期満了：2024年</p>	<p>1,000株</p>

<p>リタ・フィリックス (Rita Felix) 従業員取締役 (39歳)</p>	<p>フィリックス氏は、アムステルダム自由大学（アムステルダム）での6か月間を含み、ISCTE-IUL（リスボン大学研究所）を卒業した。同氏はまた、マーケティング管理の修士号も取得している（2012年）。同氏はデロイトでコンサルティングにおけるキャリアを開始し、2006年から2008年まで勤務した。その後、COSEC（ユーラーヘルメスが一部保有している信用保険会社）のマーケティング部門に入社した。同氏は2012年に卓越した業績を有する者としてシュナイダー・エレクトリック・ポルトガルに入社した。2017年、同氏はシュナイダー・エレクトリック・グループの国際業務担当グローバル・マーケティングのプロジェクト管理役員に任命された。同氏は2020年よりプロジェクト管理役員及びインサイドセールスディレクターとして勤務している。2020年7月、同氏はシュナイダー・エレクトリック・エスイーの従業員代表取締役に指名された。2020年11月、同氏は国際経営開発研究所のHigh Performance Boardsに出席した。</p>	<p>当初指名：2020年 任期満了：2024年</p>	<p>0株</p>
<p>ウィリー・R・キスリング (Willy R. Kissling) 取締役 (77歳)</p>	<p>キスリング氏は、ベルン大学（政治学博士号）及びハーバード大学（P.M.D）を卒業している。同氏はAmiantus Corporationでキャリアを開始し、1978年に石膏ボードメーカーであるRigipsに入社した。同氏は1981年にRigipsの執行委員会に任命され、その後CEOに就任した。同氏は1987年から1996年にかけて、エネルギー管理、建物管理及び公衆電話オペレータ向けのサービス、システム及び機器を提供するLandis & Gyr CorporationのCEOを務めた。同氏は1998年から2005年にかけて、Oerlikon Bührle Holding AG（OC Oerlikon Corp. に社名変更された。）の会長及びSIG Holding Ltd.の会長並びにHolcim Ltd（LafargeHolcim Ltd. に社名変更された。）の副会長を務めた。同氏はまた、Kühne & Nagel International Ltd並びにPratt & Whitney及びBooz Allen Hamiltonの欧州諮問委員会のメンバーを含む様々な取締役会のメンバーも務めた。</p>	<p>当初指名：2001年 任期満了：2022年</p>	<p>1,600株</p>
<p>リンダ・クノール (Linda Knoll) 独立取締役 (61歳)</p>	<p>クノール氏は、中央ミシガン大学で経営工学の学士号を取得している。同氏は、General Dynamicsのランドシステム部門でのキャリアを経て、FCA and CNH Industrialの前身会社において、様々な業務を通じて25年超にわたり関連する業界における豊富な実務経験（副社長兼作物生産グローバル製品ライン担当ゼネラル・マネジャー、北米農産業担当副社長、農産物開発担当執行副社長、パーツ・アンド・サービス（中間）担当社長並びに世界農業生産担当執行副社長等）を磨いた。同氏は、CNH Industrial（2007年から2019年まで）及びFiat Chrysler Automobiles（2011年から2021年3月まで）において最高人事責任者を務めていた。</p>	<p>当初指名：2014年 任期満了：2022年</p>	<p>1,000株</p>

<p>ジル・リー (Jill Lee) 独立取締役 (58歳)</p>	<p>リー氏は、シンガポール国立大学の経営管理学士号及びシンガポールの南洋理工大学のMBAを有している。同氏は、1986年にシンガポールのシーメンス、AT&T、タイコ・エレクトロニクスで財務分野におけるキャリアを開始した。同氏はシーメンスにおいて、1997年から2010年にかけて数多くのリーダー職を歴任した（シンガポールのシーメンスの最高財務責任者兼上級副社長、中国のシーメンスの最高財務責任者兼上級執行副社長、グループ最高ダイバーシティ責任者等）。その後、シンガポールのネプチューン・オリエン特・ラインズにおいて財務戦略及び投資担当上級副社長（2010年から2011年まで）を務めた後、2012年から2018年にかけてABBにおいて、ABBの中国及び北アジア地域の上級副社長兼最高財務責任者を務め、その後ABBグループの上級副社長兼ネクスト・レベル・プログラム管理責任者を務めた。2018年4月以降、同氏はスルザー・リミテッドのグループ最高財務責任者を務めている。同社では、以前に取締役会のメンバーを7年間務め、監査委員会の議長を務めていた。</p>	<p>当初指名：2020年 任期満了：2024年</p>	<p>1,000 株</p>
<p>シャオユン・マ (Xiaoyun Ma) 従業員株主取締役 (58歳)</p>	<p>中国トップの大学を卒業し、中国公認会計士資格を保有するマ氏は、監査法人（PWC）で財務のプロフェッショナルとしてキャリアを開始した。同氏は1997年に北京のSchneider (Beijing) Medium Voltage Co., Ltd.の経理担当としてシュナイダー・エレクトリックに入社した。その後、同氏は中国及びアジア太平洋地域の製造、サプライチェーン及び営業部門などでさまざまな経理担当及び最高財務責任者の職務に従事する一方で、2004年にはニューヨーク市立大学のMBAを取得した。同氏は現在、シュナイダーの中国オペレーション部門における最高財務責任者であり、中国の日々の財務業務、組織の簡素化及び内部のデジタルトランスフォーメーションを担当している。</p>	<p>当初指名：2017年 任期満了：2021年</p>	<p>29,515 株</p>
<p>ブルーノ・ターチェット (Bruno Turchet) 従業員取締役 (48歳)</p>	<p>現在従業員取締役であるターチェット氏は、1999年にAssystem Technologies（フランスのコンサルティング及びエンジニアリング会社）で電気機械エンジニアとしてそのキャリアをスタートし、産業市場のキーマンマネージャーを務めた（2001年～2005年）。同氏は2005年にシュナイダー・エレクトリックに入社し、さまざまな業務に携わった。同氏はフランスで低電圧機器のプロジェクト技術リーダーとして2年間勤務した後、シュナイダー・エレクトリック中国に駐在し、低・中電圧機器の研究開発マネージャーとして3年間勤務した。同氏は2011年にフランスに戻り、グループの主要部門の1つである生産性部門を率い、そこでサステナビリティプログラムを展開した。2016年から2021年まで、同氏は最終流通事業部門の新製品産業化ディレクターを務めた。2021年7月より、同氏はホーム・アンド・ディストリビューション・ヨーロッパ部門の産業化担当副社長を務めている。2021年4月、同氏はシュナイダー・エレクトリックの従業員代表取締役に任命された。同氏は、ブザンソン大学（フランス）で品質工学の理学修士号を取得している。</p>	<p>当初指名：2021年 任期満了：2025年</p>	<p>663 株</p>

<p>フルール・ペルラン (Fleur Pellerin) 独立取締役 (48歳)</p>	<p>ペルラン氏は、エセック経済商科大学院大学(ESSEC)、パリ政治学院(IEP-Sciences-Po)及びフランス国立行政学院(ENA)を卒業した。同氏は、2000年代初頭、会計検査院の判事となった。さらに、同氏は外部監査人として国連に勤務した。2007年、ダイバーシティと機会均等に取り組む非営利団体である「フランス21世紀クラブ」に参画し、2010年から2012年まで会長を務めた。同氏は、2012年に中小企業・イノベーション・デジタル経済担当大臣となり、「フレンチテック」と呼ばれるフランスのスタートアップの発展のためのプログラムを開始した。2014年4月には、対外交渉・観光開発・在外同胞担当長官に就任し、2014年8月まで同職を務めた。同氏はさらに、ENAで講師を務め、2011年から2012年にかけてPublic Sénat局のディレクターも務めた。2016年、同氏は政治を離れ、フランス及びヨーロッパのテクノロジー新興企業への投資を促進及び支援する200百万ユーロの資金を有する投資ファンドKorelya Capitalを設立した。</p>	<p>当初指名：2018年 任期満了：2022年</p>	<p>1,000株</p>
<p>アンダース・ルネバード (Anders Runevad) 独立取締役 (62歳)</p>	<p>ルネバード氏は、ルンド大学(スウェーデン)の電気工学修士号を取得し、ビジネス及び経済についても学んだ。同氏は1984年にデザインエンジニアとしてエリクソンに入社し、スウェーデン、シンガポール、ブラジル、英国及び米国においてさまざまな管理職を歴任し、1998年、エリクソン・シンガポールの社長に就任した。2000年から2004年にかけて、エリクソン・モバイル・コミュニケーションズABの販売及びマーケティング担当副社長を務めた。2004年にはエリクソン・ブラジルの社長に就任した。2007年から2010年まで、同氏はソニー・エリクソン・モバイル・コミュニケーションズABにおいて執行副社長兼取締役を務めた。同氏はその後、2010年、テレフォクティブローゲLMエリクソン(上場会社)の西部及び中部ヨーロッパ担当社長に就任した。2013年、同氏はエリクソンを離れ、ヴェスタス・ウィンド・システムズ A/SにCEO兼グループプレジデントとして入社し、2019年に辞任した。</p>	<p>当初指名：2018年 任期満了：2022年</p>	<p>1,000株</p>
<p>グレゴリー・スパイアーケル (Gregory Spierkel) 独立取締役 (65歳)</p>	<p>スパイアーケル氏は、カールトン大学(オタワ)で商学士号及びジョージタウン大学で経営学修士号を取得している。同氏はまた、INSEADのアドバンス・マニファクチャリング・プログラムにも参加した。同氏は、販売及び製品開発においてベルカナダでキャリアを開始し、続いてノーテル・インクにおいて市場調査に従事した。同氏は4年間にわたりミテル・テレコムのマネージングディレクターを務め、ヨーロッパ及びアジアを担当した。その後、ミテル・コープで5年間勤務し、北米担当社長及びグローバルセールス及びマーケティング担当社長を務めた。1997年8月、同氏はアジア太平洋地域担当上級副社長としてイングラム・マイクロに入社した。1999年6月に、同氏は執行副社長及びイングラム・マイクロ・ヨーロッパの社長に就任した。同氏は2004年にイングラム・マイクロ・インク・グループの社長に昇格し、2005年から2012年にイングラム・マイクロ・インクのCEOを務めた。</p>	<p>当初指名：2015年 任期満了：2023年</p>	<p>1,000株</p>

<p>リップブー・タン (Lip-Bu Tan) 独立取締役 (62歳)</p>	<p>タン氏はマサチューセッツ工科大学で原子力工学の科学修士号、サンフランシスコ大学でMBA及びシンガポールの南洋大学で理学士号を取得している。タン氏は、チャペル& Coの副社長を務める前に、EDS Nuclear及び ECHO Energyにおいて管理職を務めた。同氏はまた、1987年に自らが設立したベンチャーキャピタル企業であるウォールデン・インターナショナルの会長も務めている。タン氏は、2009年及び2004年からケイデンス・デザイン・システムズのCEO及び取締役をそれぞれ務めている。</p>	<p>当初指名：2019年 任期満了：2023年</p>	<p>1,000 株</p>
<p>アナ・オールソン・レイジョン (Anna Ohlsson-Leijon) 独立取締役 (53歳)</p>	<p>スウェーデン市民であるレイジョン氏は、2018年から現在までABエレクトロラックスの欧州担当最高執行役員及び執行副社長を務めている。同氏は、1993年にプライスウォーターハウスクーパースでキャリアを開始し、ハイテク、産業及びメディア企業に助言を行うさまざまな役職を歴任した。2000年にEコマースプラットフォームであるKimodaに最高財務責任者として入社した後、2001年にプロジェクト管理ディレクターとしてABエレクトロラックス(スウェーデン)に入社した。その後、同氏は、2003年から2005年にかけて内部監査及びグローバル・プログラム・マネージャー、サーベンス・オクスリー法関連ディレクター、2008年までマネージメント・アシュアランス及びスペシャル・アサインメント責任者、2011年までグループ・トレジャラー、2013年までコーポレート・コントロール兼サービス部門長並びにその後はEMEA主要大型家電担当最高財務責任者など、企業機能における様々な役職を歴任した。同氏はその後、2016年にABエレクトロラックスの最高財務責任者に昇格し、2018年に現職に就任した。同氏は、リンショーピング大学(スウェーデン)で経営工学及び経済学の学士号を取得している。同氏は現在、アトラスコプコABの取締役も務めている。</p>	<p>当初指名：2021年 任期満了：2025年</p>	<p>0株</p>

執行役員に関する情報

男性役員数：9名、女性役員数：7名（全体の44%）

（2021年6月30日現在）

氏名	年齢	責任
ジャン・パスカル・トリコワ (Jean-Pascal Tricoire)	58歳	会長兼CEO
オリヴィエ・ブルム (Olivier Blum)	51歳	戦略及び持続可能性担当最高責任者
アネット・クレイトン (Annette Clayton)	58歳	北米事業担当執行副社長
エルベ・クレイル (Hervé Coureil)	51歳	最高ガバナンス責任者兼秘書役
フィリップ・デローム (Philippe Delorme)	51歳	エネルギー管理担当執行副社長
バーバラ・フレイ (Barbara Frei)	51歳	産業オートメーション担当執行副社長
ナデージュ・プティ (Nadège Petit)	42歳	最高イノベーション責任者
クリステル・ヘイデマン (Christel Heydemann)	47歳	欧州事業担当執行副社長
ローレント・パタイユ (Laurent Bataille)	43歳	フランス事業担当執行副社長
シャリース・リ (Charise Le)	49歳	最高人事責任者
クリス・レオン (Chris Leong)	54歳	最高マーケティング責任者

ヒラリー・マクソン (Hilary Maxson)	44歳	最高財務責任者
ラック・レモン (Luc Rémont)	52歳	国際事業担当執行副社長
ムラッド・タモウド (Mourad Tamoud)	50歳	グローバル・サプライチェーン担当執行副社長
ピーター・ウェクサー (Peter Weckesser)	53歳	デジタル担当執行副社長
ゼン・イン (Zheng Yin)	50歳	中国事業担当執行副社長

第6【経理の状況】

- a. 本報告書に組込まれたシュナイダー・エレクトリック エスイー及びその子会社の要約中間連結財務諸表は、国際会計基準審議会（「IASB」）が発行し、欧州連合（「EU」）が採択する国際会計基準（「IFRS」）に従い作成されている。日本における要約中間連結財務諸表の開示にあたっては、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号「中間財務諸表等規則」）第76条第1項の規定が適用される。

IFRSと、日本における会計基準及び報告慣行との主な相違点は、第6の「3．IFRSと日本との会計基準及び慣行における相違点」に記載されている。

- b. 本要約中間連結財務諸表は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に定める監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。
- c. 本要約中間連結財務諸表の原本はフランス語で作成され、ユーロ建てで表示されている。円で表示される金額は、中間財務諸表等規則第79条の規定に従い、2022年6月8日付で欧州中央銀行が公表した外国為替基準レートである1ユーロ = 143.92円の為替レートでユーロから換算されている。円での金額は、便宜上の表記であり、上記為替レートでユーロを円に換算できることを意味するものではない。合計は端数処理のため一致しない場合がある。
- d. 円で表示される金額及び第6の「3．IFRSと日本との会計基準及び慣行における相違点」で言及する事項は、本要約中間連結財務諸表の原本には含まれていない。

1【中間財務書類】

1. 連結損益計算書

(百万ユーロ(1株当たり当期利益除く))	注記	2021年度上半期	2020年度上半期
売上収益	3	13,774	11,575
売上原価		(8,070)	(6,954)
売上総利益		5,704	4,621
研究開発費	4	(375)	(344)
販売費及び一般管理費		(2,967)	(2,701)
調整後EBITA*	3	2,362	1,576
その他の営業収益及び費用	5	35	(69)
事業構造改革費用		(121)	(221)
EBITA**		2,276	1,286
企業結合で取得した無形資産の償却費及び減損損失	6	(180)	86
営業収益		2,096	1,200
金利収益		4	17
金利費用		(53)	(80)
正味財務費用		(49)	(63)
その他の金融収益及び費用	7	(29)	(109)
正味金融収益/(損失)		(78)	(172)
継続事業からの当期利益		2,018	1,028
法人所得税費用	8	(484)	(247)
持分法による投資損益	10	53	40
当期利益		1,587	821
親会社の所有者		1,556	775
非支配持分		31	46
基本的1株当たり当期利益(親会社の所有者)(1株当たり・ユーロ)		2.80	1.40
希薄化後1株当たり当期利益(親会社の所属者)(1株あたり・ユーロ)		2.78	1.39

* 調整後EBITA(支払利息・税金・企業結合で取得した無形資産の償却費計上前利益)。調整後EBITAは、企業結合で取得した無形資産の償却費及び減損損失、のれんの減損損失、その他の営業利益及び費用、並びに事業構造改革費用計上前の営業利益に当たる。

** EBITA(支払利息・税金・企業結合で取得した無形資産の償却費計上前利益)。EBITAは、企業結合で取得した無形資産の償却費及び減損損失、並びにのれんの減損損失計上前の営業利益に当たる。

付属の注記は、連結財務諸表の不可分の一部である。

その他の包括利益

(百万ユーロ)	注記	2021年度上半期	2020年度上半期
当期利益		1,587	821
その他の包括利益：			
為替換算差額		778	(528)
キャッシュ・フロー・ヘッジ		148	2
キャッシュ・フロー・ヘッジの法人所得税への影響		(4)	-
金融資産に係る正味利得/(損失)		(1)	(6)
金融資産に係る正味利得/(損失)の法人所得税への影響		-	-
確定給付制度に係る数理計算上の差益/(損)	13	131	(107)
確定給付制度に係る数理計算上の差益/(損)の法人所得税への影響		(30)	15
その他の当期包括利益(税引後)		1,022	(624)
純損益に振り替えられる可能性のある項目		922	(526)
純損益に振り替えられないことのない項目合計		100	(98)
当期包括利益		2,609	197
親会社の所有者		2,392	203
非支配持分		217	(6)

付属の注記は、連結財務諸表の不可分の一部である。

(百万円(1株当たり当期利益除く))	注記	2021年度上半期	2020年度上半期
売上収益	3	1,982,354	1,665,874
売上原価		(1,161,434)	(1,000,820)
売上総利益		820,920	665,054
研究開発費	4	(53,970)	(49,508)
販売費及び一般管理費		(427,011)	(388,728)
調整後EBITA*	3	339,939	226,818
その他の営業収益及び費用	5	5,037	(9,930)
事業構造改革費用		(17,414)	(31,806)
EBITA**		327,562	185,081
企業結合で取得した無形資産の償却費及び減損損失	6	(25,906)	12,377
営業収益		301,656	172,704
金利収益		576	2,447
金利費用		(7,628)	(11,514)
正味財務費用		(7,052)	(9,067)
その他の金融収益及び費用	7	(4,174)	(15,687)
正味金融収益/(損失)		(11,226)	(24,754)
継続事業からの当期利益		290,431	147,950
法人所得税費用	8	(69,657)	(35,548)
持分法による投資損益	10	7,628	5,757
当期利益		228,401	118,158
親会社の所有者		223,940	111,538
非支配持分		4,462	6,620
基本的1株当たり当期利益(親会社の所有者)(1株当たり・円)		403	201
希薄化後1株当たり当期利益(親会社の所属者)(1株あたり・円)		400	200

* 調整後EBITA(支払利息・税金・企業結合で取得した無形資産の償却費計上前利益)。調整後EBITAは、企業結合で取得した無形資産の償却費及び減損損失、のれんの減損損失、その他の営業利益及び費用、並びに事業構造改革費用計上前の営業利益に当たる。

** EBITA(支払利息・税金・企業結合で取得した無形資産の償却費計上前利益)。EBITAは、企業結合で取得した無形資産の償却費及び減損損失、並びにのれんの減損損失計上前の営業利益に当たる。

付属の注記は、連結財務諸表の不可分の一部である。

その他の包括利益

(百万円)	注記	2021年度上半期	2020年度上半期
当期利益		228,401	118,158
その他の包括利益：			
為替換算差額		111,970	(75,990)
キャッシュ・フロー・ヘッジ		21,300	288
キャッシュ・フロー・ヘッジの法人所得税への影響		(576)	-
金融資産に係る正味利得/(損失)		(144)	(864)
金融資産に係る正味利得/(損失)の法人所得税への影響		-	-
確定給付制度に係る数理計算上の差益/(損)	13	18,854	(15,399)
確定給付制度に係る数理計算上の差益/(損)の法人所得税への影響		(4,318)	2,159
その他の当期包括利益(税引後)		147,086	(89,806)
純損益に振り替えられる可能性のある項目		132,694	(75,702)
純損益に振り替えられない項目合計		14,392	(14,104)
当期包括利益		375,487	28,352
親会社の所有者		344,257	29,216
非支配持分		31,231	(864)

付属の注記は、連結財務諸表の不可分の一部である。

2. 連結キャッシュ・フロー計算書

(百万ユーロ)	注記	2021年度上半期	2020年度上半期
当期利益		1,587	821
持分法による投資損益(利益)		(53)	(40)
キャッシュ・フローに影響しない収益及び費用			
有形固定資産の減価償却費		341	348
のれんを除く無形資産の減価償却費		326	230
減損損失及び金融資産の公正価格調整		(19)	45
引当金の増加/(減少)		30	132
資産の処分に伴う損失(利益)		(74)	(9)
支払税金と税金費用との差額		(66)	(121)
その他の非現金調整		64	53
営業活動による正味キャッシュ・フロー		2,136	1,459
営業債権の減少/(増加)		(283)	628
棚卸資産及び仕掛品の減少/(増加)		(626)	(481)
営業債務の増加/(減少)		304	31
その他の流動資産及び負債の減少/(増加)		(73)	(333)
必要運転資金の増減		(678)	(155)
合計 - 営業活動から生じたキャッシュ・フロー		1,458	1,304
有形固定資産の取得による支出		(230)	(225)
有形固定資産の処分による収入		29	28
無形資産の取得による支出		(178)	(142)
事業用資産への投資によるキャッシュ・フロー		(379)	(339)
事業の買収による支出及び売却による収入(取得時の現金及び現金同等物受入額控除後)	2	(3,958)	(140)
その他の長期投資による収入(支出)		17	16
長期年金資産の増加		(34)	(37)
小計		(3,975)	(161)
合計 - 投資活動によるキャッシュ・フロー		(4,354)	(500)
社債の発行による収入		-	1,786
社債の償還による支出		-	-
自己株式の処分による収入(取得による支出)		-	(50)
その他の金融負債の増加/(減少)		819	1,113
株式の発行による収入(払戻しによる支出)		-	-
親会社の所有者への配当金の支払額		(1,447)	(1,413)
非支配持分への配当金の支払額		(42)	(14)
合計 - 財務活動によるキャッシュ・フロー		(670)	1,422
合計 - 現金及び現金同等物に係る換算差額		199	(92)
正味現金及び現金同等物の増加/(減少) + + +		(3,367)	2,134
正味現金及び現金同等物、期首	15	6,762	3,395
現金及び現金同等物の増加/(減少)		(3,367)	2,134
現金及び現金同等物、期末	15	3,395	5,529

付属の注記は、連結財務諸表の不可分の一部である。

(百万円)	注記	2021年度上半期	2020年度上半期
当期利益		228,401	118,158
持分法による投資損益(利益)		(7,628)	(5,757)
キャッシュ・フローに影響しない収益及び費用			
有形固定資産の減価償却費		49,077	50,084
のれんを除く無形資産の減価償却費		46,918	33,102
減損損失及び金融資産の公正価格調整		(2,734)	6,476
引当金の増加/(減少)		4,318	18,997
資産の処分に伴う損失(利益)		(10,650)	(1,295)
支払税金と税金費用との差額		(9,499)	(17,414)
その他の非現金調整		9,211	7,628
営業活動による正味キャッシュ・フロー		307,413	209,979
営業債権の減少/(増加)		(40,729)	90,382
棚卸資産及び仕掛品の減少/(増加)		(90,094)	(69,226)
営業債務の増加/(減少)		43,752	4,462
その他の流動資産及び負債の減少/(増加)		(10,506)	(47,925)
必要運転資金の増減		(97,578)	(22,308)
合計 - 営業活動から生じたキャッシュ・フロー		209,835	187,672
有形固定資産の取得による支出		(33,102)	(32,382)
有形固定資産の処分による収入		4,174	4,030
無形資産の取得による支出		(25,618)	(20,437)
事業用資産への投資によるキャッシュ・フロー		(54,546)	(48,789)
事業の買収による支出及び売却による収入(取得時の現金及び現金同等物受入額控除後)	2	(569,635)	(20,149)
その他の長期投資による収入(支出)		2,447	2,303
長期年金資産の増加		(4,893)	(5,325)
小計		(572,082)	(23,171)
合計 - 投資活動によるキャッシュ・フロー		(626,628)	(71,960)
社債の発行による収入		-	257,041
社債の償還による支出		-	-
自己株式の処分による収入(取得による支出)		-	(7,196)
その他の金融負債の増加/(減少)		117,870	160,183
株式の発行による収入(払戻しによる支出)		-	-
親会社の所有者への配当金の支払額		(208,252)	(203,359)
非支配持分への配当金の支払額		(6,045)	(2,015)
合計 - 財務活動によるキャッシュ・フロー		(96,426)	204,654
合計 - 現金及び現金同等物に係る換算差額		28,640	(13,241)
正味現金及び現金同等物の増加/(減少) + + +		(484,579)	307,125
正味現金及び現金同等物、期首	15	973,187	488,608
現金及び現金同等物の増加/(減少)		(484,579)	307,125
現金及び現金同等物、期末	15	488,608	795,734

付属の注記は、連結財務諸表の不可分の一部である。

3. 連結財政状態計算書

資産の部

(百万ユーロ)	注記	2021年6月30日	2020年12月31日
非流動資産：			
のれん	9	23,787	19,956
無形資産		6,451	5,033
有形固定資産		3,694	3,619
関連会社及び共同支配企業への投資	10	791	598
非流動金融資産	11	817	776
繰延税金資産		1,996	1,984
非流動資産合計		37,536	31,966
流動資産：			
棚卸資産及び仕掛品		3,561	2,883
売掛金及びその他の営業債権		6,179	5,626
その他の債権及び前払費用		2,025	2,094
流動金融資産		17	18
現金及び現金同等物	15	3,572	6,895
流動資産合計		15,354	17,516
資産合計		52,890	49,482

付属の注記は、連結財務諸表の不可分の一部である。

負債の部

(百万ユーロ)	注記	2021年6月30日	2020年12月31日
公正価値変動	12		
資本金		2,268	2,268
資本剰余金		2,248	2,248
利益剰余金		18,042	17,648
為替換算差額		(889)	(1,541)
親会社の所有者に帰属する持分		21,669	20,623
非支配持分		3,672	3,104
資本合計		25,341	23,727
非流動負債：			
年金及び他の退職後給付債務	13	1,623	1,708
その他の非流動引当金	14	1,052	930
非流動金融負債	15	8,222	8,196
繰延税金負債		904	917
その他の非流動負債		1,243	1,109
非流動負債合計		13,044	12,860
流動負債：			
買掛金及びその他の営業債務		5,243	4,664
未払の税金及び人件費		3,524	3,413
流動引当金	14	1,014	1,000
その他の流動負債		1,501	1,558
有利子負債	15	3,223	2,260
流動負債合計		14,505	12,895
資本及び負債合計		52,890	49,482

付属の注記は、連結財務諸表の不可分の一部である。

資産の部

(百万円)	注記	2021年6月30日	2020年12月31日
非流動資産：			
のれん	9	3,423,425	2,872,068
無形資産		928,428	724,349
有形固定資産		531,640	520,846
関連会社及び共同支配企業への投資	10	113,841	86,064
非流動金融資産	11	117,583	111,682
繰延税金資産		287,264	285,537
非流動資産合計		5,402,181	4,600,547
流動資産：			
棚卸資産及び仕掛品		512,499	414,921
売掛金及びその他の営業債権		889,282	809,694
その他の債権及び前払費用		291,438	301,368
流動金融資産		2,447	2,591
現金及び現金同等物	15	514,082	992,328
流動資産合計		2,209,748	2,520,903
資産合計		7,611,929	7,121,449

付属の注記は、連結財務諸表の不可分の一部である。

負債の部

(百万円)	注記	2021年6月30日	2020年12月31日
公正価値変動	12		
資本金		326,411	326,411
資本剰余金		323,532	323,532
利益剰余金		2,596,605	2,539,900
為替換算差額		(127,945)	(221,781)
親会社の所有者に帰属する持分		3,118,602	2,968,062
非支配持分		528,474	446,728
資本合計		3,647,077	3,414,790
非流動負債：			
年金及び他の退職後給付債務	13	233,582	245,815
その他の非流動引当金	14	151,404	133,846
非流動金融負債	15	1,183,310	1,179,568
繰延税金負債		130,104	131,975
その他の非流動負債		178,893	159,607
非流動負債合計		1,877,292	1,850,811
流動負債：			
買掛金及びその他の営業債務		754,573	671,243
未払の税金及び人件費		507,174	491,199
流動引当金	14	145,935	143,920
その他の流動負債		216,024	224,227
有利子負債	15	463,854	325,259
流動負債合計		2,087,560	1,855,848
資本及び負債合計		7,611,929	7,121,449

付属の注記は、連結財務諸表の不可分の一部である。

4. 連結持分変動計算書

(百万ユーロ)	株数 (千株)	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益剰余	為替換算 差額	親会社の所 有者に帰属 する持分	非支配 持分	合計
2019年12月31日	582,069	2,328	3,134	(3,248)	19,282	65	21,561	1,579	23,140
当期利益					2,126		2,126	112	2,238
その他の包括利益					(249)	(1,606)	(1,855)	(43)	(1,898)
当年度包括利益	-	-	-	-	1,877	(1,606)	271	69	340
新株の発行			43				43		43
パフォーマンス・シェアの 行使							-		-
配当金					(1,413)		(1,413)	(112)	(1,525)
自己株式の変動	(15,000)	(60)	(929)	(50)	989		(50)		(50)
株式報酬費用					140		140	5	145
その他					71		71	1,563	1,634
2020年12月31日	567,069	2,268	2,248	(3,298)	20,946	(1,541)	20,623	3,104	23,727
当期利益					1,556		1,556	31	1,587
その他の包括利益					184	652	836	186	1,022
当期包括利益	-	-	-	-	1,740	652	2,392	217	2,609
新株の発行							-		-
パフォーマンス・シェアの 行使							-		-
配当金					(1,447)		(1,447)	(42)	(1,489)
自己株式の変動				-			-		-
株式報酬費用					76		76	7	83
その他					25		25	386	411
2021年6月30日	567,069	2,268	2,248	(3,298)	21,340	(889)	21,669	3,672	25,341

付属の注記は、連結財務諸表の不可分の一部である。

(百万円)	株数 (千株)	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益剰余	為替換算 差額	親会社の 所有者に 帰属する 持分	非支配 持分	合計
2019年12月31日	582,069	335,046	451,045	(467,452)	2,775,065	9,355	3,103,059	227,250	3,330,309
当期利益					305,974		305,974	16,119	322,093
その他の包括利益					(35,836)	(231,136)	(266,972)	(6,189)	(273,160)
当年度包括利益	-	-	-	-	270,138	(231,136)	39,002	9,930	48,933
新株の発行			6,189				6,189		6,189
パフォーマンス・シェア の行使									
配当金					(203,359)		(203,359)	(16,119)	(219,478)
自己株式の変動	(15,000)	(8,635)	(133,702)	(7,196)	142,337		(7,196)		(7,196)
株式報酬費用					20,149		20,149	720	20,868
その他					10,218		10,218	224,947	235,165
2020年12月31日	567,069	326,411	323,532	(474,648)	3,014,548	(221,781)	2,968,062	446,728	3,414,790
当期利益					223,940		223,940	4,462	228,401
その他の包括利益					26,481	93,836	120,317	26,769	147,086
当期包括利益	-	-	-	-	250,421	93,836	344,257	31,231	375,487
新株の発行									
パフォーマンス・シェア の行使									
配当金					(208,252)		(208,252)	(6,045)	(214,297)
自己株式の変動									
株式報酬費用					10,938		10,938	1,007	11,945
その他					3,598		3,598	55,553	59,151
2021年6月30日	567,069	326,411	323,532	474,648	3,071,253	127,945	3,118,602	528,474	3,647,077

付属の注記は、連結財務諸表の不可分の一部である。

5. 連結財務諸表に対する注記

目次

- 注記 1: 会計方針の要約
- 注記 2: 連結範囲の変更
- 注記 3: セグメント情報
- 注記 4: 研究開発
- 注記 5: その他の営業収益及び費用
- 注記 6: 企業結合で取得した無形資産の償却費及び減損損失
- 注記 7: その他の金融収益及び費用
- 注記 8: 法人所得税費用
- 注記 9: のれん
- 注記 10: 関連会社への投資
- 注記 11: 金融資産
- 注記 12: 株主資本
- 注記 13: 年金及び他の退職後給付債務
- 注記 14: 偶発損失引当金
- 注記 15: 正味債務
- 注記 16: デリバティブ商品
- 注記 17: 関連当事者取引
- 注記 18: コミットメント及び偶発負債
- 注記 19: 後発事象

他の表示がない限り、金額は全て百万ユーロ。

以下の注記は、連結財務諸表の不可分の一部である。

シュナイダーエレクトリックS.E.グループの2021年6月30日に終了した半期の連結財務諸表は、2021年7月29日に取締役会により作成された。

注記 1 会計方針の要約

会計基準及び作成基準

2021年6月30日に終了した6ヶ月の連結財務諸表は、国際会計基準（IAS）第34号-期中財務報告書に準拠して作成された。要約財務諸表であるため、国際財務報告基準（IFRS）で要求されるすべての開示は含まれておらず、No.D.21 - 0178として金融市場庁（AMF）に提出した登録文書（Universal Registration Document）に含まれる2020年12月31日に終了した年度の連結財務諸表と合わせて読む必要がある。ただし、以下に記載する年次財務諸表及び期中財務諸表との間の会計処理の相違を除く。

本期中連結財務諸表は、欧州連合が2021年6月30日時点で採択している国際会計基準に準拠して作成された。2020年12月31日に終了した年度の連結財務諸表と同様の会計手法が適用された。

当社グループは、欧州連合が2021年6月30日時点で未採択であった、又は2021年1月1日時点で適用が義務付けられていなかった以下の基準及び解釈指針を適用しなかった。

- ・ 欧州連合が採択した基準：
 - IFRS第3号 - 企業結合の改訂；
 - IAS第16号 - 有形固定資産の改訂；
 - IAS第37号 - 引当金、偶発負債及び偶発資産の改訂；
 - 年次改善 2018年-2020年サイクル；
- ・ 欧州連合が未採択の基準：
 - IFRS第17号 - 保険契約
 - IAS第1号 - 財務諸表の表示の改訂：流動又は非流動の負債の負債の分類；
 - IAS第1号 - 財務諸表及びIFRS実務記述書2の表記の改訂：会計方針の開示；
 - IFRS第16号 - 2021年6月30日より後のCOVID-19に関連した賃料減免 - リースの改訂；
 - IAS第8号 - 会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬の改訂；
 - IAS第12号 - 法人所得税の改訂：単一の取引から生じた資産と負債に係る繰延税金

IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号及びIFRS第4号 - 金利指標改革（IBOR） - フェーズ1及び2の改訂

2019年9月26日、IASBIは、多くの金融商品に使用される金利指標の改革に関連するIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号及びIFRS第4号の改訂を公表した。これらの改訂は、2段階に分けられる。

- ・ 2020年1月1日から適用される第1段階では、ヘッジ関係の有効性の評価及び/又は高い蓋然性を伴うヘッジリスクの評価において、将来における参照レートの不確実性を考慮しないことを容認している；
- ・ 2021年1月1日から適用される第2段階では、金利指標の有効な代替がもたらす会計上の影響について規定している。2021年6月30日時点の当社グループの契約において指標指数に実質的な変更がないため、第2段階の適用による当社グループへの影響はない。新しい指標への移行が、当社グループの財務諸表に重要な影響を及ぼすとは見込んでいない。

IFRS第16号 COVID-19に関連した賃料減免 - リースの改訂

2020年5月28日、IASBIは、COVID-19に関連した賃料減免 - IFRS第16号 - リース に対する修正を公表した。同修正は、リースの借手に対し、COVID-19パンデミックの直接の影響として生じる賃料減免について、IFRS第16号におけるリースの条件変更に係る会計処理の救済規定を定めている。

2021年3月31日、IASBIは、IFRS第16号に対する追加の修正を公表し、2020年5月に発行されたIFRS第16号COVID-19に関連した賃料減免 - リースの改訂の適用期間を1年間延長した。同修正は、2021年1月1日以降開始する連結会計年度の期首から適用される。

同修正により認められた実務上の便宜として、当該修正により認められる簡便的な会計処理として、当社グループは、COVID-19に関連する賃料減免について条件を満たす場合、リースの条件変更かどうかを評価しないことを選択した。

同修正は、当社グループの連結財務諸表に重大な影響を及ぼさなかった。

季節的変動

当社グループの事業活動には季節的変動があり、四半期ごとの収益水準に影響を与えることがある。したがって、当半期の業績は、必ずしも通期の業績を反映するものではない。

法人所得税費用

期中報告期間における税金及び繰延税金は、当社グループの2021年度の見積実効税率を当期の税引前利益に適用して計算される。

注記2 連結範囲の変更

2.1- 連結範囲の変動

当期における取得及び売却

取得

OSIsoft LLC.

2021年3月19日に発表されたとおり、シュナイダーエレクトリックS.E. が議決権の過半数を保有する子会社であるAVEVA Group Plcは、取得対価45億ユーロ（51億米ドル）で、OSIsoftの買収を完了した。OSIsoftは、取得日以降連結され、産業オートメーションセグメントにおいて報告している。

支払対価の総額は45億ユーロ（51億米ドル）となり、39億ユーロ（44億米ドル）の現金及び、AVEVA Group PlcがEstudillo Holdings Corp.に発行した5億ユーロ（6億米ドル）の普通株式13,655,570株によって調達された。

IFRS第3号に基づく取得法会計処理は、2021年6月30日時点で完了していない。取得時の財政状態計算書における正味調整額は、14億6,200万ユーロであり、これは主に暫定的な識別可能無形資産（技術資産、顧客関連資産及び商標権）の計上によるものである。暫定的に算定されたのれんの金額は、取得日において30億600万ユーロである。

ETAP

2021年6月28日、当社グループは、Operation Technology Inc. (ETAP) の支配権を取得する取引を完了した。2021年6月30日時点で、当社グループはETAPの持分の80%を2億1,700万ユーロの対価で取得し、同社は、エネルギー管理セグメントにおいて連結されている。当社グループは、2025年度において残余の非支配持分20%を取得する契約を締結している。関連する負債は、「その他の非流動負債」において計上されている。IFRS第3号に基づく取得法会計処理は、クロージング日において完了していない。

売却

2021年4月27日、当社グループは、エネルギー管理セグメントに連結されていたCable Support事業を売却する契約を締結したことを発表した。この取引は、2021年6月30日に完了した。

2020年度中に発生し2021年度に重要な影響を及ぼす取得及び投資の撤退に関する追跡報告

RIB Software SE取得

2020年2月13日、当社グループはRIB Software SEの株式を100%取得するための任意公開買付を総額15億ユーロで実施する意図を表明した。2020年3月25日、当社グループは上記の公開買付とは別の取引によって同社持分の約9.99%を取得した。2020年7月10日、当社グループは、任意公開買付を完了した旨を公表した。2020年12月31日時点で、当社グループは、RIB Softwareの持分の87.64%を保有し、エネルギー管理セグメント内で連結している。当社グループは、非支配持分9.1%について2024年を行使期限とするプット・オプション契約を保有しており、評価額は1億3,700万ユーロであった。2021年6月10日、当社グループは、2億2,300万ユーロの対価で非支配持分の9.1%を取得した。前述のプット・オプション契約及び関連する負債は取り消された。

2021年7月5日、当社グループは、RIB Software SEに対し、RIB Software SEの株主総会において、残存株主（少数株主）の株式をSchneider Electric Investment AGに譲渡し、適切な金銭補償を行うこと（株式会社法上のいわゆるスクイズアウト）を決議するよう正式に要請した。買収に伴う取得法会計処理は、クロージング日において完了していない。2021年6月30日時点で、取得法会計処理による正味調整額は、2億1,100万ユーロであり、主に無形資産（技術資産、商標権及び顧客関連資産）の認識によるものである。認識されたのれんの金額は、2021年6月30日時点で11億3,200万ユーロである。

ProLeiT

2020年8月4日、当社グループはProLeiT AGを買収し、2020年8月1日以降、同社は産業オートメーションセグメントに連結されている。2021年6月30日時点で、当社グループは2,900万ユーロの暫定的な無形資産（技術資産、商標権及び顧客関連資産）及び1億400万ユーロののれんを認識した。

Larsen & Toubro

2018年5月1日、シュナイダーエレクトリックS.E. は、シンガポールに本社を置く世界的投資会社であるTemasekとパートナーシップを組み、Larsen & Toubroの電力及びオートメーション事業の買収合意に至った。

2020年8月31日、当社グループは、Schneider Electric Indiaの低電圧及び産業オートメーション事業と、Larsen and Toubro (L&T) の電力及びオートメーション事業を、15億7,100万ユーロの支払対価で結合する取引を完了した。Temasekは結合後事業の35%の持分を5億3,000万ユーロで取得した。Temasekとのパートナーシップによって、Schneider Electric Indiaの低電圧及び産業オートメーション製品事業に関する当社グループの持分が希薄化したことに伴い、2020年に1億9,100万ユーロの利益を認識した。

L&Tは2020年9月1日より連結され、エネルギー管理及び産業オートメーションの両セグメントで報告している。

IFRS第3R号に基づく取得法会計処理は、2021年6月30日時点で完了していない。取得日において、財政状態計算書における正味調整額は、2億5,100万ユーロで、主に暫定的な識別可能無形資産（主に顧客関連資産、技術資産及び商標権）の計上、及び偶発債務の一部（主に契約リスク並びに環境リスクに関連）の評価によるものである。2021年6月30日時点で認識された暫定的なのれんの金額は11億300万ユーロである。

Planon

2020年12月17日、当社グループは、建物及びオフィス管理のトップ・ソフトウェア・プロバイダーであるPlanon Beheer B.V. (Planon) に対する戦略的なマイノリティ投資を完了した。2021年6月30日時点において、当社グループはPlanonの25.0%の株式を保有しており、持分法により連結している。

2.2- 当社グループのキャッシュ・フローに対する連結範囲の変更の影響

当社グループの資金残高は、以下に記載されたとおり、2021年6月30日における連結範囲の変更に伴う39億5,800万ユーロの純資金流出によって減少した。

(百万ユーロ)	2021年度上半期	2020年度上半期
取得	(4,048)	(157)
売却	90	17
純額の金融投資	(3,958)	(140)

2021年度において、取得による資金流出は、主にOSIsoftの取得に関連している。主な範囲の変動は、注記2.1に記載されている。

注記3 セグメント情報

当社グループは、2つの報告セグメントから構成されており、以下のように組織化されている。

エネルギー管理は、EcoStruxureにより可能となる、完全なエンドトゥエンドの技術提供を活用する。当社グループの市場戦略は、建物、データセンター、産業及びインフラの4つの最終市場を横断的に、世界中のパートナー・ネットワークと連携して顧客のニーズに取り組むことを目指している。

産業オートメーションは、産業オートメーション及び産業コントロール事業を含んでおり、ディスクリート型産業、プロセス型産業及びその混合産業を横断的に活動している。

特定のセグメントに配分できない全般管理に関する経費は、「中央機能及びデジタル費用」において表示される。

取締役会は、資源配分及びセグメント業績の評価のための主要な「意思決定機関」とみなされている取締役会に共有されるデータは、報告セグメント別に表示され、エネルギー管理セグメントについては事業セグメント毎の明細が付されている。業績及び資源配分に関する意思決定は、とりわけ調整後EBITAに基づき取締役会によって評価される。

株式報酬の支払額は、「中央機能及びデジタル費用」において表示される。

取締役会は、事業セグメント別の資産及び負債をレビューしていない。

連結財務諸表に適用されるものと同じ会計方針が、セグメント・データに適用される。詳細は経営者報告に提示される。

3.1- 報告セグメント別情報

2021年度上半期

(百万ユーロ) エネルギー管理	産業 オートメーション	中央機能 及びデジタル費用	合計
売上収益	10,487	3,287	13,774
調整後EBITA	2,145	599	2,362
調整後EBITA (%)	20.5%	18.2%	17.1%

2020年度上半期

(百万ユーロ)	エネルギー管理	産業 オートメーション	中央機能 及びデジタル費用	合計
売上収益	8,755	2,820		11,575
調整後EBITA	1,494	429	(347)	1,576
調整後EBITA (%)	17.1%	15.2%		13.6%

3.2- 地域別情報

当社グループが展開している地理的地域は以下の通り：

- ・ 西欧
- ・ 北米（メキシコ含む）、
- ・ アジア太平洋、
- ・ それ以外の地域（東欧、中東、アフリカ、南米）。

非流動資産には、のれん、無形資産及び有形固定資産の帳簿価額が含まれる。

2021年度上半期

(百万ユーロ)	西欧	アジア太平洋	北米	それ以外の地域	合計
地域別の収益	3,670	4,296	3,878	1,930	13,774
非流動資産（2021年6月30日時点）	12,785	5,669	14,147	1,331	33,932

2020年度上半期

(百万ユーロ)	西欧	アジア太平洋	北米	それ以外の地域	合計
地域別の収益	3,038	3,350	3,482	1,705	11,575
非流動資産(2020年6月30日時点)	11,339	4,105	9,939	1,254	26,637

さらに、当社グループは、新興国市場における収益が占める割合を注視している：

(百万ユーロ)	2021年度上半期		2020年度上半期	
収益 - 先進国市場	8,021	58%	6,926	60%
収益 - 新興国市場	5,753	42%	4,649	40%
合計	13,774	100%	11,575	100%

注記4 研究開発

研究開発費は以下の通り：

(百万ユーロ)	2021年度上半期	2020年度上半期
「売上原価」に含まれる研究開発費	(181)	(187)
「研究開発費」に含まれる研究開発費*	(375)	(344)
資産化された開発プロジェクト費用	(162)	(134)
合計研究開発費 **	(718)	(665)

*研究開発税額控除を含んでおり、2021年上半期で1,700万ユーロ、2020年上半期で2,000万ユーロであった。

** 資産化された開発プロジェクト費用の償却を除く。

資産化された開発プロジェクト費用の償却費は、2021年上半期で1億1,800万ユーロ、2020年上半期で1億2,500万ユーロであった。

注記5 その他の営業収益及び費用

その他の営業収益及び費用は以下の通り：

(百万ユーロ)	2021年度上半期	2020年度上半期
資産の処分に伴う利益(損失)	(3)	1
事業の売却及び資産の減損に伴う利益(損失)	77	1
取得及び統合関連費用	(66)	(71)
その他	27	-
その他の営業収益及び費用	35	(69)

2021年度において、事業の売却に伴う利益は、主に注記2に記載されたCable Support事業の売却に関連している。

注記6 企業結合で取得した無形資産の償却費及び減損損失

(百万ユーロ)	2021年度上半期	2020年度上半期
企業結合で取得した無形資産の償却費	(180)	(87)
企業結合で取得した無形資産の減損損失	-	-
企業結合で取得した無形資産の償却費及び減損損失	(180)	(87)

企業結合で取得した無形資産の償却費は、注記2.1に記載されている、直近12ヶ月間に実施された買収に伴い2021年度において増加した。

注記7 その他の金融収益及び費用

(百万ユーロ)	2021年度上半期	2020年度上半期
為替差損益(純額)	(2)	(17)
確定給付制度に係る金融費用	(19)	(24)
金融資産の公正価値調整	19	(13)
その他の金融費用(純額)	(27)	(55)
その他の金融収益及び費用	(29)	(109)

注記8 法人所得税費用

規制上の要件を満たす場合、当社グループの事業体は連結納税申告書を作成している。シュナイダーエレクトリックS.E.が直接的、又はSchneider Electric Industries SASを通じて間接的に支配するフランス所在の子会社についてこの方式を採用している。

8.1- 法人所得税費用の分析

(百万ユーロ)	2021年度上半期	2020年度上半期
当期税金	(508)	(337)
繰延税金	24	90
法人所得税(費用)/便益	(484)	(247)

8.2- 税率差異

(百万ユーロ)	2021年度上半期	2020年度上半期
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,556	775
法人所得税(費用)/便益	(484)	(247)
非支配持分	(31)	(46)
持分法による投資損益	53	40
税引前利益	2,018	1,028
グループ全体の国別加重平均税率	22.9%	21.2%
理論上の法人所得税費用	(461)	(218)
調整項目:		
税額控除及びその他の減税項目	8	13
税務上の繰越欠損金による影響	4	(31)
その他の永久差異	(35)	(11)
法人所得税(費用)/便益	(484)	(247)
実効税率	24.0%	24.0%

当社グループの継続事業に係る連結収益は、主にフランス国外から生じているため、継続事業に係る理論上の税金費用は当社グループの加重平均されたグローバル税率(フランス国内の法定実効税率ではなく)から上記の通り調整している。

注記9 のれん

当期中の主な変更は、以下の表に要約されている:

(百万ユーロ)	2021年6月30日	2020年12月31日
期首の正味のれん	19,956	18,719
取得	3,421	2,287
売却	(19)	-
再分類	-	-
為替換算差額	429	(1,050)
期末の正味のれん	23,787	19,956
うち減損損失累計額	(366)	(367)

当期中に行った取得により発生したのれんは、合計34億2,100ユーロで、主にOSIsoft LLCの取得に伴う暫定的なのれん30億600万ユーロによるものである。のれんに影響を与えるすべての買収及び売却は、注記 2.1 に記載されている。

注記10 関連会社への投資

当期の変動は、主に関連会社に対する投資の損益に相応している。

主な要因は、Delixi Sub-Groupへの投資であり、2021年6月30日に終了した6ヶ月会計期間において5,000万ユーロの純利益を計上し、これに対し、2020年6月30日に終了した6ヶ月会計期間の純利益は4,000万ユーロであった。

注記11 金融資産

11.1- 非流動金融資産

2021年6月30日時点の非流動金融資産は、8億1,700万ユーロで、主に非上場金融資産及び積立超過の年金制度から構成される。

11.2- 流動金融資産

2021年6月30日時点の流動金融資産は、1,700万ユーロで、主に非貨幣短期投資から構成される。

注記12 株主資本

2021年6月30日に終了した6ヶ月会計期間において、付与されたパフォーマンス・シェアの行使により発行されたシュナイダーエレクトリックS.E.の株式はない。

2020年度の連結財務諸表に対する注記に記載された仮定に基づき、「販売費及び一般管理費」に計上したストックオプションまたはパフォーマンス・シェア制度に係る費用は、2021年6月30日に終了した6ヶ月会計期間において合計8,300万ユーロ（2020年6月30日に終了した6ヶ月会計期間において7,600万ユーロ）であった。当該費用は、株主資本のうち「利益剰余金」に対する調整として計上された。

注記13 年金及び他の退職後給付債務

年金及び他の退職後給付債務に係る引当金の変動は、以下の通り：

(百万ユーロ)	年金及び解雇給付	その他の退職後 及び長期給付	年金及び他の退職後給付につ いての引当金
2020年12月31日	1,348	214	1,562
損益計算書で認識された正味費用	43	9	52
勤務費用	26	7	33
縮小及び清算	-	-	-
過去勤務費用	-	-	-
利息費用	76	2	78
金利収益	(59)	-	(59)
支払給付	(19)	(11)	(30)
雇用主の拠出	(34)	-	(34)
資本に計上された数理計算上の利益及び損失	(131)	-	(131)
為替換算差額	11	4	15
連結範囲の変更及びその他	(9)	-	(9)
2021年6月30日	1,209	216	1,425
資産として認識される制度の剰余金	(198)	-	(198)
負債として認識される引当金	1,407	216	1,623

2014年2月7日における、英国のInvensys年金制度の運営会社との合意を受け、シュナイダーエレクトリックS.E.は、同制度に参加しているInvensysの子会社の全ての債務について、最高17億5,000万英ポンドまで保証した。2021年6月30日において、制度資産は保証の対象となる債務価額を超過しているため、本保証は執行されない。

年金正味資産は、その他の非流動金融資産に含まれている。

注記14 偶発損失引当金

(百万ユーロ)	経済リスク	顧客リスク	製品リスク	環境リスク	事業構造改革	その他リスク	引当金
2020年12月31日	275	154	630	259	250	362	1,930
うち長期の部分	161	103	137	226	15	288	930
追加	15	11	110	3	67	48	254
目的使用	(10)	(11)	(78)	(7)	(81)	(40)	(227)
戻入	-	-	(7)	-	(2)	(7)	(16)
為替換算差額	5	4	11	7	3	9	39
連結範囲の変更	(4)	4	(5)	75	(1)	17	86
2021年6月30日	281	162	661	337	236	389	2,066
うち長期の部分	170	114	144	304	18	302	1,052

「連結範囲の変更及びその他」は主に、進行中の取得原価の配分に伴う環境対策引当金の計上に関連している。

注記 15 正味債務

正味負債の内訳は、以下の通り：

(百万ユーロ)	2021年6月30日	2020年12月31日
社債	8,798	8,773
その他の借入	30	32
社債の短期部分	(600)	(600)
長期債務の短期部分	(6)	(9)
非流動金融負債	8,222	8,196
コマーシャル・ペーパー	2,250	1,302
未払利息	46	43
その他の短期借入	144	173
信用供与枠の利用	-	-
当座借越	177	133
転換社債及び非転換社債の短期部分	600	600
長期債務の短期部分	6	9
有利子負債	3,223	2,260
流動及び非流動金融負債合計	11,445	10,456
現金及び現金同等物	(3,572)	(6,895)
正味債務	7,873	3,561

現金及び現金同等物から当座借越を差し引いた金額は33億9,500万ユーロであり、連結キャッシュ・フロー計算書で報告されている金額と対応している。

売掛債権のノンリコース・ファクタリングの実行額は、2021年6月30日に終了した6ヶ月会計期間において総額5,000万ユーロであったのに対し、2020年6月30日終了した6ヶ月会計期間において2,500万ユーロであった。

市場性有価証券は、一般的に規制市場で取引され、コマーシャル・ペーパー、投資信託及び同等物などの既知の金額の現金と容易に交換可能である流動性の高い商品で構成される。

長期債務を除くすべての金融商品は通常、公正価値で評価される。非流動金融負債には、2021年6月30日時点の公正価値が88億2,800万ユーロである社債が含まれる。

2021年6月30日時点で、シュナイダーエレクトリックS.E.は、36億ユーロの現金及び現金同等物、並びに26億ユーロの利用可能なコミットメントラインの利用枠を含め、合計で約62億ユーロの流動性を有する。

当社グループの長期債務格付に関連する借入契約には、レーティング・トリガーは含まれていない。

注記 16 デリバティブ商品

2021年6月30日

(百万ユーロ)	会計上の 適格性	期限	帳簿価額	名目購入価格	公正価値	うち、その他		
						資産における 帳簿価額	負債における 帳簿価額	包括利益(OCI) における 帳簿価額
先物契約	CFH	1年未満	(386)	232	4	8	(5)	-
先物契約	CFH	2年未満	(14)	27	-	1	(1)	-
先物契約	CFH	2年超	(7)	1	-	-	-	-
先物契約	FVH	1年未満	(1,038)	599	(10)	6	(16)	-
先物契約	NIH	1年未満	(397)	-	(4)	-	(4)	-
先物契約	売買目的	1年未満	(664)	1,989	1	6	(5)	-
為替スワップ	CFH	1年未満	-	109	(8)	-	(8)	1
為替スワップ	NIH	2年未満	(715)	-	(13)	-	(13)	(12)
為替デリバティブ合計			(3,221)	2,957	(30)	21	(52)	(11)
先物契約	CFH	1年未満	-	350	19	19	-	19
商品デリバティブ			-	350	19	19	-	19
オプション	CFH	1年未満	-	1	-	-	-	-
株式デリバティブ			-	1	-	-	-	-
合計			(3,221)	3,308	(11)	40	(52)	8

2020年12月31日

(百万ユーロ)	会計上の 適格性	期限	帳簿価額	名目 購入価格	公正価値	うち、その他		
						資産における 帳簿価額	負債における 帳簿価額	包括利益 (OCI) における 帳簿価額
先物契約	CFH	1年未満	(242)	147	1	10	(9)	1
先物契約	CFH	2年未満	(19)	24	-	1	(1)	-
先物契約	CFH	2年超	(7)	1	-	-	-	-
先物契約	FVH	1年未満	(997)	1,098	25	30	(5)	1
先物契約	NIH	1年未満	(1,102)	-	21	21	-	22
先物契約	売買目的	1年未満	(536)	2,425	7	11	(4)	-
為替スワップ	CFH	1年未満	-	159	11	11	-	-
為替デリバティブ合計			(2,903)	3,854	65	84	(19)	24
先物契約	CFH	1年未満	-	249	23	23	-	23
商品デリバティブ			-	249	23	23	-	23
オプション	CFH	1年未満	-	1	1	1	-	1
株式デリバティブ			-	1	1	1	-	1
合計			(2,903)	4,104	89	108	(19)	48

16.1- 外貨

関係会社取引の大部分が、関係会社の機能通貨以外の通貨建てで行われているため、当社グループは通貨リスクに晒されている。当社グループがこのリスクをヘッジ出来ない場合、機能通貨と他の通貨間の為替レート変動が損益に重要な影響を及ぼす可能性があり、また前年度との業績比較を歪める可能性がある。そのため、当社グループは為替レートへのエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ商品を使用しており、主に為替予約及びナチュラル・ヘッジを利用している。また、関係会社に対する長期貸付金及び借入金の中には、IAS第21号に従い在外営業活動体に対する純投資とみなされるものもある。

シュナイダーエレクトリックS.E.の通貨ヘッジ方針は、機能通貨以外の通貨建ての取引に係るリスクから子会社を保護することである。

16.2- 金利

借入に係る金利ヘッジは、全体の借入費用を最適化するため、連結上の債務残高に基づき、かつ市況を考慮に入れて、グループ・レベルで管理される。当社グループは金利へのエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ商品を使用しており、主に金利スワップを利用している。

当社グループは2021年6月30日に終了した6ヶ月期間において、金利へのエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ商品を使用しなかった。

16.3- 原材料

当社グループは、エネルギー及び原材料価格、特に鉄鋼、銅、アルミニウム、銀、鉛、ニッケル、亜鉛及びプラスチックの価格変動に晒されている。当社グループが価格の増分をヘッジ、補償又は顧客に対して転嫁できない場合、損益にマイナスの影響を与えうる。しかしながら、当社グループは、非鉄金額及びレアメタル価格の上昇に対するエクスポージャーを限定する一定の対応策を講じている。事業体の調達部は、本社経理部及び財務部に購買予測を報告している。調達コミットメントは、先物契約、スワップ、並びに利用率は低いオプションを用いてヘッジされている。

16.4- 取引先リスク

金融取引は、慎重に選定した取引先と契約している。取引銀行は、独立格付機関が発行する信用格付けを含む通例的な基準に従い選定される。

当社グループの方針は取引先リスクを分散させることであり、関連規則の遵守を確かめるための統制活動が定期的実施されている。さらに当社グループは、売掛債権に係る損失リスクを抑えるために取引信用保険を締結しているほか、その他の保証も利用している。

注記 17 関連当事者取引

17.1- 関連会社

これらは、主に当社グループが重要な影響力を有する会社である。これらは、持分法により会計処理される。これらの関連当事者との取引は、独立第三者間取引と同様の条件で実施され、当期中重要な取引は行われなかった。

17.2- 絶大な影響力を持つ関連当事者

当期において、取締役会構成員との取引は実施されなかった。

注記18 コミットメント及び偶発負債

18.1- 差入れた、或いは差入れられた保証

差入れた、或いは差入れられた保証は、2021年6月30日時点において、それぞれ38億6,300万ユーロ及び5,500万ユーロであった。

18.2- 偶発負債

当社は、フランスの公的機関によるフランス国内での調査について、現時点において特段の請求又は申立てを受けていない。当社グループは、この事案に関し、フランス当局に対して全面的に協力している。

注記19 後発事象

Uplight

2021年3月3日に、当社グループは、クリーンエネルギーへの移行を進めるエネルギー事業者の技術パートナーであるUplight, Inc. (Uplight) の30%の戦略的少数持分を取得した。同取引は、2021年7月27日に完了した。

2【その他】

(イ) 後発事象

アップライト

2021年3月3日、当社は、クリーンエネルギーに移行するエネルギー・プロバイダーの技術パートナーであるアップライト・インクの戦略的少数株主持分である30%を取得する契約を発表した。かかる取引は2021年7月27日に完了した。

(ロ) 訴訟等

当社は、通常の営業過程で多くの潜在的な請求及び訴訟に晒されている。当社に債務が発生する可能性が高いもの、及び当該結果に対し引当金が設定されているものを除き、潜在的に重要な請求及び訴訟は識別されていない。

とりわけ、当社は、フランスの公的機関によるフランス国内での調査について、現時点において特段の請求又は申立てを受けていない。当社は、これらの事案に関し、フランス当局に対して全面的に協力している。

3【IFRSと日本との会計基準及び慣行における相違点】

本要約中間連結財務諸表は、国際会計基準審議会（「IASB」）が発行し、欧州連合が採択するIFRSに従い作成されている。「IFRS」という用語は、国際会計基準（IAS及びIFRS）並びに解釈指針委員会（SIC及びIFRIC）の解釈を包括的に意味する。

会計基準は、日本で有効なものと一定の面で異なる。本要約中間連結財務諸表に関連する主要な相違点は下記の通りである。

(1) 企業集団内の会計方針の統一

IFRS第10号「連結財務諸表」に従い、親会社は、類似の取引及び類似の状況における他の事象について統一した会計方針を用いて連結財務諸表を作成する。在外子会社の財務諸表が、現地で一般に公正妥当と認められている会計基準を用いて作成されている場合、同在外子会社の会計方針が、IFRSに基づく親会社の会計方針と適合するよう、必要な再分類及び調整が連結前に行われる。また、国際会計基準書（「IAS」）第28号「会計処理される関連会社及び共同支配企業」に従い会計処理される関連会社及び共同支配企業が、類似の取引及び類似の状況における事象について投資会社とは異なる会計方針を使用している場合で、関連会社又は共同支配企業の財務諸表が、持分法の適用にあたって投資会社によって使用される際には、関連会社又は共同支配企業の会計方針が投資会社のもので適合するように調整される。

企業会計基準委員会（「ASBJ」）の企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に従い、連結財務諸表作成のためには、類似の取引及び類似の状況における事象について、親会社及びその子会社に適用される会計方針は、原則として統一されるべきである。しかし、実務対応報告（「PITF」）第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に基づき、在外子会社の財務諸表が、IFRS又は米国で一般に公正妥当と認められている企業会計原則（「US GAAP」）に従い作成されており、かつ、国内子会社が指定国際会計基準（「指定IFRS」）又は修正国際基準（「JMIS」）に従ってその財務諸表を作成し、かつその有価証券報告書においてそれを開示している場合、当該財務諸表は、のれんの非償却、損益外で認識される確定給付年金の数理計算上の差異、及び開発段階で生じる自家創出無形資産の資産計上といった一定の項目を日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に適合するよう調整する条件で、連結財務諸表作成における使用が認められる。

関連会社については、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、類似の取引及び類似の状況における事象に関して投資会社（その子会社を含む）及び持分法を用いて会計処理される被投資会社に適用される会計方針は、原則として統一することが求められる。しかし、PITF第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」に基づき、外国関連会社がIFRS又はUS GAAPに従いその財務諸表を作成し、かつ国内関連会社が指定IFRS又はJMISに従ってその連結財務諸表を作成し、かつその有価証券報告書においてそれを開示している

場合、当該関連会社は、PITF第18号に基づき定められる在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱いを適用できる。

(2) 企業結合

IFRS第3号「企業結合」に従い、企業結合は全て（共同支配の取決めの形成及び共通支配下の企業又は事業の結合の会計処理を除く）、取得法を適用して会計処理をするものとされる。取得法に基づき、取得企業は、取得した識別可能資産及び引受けた識別可能負債を、その取得日の公正価値で認識する。

同様に、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に従い、企業結合は全て（共同支配企業の形成及び共通支配下の取引を除く）、パーチェス法を適用して会計処理されるが、これは取得法と実質的に同様の手法である。

IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準との主な相違点は以下の通り：

(a) 条件付対価の会計処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価の取得日公正価値を、被取得企業との交換で移転された対価の一部として認識しなければならない。一定の場合を除き、条件付対価の公正価値の事後的な変動はのれんに対する調整として取り扱われない。

日本では、条件付取得対価の交付、引渡または返還が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、取得企業は追加的な取得原価又は取得原価の減額として認識し、のれんの金額を調整する。

(b) のれんの当初認識及び非支配持分の測定

IFRSでは、取得企業は、各企業結合について以下の方法のいずれかを選択できる。

- ・ 被取得企業は、非支配持分を含め全体として公正価値で測定され、のれんは非支配持分を含む公正価値に基づき測定される。（「全部のれん方式」）
- ・ 被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を所有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例的な取り分で測定され、取得企業の持分に関連するのれんのみが認識される。（「部分のれん方式」）

日本では、IFRSとは異なり、非支配株主持分の公正価値での測定（「全部のれん方式」）は認められていない。のれんは、被取得企業の取得原価が、受入資産及び引受負債に配分された純額を上回る金額で測定される。（「購入のれん方式」）

(c) のれんの償却

IAS第36号「資産の減損」に従い、のれんは償却されないが、毎年及びのれんが減損している可能性を示す兆候がある場合はいつでも減損テストの対象となる。

日本では、のれんは定額法又は他の合理的な方法を用いて、20年以内の期間にわたって償却される。しかし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた年度の費用として処理することができる。のれんの未償却残高は、減損会計の適用対象である。

(3) リース

企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」は、リース取引がファイナンス・リース取引と判定されるためには解約不能性及びフルペイアウトの規準を満たす必要があり、リース取引がファイナンス・リース取引か否かの判断は、経済的実態に基づいてなされる、と定めている。しかし、リース取引の解約不能期間がリー

ス物件の経済的耐用年数の概ね75%以上である場合、若しくは、解約不能 期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上である場合のいずれかであれば、リース取引はファイナンス・リース取引とみなされる。ファイナンス・リース取引は、負債として認識される金額をもって借手の財務諸表において資産として計上される。少額（個別のリース契約から生じるリース料総額が300万円以下であり、所有権が移転しないファイナンス・リース取引）、又は短期（1年以内）のファイナンス・リース取引は、オペレーティング・リース取引の場合と同様に、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理することができる。

(4) ヘッジ会計

IFRS第9号「金融商品」に従い、ヘッジ会計は、適格要件（リスク・マネジメント戦略の文書化等）を満たす場合、以下の3種のヘッジ関係に対して適用される：

- (a) 公正価値ヘッジ：特定のリスクに起因し、純損益に影響を与えうる、認識された資産又は負債若しくは認識されていない確定約定、若しくはこれら項目の要素の、公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジ。特定のリスクに起因する、ヘッジ対象項目の公正価値の変動、及びヘッジ手段の公正価値の変動は、いずれも損益で認識される。しかし、ヘッジ対象項目が、公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品である場合、ヘッジ手段及びヘッジ対象に係る公正価値の変動はいずれもその他の包括利益に認識される。
- (b) キャッシュフロー・ヘッジ：認識された資産又は負債、若しくは発生する可能性が非常に高い予定取引の全て又はその要素に関連する特定のリスクに起因し、純損益に影響を与えうるキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーのヘッジ。ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、有効なヘッジと判断される部分はその他の包括利益に認識され、非有効部分は純損益に認識される。
- (c) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ：在外営業活動体に対する純投資のヘッジにおいて、ヘッジ手段から生じる為替差額のうち、有効なヘッジと判断される部分はその他の包括利益に認識され、非有効部分は純損益に認識される。

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、繰延ヘッジが原則として適用されるが、これは貸借対照表の純資産の部に計上されるヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象項目（相場変動等による損失の可能性のある資産又は負債で、予定取引により発生が見込まれる資産又は負債を含む）に係る損益が認識されるまで繰延べるものである。ヘッジ対象資産又は負債の相場変動から生じる損益とヘッジ手段に係る損益をいずれも認識する時価ヘッジは、その他有価証券についてのみ認められている。在外営業活動体に対する純投資のヘッジについては、実質的に類似の会計処理が、企業会計審議会が発行する「外貨建取引等会計処理規準」及び関連の実務指針に定められている。

ヘッジ会計に基づき会計処理される金融商品について、ヘッジ手段に係る損益の非有効部分は、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、繰延べることができる（ただし、非有効部分を合理的に区分できる場合、非有効部分を当期の純損益に認識することができる）。

対象となる資産又は負債に係る金利の受払条件を変換する目的で実施されている金利スワップが、ヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象となる資産又は負債とほぼ同一である場合には、「特例処理」が認められる。この特例処理に基づき、金利スワップを時価評価する必要はない。むしろ、金利スワップに起因する金銭の受払の純額を対象となる資産又は負債に係る利息に加減して処理することが認められる。ヘッジ会計の要件を満たす為替予約契約について、外貨建取引及び外貨建金銭債権、金銭債務、並びに、有価証券が予約レートで換算される場合、その金額と直物レートで換算された金額との差額を、為替予約等の契約締結日から外貨建金銭債権債務の決済日までの期間にわたり配分することが時限的な措置として認められている。（「振当処理」）。

(5) 金融資産の認識の中止

IFRS第9号「金融商品」に従い、企業は以下の場合に金融資産の認識を中止する。1) 金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する場合、若しくは2) 企業が金融資産を譲渡し、かつi) 金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを契約の相手方に移転する場合、又はii) 金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転したわけでも、ほとんど全てを保持しているわけでもなく、かつ、当該金融資産に対する支配を保持していない場合。

企業が、金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転したわけでも、ほとんど全てを保持しているわけでもなく、かつ、当該金融資産に対する支配を保持している場合には、保持している資産に関連して生じうる負債を認識する。企業が譲渡資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的に保持している場合、当該譲渡資産の認識を継続する。

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産の認識の中止は、金融資産の各金融要素に対する支配が第三者に移転したか否かに関する判定に基づいている。

(6) 退職給付（確定給付制度）

(a) 退職給付見込額の期間帰属

IAS第19号「従業員給付」に従い、企業は、原則として給付算定式基準に基づき退職給付見込額を勤務期間に帰属させる。

企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に従い、企業は、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする期間定額基準、又は給付算定式基準のいずれかを適用して、給付を勤務期間に帰属させる。

(b) 数理計算上の仮定

- ・ 割引率

IFRSでは、割引率は、優良社債に係る報告期末の市場利回りを参照して算定される。そのような優良社債について厚みのある市場が存在しない通貨については、当該通貨建国債の（報告期末の）市場利回りが用いられる。割引率は毎年末に見直される。

日本では、割引率は、安定性の高い債券の期末時点の利回りに基づき算定されるが、これには期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれ、企業はこれらの中から選択することができる。割引率は、数理計算上の仮定における重要な変更が生じない限り、見直しを求められない。

- ・ 制度資産に係る金利収益（長期期待運用収益率）

IFRSでは、制度資産に係る金利収益は、制度資産の公正価値に年次報告期間開始時点で算定される上記割引率を乗ずることで算定される。制度資産に係る金利収益は、正味確定給付負債（資産）に係る正味金利に含まれ、確定給付債務に係る金利費用と相殺される。

日本では、長期期待収益は期首の制度資産に合理的な期待運用収益率を乗じて算定される。

(c) 数理計算上の差異（再測定）及び過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異は全て、発生次第、その他の包括利益で認識される。その他の包括利益から純損益に振り替えること（組替調整）は禁止されている。過去勤務費用は、制度の改定又は縮小に起因する確定給付債務の現在価値の変動に対応するものであるが、直ちに純損益に認識される。

日本では、遅延認識が認められており、数理計算上の差異及び過去勤務費用は、原則として残存平均勤務期間内の一定期間にわたり償却される。1) 当期純損益に計上されない数理計算上の差異（未認識数理計算上の差異）、及び2) 当期純差異に計上されない過去勤務費用（未認識過去勤務費用）のいずれも、連結財務諸表のその他の包括利益として認識される。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益から純損益へ振り替える。（組替調整が必要である）

(d) 確定給付資産に係る制限

IFRSでは、企業の確定給付制度が積立超過である場合、以下のうち低い方で正味確定給付資産を測定する：

- ・ 確定給付制度における積立超過額；及び
- ・ 制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値。

日本では、このような確定給付資産に係る制限はない。

(7) 株式に基づく報酬

IFRS第2号「株式に基づく報酬」は、株式に基づく報酬取引全てに適用される。IFRS第2号は、以下の通り、持分決済型の株式に基づく報酬取引、現金決済型の株式に基づく報酬取引、及び現金選択権付の株式に基づく報酬取引の3種類の株式に基づく報酬を定めている：

- (a) 持分決済型の株式に基づく報酬取引：原則として、企業は、受領した財又はサービス、及び対応する資本の増加を、受領した財又はサービスの公正価値で測定する。従業員及び類似のサービスを提供するその他の者との取引については、企業は受領したサービスを、付与された資本性金融商品の付与日の公正価値で測定する。
- (b) 現金決済型の株式に基づく報酬取引：企業は、取得した財又はサービス及び発生した負債を、負債の公正価値で測定する。
- (c) 現金選択権付の株式に基づく報酬取引：企業は、株式に基づく報酬取引又は当該取引の要素を、企業に現金（又は他の資産）で決済する負債が発生している場合にはその範囲で現金決済型の株式に基づく報酬取引として、そのような負債が発生していない場合にはその範囲で持分決済型の株式に基づく報酬取引として会計処理する。

さらに、持分決済型の株式に基づく報酬取引については、株式に基づく報酬費用の金額が、付与された資本性金融商品及び権利確定が予想される株式数に基づく公正価値で認識された後は、当該費用は、権利確定した資本性金融商品が権利確定日以降に失効した場合でも戻入れられない。

企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に従い、ストック・オプションの報酬費用は、ストック・オプションの付与日の公正価値に基づき測定され、付与日から権利確定日までの期間にわたり認識され、その金額は資本の部（純資産）に新株予約権として別個に計上される。

しかし、企業会計基準第8号は、持分決済型の株式に基づく報酬取引のみを扱っており、現金選択権付の株式に基づく報酬取引又はその他の種類の株式に基づく報酬については具体的な規定がない。持分決済型の株式に基づく報酬取引以外の株式に基づく報酬は、実務上、発生した対応する負債と共に費用として認識される。さらに、企業会計基準第8号に基づく会計処理は、IFRSとは異なり、企業は、オプションが権利確定日以降に失効する場合、失効したオプションに対応する新株予約権を利益として戻入れる。

(8) 資産の減損

(a) 固定資産の減損

IAS第36号「資産の減損」に従い、資産又は資金生成単位が減損している可能性を示す兆候が存在し、かつ、その回収可能価額（処分費用控除後の公正価値と、資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である使用価値のいずれか高い方）が、帳簿価額を下回ると見込まれる場合、当該差額が減損損失として認識される。過去の期間にのれん以外の資産について認識した減損損失について、一定の基準が満たされる場合戻入れをしなければならない。また、減損の兆候が存在するか否かにかかわらず、耐用年数を確定できない無形資産及びのれんは、各年次において減損テストを実施しなければならない。

企業会計審議会が発行する「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産又は資産グループが減損している可能性がある兆候が存在し、かつ、割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年を超えない合理的な期間に基づく）が簿価を下回る場合、回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産又は資産グループの継続的使用及び使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方）と帳簿価額との差額が、減損損失として認識される。減損損失の戻入れは認められていない。

(b) 金融資産の減損

IFRS第9号「金融商品」に従い、企業は、事後に償却原価で測定される、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、リース債権、契約資産又はローン・コミットメントに係る予想信用損失について、同基準に基づく減損の要求事項を適用して損失評価引当金を認識する。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の損失評価引当金は、その他の包括利益に認識しなければならない。財務状態計算書における当該金融資産の帳簿価額を減額してはならない。

各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大した場合、企業は、全期間の予想信用損失に等しい金額で当該金融商品の損失評価引当金を測定する。各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合、企業は、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で、当該金融商品の損失評価引当金を測定する。

各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したがどうかを評価する。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を使用する。この評価を行うために、企業は、報告日現在の当該金融商品に係る債務不履行発生リスクと、当初認識日現在の当該金融商品に係る債務不履行発生リスクを比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮する。

企業は、金融商品の予想信用損失を、次のものを反映する方法で測定する：

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額；
- ・ 貨幣の時間価値；及び
- ・ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報。

企業は、IFRS第9号に従い報告日現在の損失評価引当金を調整するために必要となる予想信用損失（又は戻入れ）の金額を、減損利得又は減損損失として、純損益に認識する。

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び関連指針に従い、満期保有目的の債券、子会社及び関連会社株式、並びにその他有価証券で、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券以外のもの（企業会計基準第30号等の適用以降は、市場価格のない株式等を除くその他有価証券）について、時価が著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損失として処理される。時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券（企業会計基準第30号等の適用以降は、市場価格のない株式等）について、発行会社の財務状態の悪化により実質価値が著しく低下した場合、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として認識される。貸付金及びその他の債権は、債務者の財政状態及

び経営成績等に応じて、一般債権、貸倒懸念債権、並びに破産更生債権等の3区分に分類される（金融機関は5区分）。貸倒引当金は、各債権区分に応じた手法に基づき見積られる。

さらに日本では、株式について評価損の戻入は禁止されており、満期保有目的の債券及びその他有価証券についても認められていない。貸付金及びその他の債権に係る貸倒引当金の戻入による利益は、当該貸倒引当金が貸付金及びその他の債権の帳簿価額を直接減少させている場合は認識してはならない。

(9) リベート及び割引

IFRSでは、リベート及び割引は売上から控除される。

日本では、リベートは収益の控除項目として表示されるべきである一方、割引は費用として表示される。企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」は2018年3月30日に公表され、2021年4月1日以降に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用となり、早期適用も認められている。同会計基準の適用後、リベート及び割引は、IFRSで求められる方法と同じ方法で会計処理されることになる。

(10) 研究開発費

IFRSでは、内部研究費は発生時に費用として認識される。無形資産の認識規準を満たす内部開発費は資産計上され、耐用年数にわたって定額法で償却される。

企業結合を通じ取得された仕掛中の研究開発は、IAS第38号「無形資産」及びIFRS第3号「企業結合」に従い識別可能な規準が満たされる場合、企業結合日における公正価値で資産計上される。

日本では、「研究開発費等に係る会計基準」に従い研究開発費は発生時に費用として認識される。

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」及び企業会計基準第23号「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」は、企業結合に対する取得対価の一部を研究開発費に配分し費用とすることを認める規定を消去している。取得された仕掛中の研究開発は、企業結合日時点で識別可能である場合には、企業結合日の時価で資産計上される。

(11) 補助金及び助成金

IFRSに基づくと、固定資産に関連して受け取った補助金及び助成金は繰延収益として取り扱い、資産の耐用年数にわたり規則的かつ合理的に収益として認識するか、若しくは資産の帳簿価額から控除して、当該償却資産の耐用年数にわたって減価償却費を減少させる方法によって認識される。

日本では、固定資産に関連して受け取った国庫補助金及び助成金は、受領時に収益として認識される。しかし、企業会計原則等に従い、受領した国庫補助金及び助成金はまた、取得した資産の取得原価から直接控除する方法、又は利益剰余金の処分により積立金として会計処理することも認められている。

(12) 借入費用

適格資産の取得、建設又は製造に直接起因する借入費用は、資産の取得原価の一部として資産計上することが求められる。適格資産は、使用又は販売が可能となるまでに相当の時間が必要となる資産である。

日本では、借入費用は原則として、発生時に費用として認識される。しかし、一定の規準を充足する借入費用は、(a) 不動産開発業の場合は日本公認会計士協会業種別監査調査研究部会建設業部会及び不動産業部会「不動産開発事業を行う場合の支払利子の監査上の取扱い」、若しくは(b) 自家建設資産の場合は「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第3号のいずれかに従い、資産計上できる。

(13) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、企業はIFRS第7号「金融商品：開示」に従い、全ての金融資産及び金融負債に関し、主に以下の項目を開示することが求められる：

(a) 金融商品の重要性に関する情報、及び

(b) 金融商品から生じるリスクの性質及び程度に関する情報。

同基準はまた、公正価値ヒエラルキー（つまり、全ての金融商品を関連定義に基づきレベル1、2及び3に区分するもの）を含む、公正価値測定及び流動性リスクに関する詳細な開示も求めている。

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に従い、企業には、その金融商品のすべての公正価値の開示、及び金融商品から生じるリスクの開示が求められる。しかし、金融商品から生じるリスクの一種である市場リスクに係る量的情報の開示は、金融商品から生じるリスクが重大である企業のみを想定している。

企業会計基準適用指針第19号は2019年7月4日に公表され、2021年4月1日以降に開始する結会計年度及び事業年度の期首から原則適用となり、早期適用も認められている。企業会計基準適用指針第19号（2019年改訂）は、公正価値ヒエラルキーの開示を求めている。

(14) 公正価値測定

IFRS第13号「公正価値測定」は、他のIFRSが公正価値又は公正価値測定（及び、売却費用控除後の公正価値のような、公正価値に基づく測定、又はそういった公正価値測定に関する開示）を求める、又は認める際に適用されるが、特定の例外及び適格性がある。IFRS第13号は、公正価値を、測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格と定義している。IFRS第13号はまた、公正価値の測定に使用するインプット情報を、その性質に基づき3レベルのヒエラルキーに分類すること、並びにヒエラルキー内のレベルごとの公正価値測定を開示することを、企業に求めている。

日本では、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及びその適用指針である企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」並びに関連会計基準及び適用指針の改訂（「時価の算定に関する会計基準等」）が、2019年7月4日に公表され、2021年4月1日以降に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用となり、早期適用も認められている。時価の算定に関する会計基準等は、基本的にIFRS第13号の基本的原則を組み込み、財務諸表間の比較可能性が損なわれない範囲で、日本における過去の慣行等を考慮して、個別項目の追加的な会計処理を定めている。同会計基準の範囲には、(1) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（2019年改訂）、及び(2) 企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（2019年改訂）に基づくトレーディング目的で保有する棚卸資産が含まれる。

時価の算定に関する会計基準等が発行されるまでは、公正価値測定を包括的に扱う会計基準はなかった。その代わりに、適用される会計基準それぞれが、公正価値算定のための独自の指針を定めていた。金融商品については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、公正価値は、市場価格又は市場価格が入手可能でない場合は合理的に算定された価値として定義され、評価技法で用いられるインプット情報に基づく公正価値の分類の要件はなかった。

(15) 金融商品の分類及び測定

IFRS第9号「金融商品」に従い、企業は、金融資産の管理に関する企業の事業モデル及び契約上のキャッシュ・フローの特性に基づき、金融商品を以下のように分類し、事後的に測定する。：

- (a) 償却原価で測定するもの：金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されており、かつ、同金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。
- (b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの：金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されており、かつ、同金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定するもの：金融資産が上記に従って測定されない場合。

ただし、企業は当初認識時に、売買目的保有でなく企業結合において取得企業が認識した条件付対価でもない場合は、事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができる。

企業は、公正価値で測定される負債であるオプション又はデリバティブを除き、全ての金融負債を償却原価で事後測定するものに分類する。

さらに、会計上のミスマッチを排除する、又はそれを顕著に減少させるために行う場合を含め一定の規準が充足される場合、IFRS第9号は企業に対し、その金融資産及び金融負債を、純損益を通じた公正価値で測定するものと取消不能な形で指定することを認めている。

日本では、金融資産及び金融負債は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、以下の通り評価される：

- ・ 売買目的有価証券は時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。
 - ・ 子会社株式及び関連会社株式は、個別財務諸表において取得原価をもって貸借対照表価額とする。
 - ・ 満期保有目的の債券は、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。
 - ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価をもって貸借対照表価額とする。評価差額は以下のいずれかの方法により処理する：
 - (a) 純資産の部に計上し、売却、評価損を計上する又は回収される時に損益計算書に振り替えられる、若しくは、
 - (b) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。
 - ・ 時価を把握する事が極めて困難と認められる有価証券：
 - (a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された価額とする。若しくは、
 - (b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- 時価を把握する事が極めて困難と認められる有価証券に関する規定は、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等の適用にあたって削除される。企業会計基準第30号等の適用にあたって、改訂企業会計基準第10号は、市場価格のない株式等を取得原価をもって貸借対照表価額とすることを求めている。
- ・ 貸付金及びその他の債権は、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された価額とする。
 - ・ 金融負債は、債務額をもって貸借対照表価額とする。しかし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額をもって借対照表価額とする。

日本では、IFRSで認められる公正価値オプションについての規定はない。

(16) 非支配持分

IFRS第3号「企業結合」に従い、企業結合ごとに、取得企業は、取得日現在で、被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかで測定する：

- (a) 取得日現在の公正価値；若しくは、
- (b) 取得日現在の、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例的な取り分。

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定される。

支配喪失につながらない、子会社における親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）は、資本取引として会計処理される。

日本では、非支配株主持分の公正価値での測定は認められていない；むしろ、非支配株主持分は、企業結合日時点の被取得企業の識別可能な純資産の時価の持分で評価される。

(17) 他の企業への関与の開示

IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、企業は以下を開示する：

- (a) 支配、共同支配及び重要な影響力の判定において企業が行った重要な判断及び仮定。
- (b) 子会社への関与- グループの構成、非支配持分が企業集団の活動及びキャッシュ・フローに対して有している関与、企業集団の資産等へのアクセス能力に関する重大な制約の性質及び程度、連結している組成された企業への関与に関連したリスクの変動の性質及びその影響、並びに子会社における所有持分の変動の影響。
- (c) 共同支配の取決め及び関連会社への関与- 共同支配の取決め及び関連会社への関与の性質、程度及び財務上の影響、並びに関与に関連するリスク
- (d) 連結されていない組成された企業への関与- 連結されていない組成された企業への関与の性質及び程度、並びに関与に関連するリスクの性質及び変動。

日本では、上記項目を包括的に扱う会計基準がない。しかし、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に従い、連結範囲から除外された特定目的会社に関する説明の開示、及び連結範囲に含まれる子会社、非連結子会社及びその他の重要な連結方針並びに、該当する場合にはその方針の重要な変更についての事実及び状況又は理由の開示が、企業には求められる。

(18) 収益の認識

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従い、企業は、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額を描写するために、収益を認識する。この基本原則に基づき収益を認識するため、企業は以下の5ステップのモデルを適用する：

ステップ1：顧客との契約の識別。

このIFRS 15の要件は、顧客と合意した、特定の規準を充足する各契約又は契約の組合せに適用される。

ステップ2：契約における履行義務の識別。

契約には、顧客に対して財又はサービスを移転する約束が含まれる。この財又はサービスが、契約の文脈におけるものも含め区別できる場合に、当該約束は別個の履行義務となり、個別に会計処理される。

ステップ3：取引価格の算定。

取引価格は、財又はサービスの顧客への移転と引き換えに企業が権利を得ることを見込んでいる契約上の対価の金額である。取引価格は顧客からの対価として固定金額でありうるが、変動対価又は現金以外の形式での対価を含む場合もある。

ステップ4：契約における履行義務に対する取引価格の配分。

取引価格は、契約書上で約束された区別できる財又はサービスそれぞれの相対的な独立販売価格で、各履行義務に配分される。独立販売価格が観察できない場合には、企業はそれを見積もる。

ステップ5：企業による履行義務の充足時における収益の認識。

企業は、約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足する際（つまり顧客が当該財又はサービスの支配を獲得する際に）（又は充足するにつれて）、収益を認識する。履行義務は、一時点で（典型的には財の顧客への移転の約束について）、又は一定期間にわたり（典型的にはサービスの顧客への移転の約束について）、充足されうる。

IFRS第15号はまた、契約獲得の増分費用に関する要件を含んでおり、また本人か代理人かの検討といった他の事項に係る指針を定めている。

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び適用指針である企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」は、2018年3月30日に公表され、2021年4月1日以降に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用となり、早期適用も認められている。この会計基準及び適用指針は、基本的にIFRS第15号の基本的原則を組込むため、また財務諸表間の比較可能性が損なわれない範囲で、日本における過去の慣行等を考慮して、一定の項目に関する代替的な会計処理を追加するために作成された。

この会計基準及び適用指針が発行されるまでは、収益認識に関する包括的な会計基準は存在しなかった。収益は一般に、企業会計原則に基づく実現主義の原則に従い認識される。財の販売について、出荷日基準での収益認識が実務上広く採用されている。さらに、割賦販売については、企業会計原則に基づき、回収基準及び回収期限到来基準での収益認識が認められる。しかし、企業会計基準第29号では、割賦販売について回収基準及び回収期限到来基準に基づく収益認識は認められていない。

第7【外国為替相場の推移】

ユーロと円の為替相場は日本国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているため省略する。

第8【提出会社の参考情報】

当社は、当該半期の開始日から本半期報告書の提出日までの間において、以下の書類を関東財務局長に提出した。

書類名	提出日
有価証券届出書	2022年9月30日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当なし

第3【指数等の情報】

該当なし